

## 第3期西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画



(ワークステーション湯田・沢内利用者の作品)

～ 障がいのある方が地域で安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して ～

平成24年3月

岩手県西和賀町



～ はじめに ～

本町では、平成19年3月に障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一本化し、平成23年度を目標とした「第1期西和賀町障害者計画・障害福祉計画」を策定しました。平成21年3月には障害福祉計画の見直しをした「第2期西和賀町障害者計画・障害福祉計画」を策定し、「障がいのある方が地域で自立し、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して」を目標に施策を進めてきたところです。

この度の策定にあたっては、障がい者のニーズ調査や一般住民の意識調査を行ないながら、現状と課題を把握し、西和賀町障害者自立支援協議会や各専門部会において議論を重ね、パブリックコメント等を実施しながら平成24年度から平成26年度までの3年間を期間とする「第3期西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定しました。

この計画では、平成24年4月に行われる障害者自立支援法等の改正を見込み、特に相談支援の充実強化にあたっては、今まで町外の事業所に委託していた相談支援事業を町内で実施することを目標に体制整備を行うことにしています。障がい者の権利擁護にあたっては、成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業における市町村必須事業への格上げに伴い、新規事業として実施することなどを新たに盛り込んでいる他、「福祉施設入所者等の地域への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行促進」に引続き積極的に取り組むことにしております。また、昨年発生した東日本大震災以後取りざたされている防災対策についても、防災計画と災害時要援護者避難支援計画と連携し見直しに取り組むこととしております。

この計画が推進できるよう、障がい者本人、障がい者団体、企業、障害福祉サービス事業者、地域住民、行政等がそれぞれの役割を自覚し、積極的に行動に移していくことが重要です。障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、町民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりご指導、ご協力をいただきました西和賀町障害者自立支援協議会の皆様を始め、関係機関のご協力に対し深く感謝申し上げます、あいさついたします。

平成24年3月

西和賀町長 細井洋行



# 目 次

## 第1章 序論

I 西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画について	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の性格	2
4 障がい者計画と障がい福祉計画との関係	3
5 計画の体系図	4

## 第2章 総論

I 基本的な考え方	
1 計画の基本理念	6
2 計画の目標	6
II 西和賀町における障がいのある人の状況	
1 身体障がいのある人の状況	8
2 知的障がいのある人の状況	10
3 精神障がいのある人の状況	10
4 難病患者の状況	12
III 西和賀町における「障害」の表記	13

## 第3章 各論

### 第1節 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援	
1 障がい福祉サービスの充実	15
2 相談支援体制の充実	19
3 権利擁護の推進と虐待防止	22
4 生活安定施策の推進	24
II 保健・医療	
1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	26
2 適切な保健・医療の提供	28
3 精神保健福祉施策の充実	30

### 第2節 自立と社会参加の促進

I	教育・育成	
1	障がい児療育の充実	32
II	就労支援	
1	雇用の促進	34
2	福祉的就労の場の確保	38
III	社会参加	
1	文化活動の振興	39
第3節	ひとにやさしいまちづくりの実現	
I	啓発・広報	
1	啓発活動の推進	40
2	心のバリアフリー化の促進	43
II	生活環境	
1	住まい・まちづくりの推進	44
2	移動・交通のバリアフリー化の促進	47
3	防災安全対策の推進	48
III	情報・コミュニケーション	
1	情報バリアフリーの促進	49
2	コミュニケーションの推進	50
第4節	障がい福祉計画の実践	
I	障がい福祉サービスの内容と見込み	
1	基本的な考え方	51
2	地域生活移行及び一般就労移行の数値目標と目標を達成するための方策	53
3	障がい福祉サービス事業の見込量とサービス確保のための方策	56
4	地域生活支援事業の見込量とサービス確保のための方策	60

## 第4章 計画の推進

I	計画の推進に向けて	
1	計画の推進体制	64

## 第5章 資料

I	西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画第3期計画策定の経過	66
II	西和賀町障害者自立支援協議会委員名簿	67
III	アンケート調査結果について	68

第 1 章 序論

## I 西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画について

### 1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年4月の障害者自立支援法の施行を受け、障害者基本法に規定する「障害者計画」と障害者自立支援法に規定する「障害福祉計画」との整合性を図るため、この両計画を一本化して平成19年3月に平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期、平成21年度から平成23年度を第2期とする「西和賀町障がい者計画及び障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

今回の計画の見直しにおいては、西和賀町障害者自立支援協議会を通じて障がい者の状況や課題・ニーズを把握し、一人ひとりの立場に立った施策を協議するとともに、施設入所者等の地域生活移行を進めるための目標値や障がい福祉施策の変化に対応した新たなサービス見込量と数値目標を設定するものであります。

### 2 計画の期間

障がい者計画は、平成24年度から平成29年度までの6カ年を計画期間とします。

障がい福祉計画は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とします。

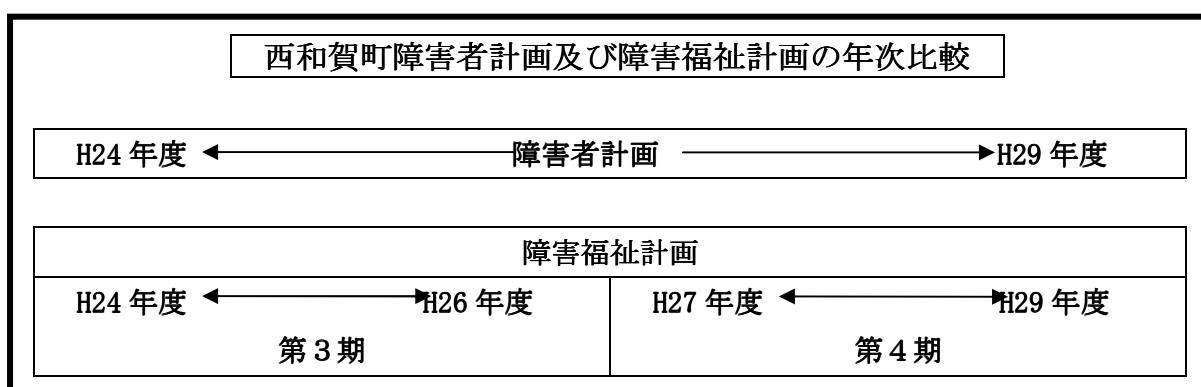
### 3 計画の性格

この計画は、障害者基本法に定める「障害者計画」、障害者自立支援法に定める「障害福祉計画」として西和賀町の障がい者施策に関する基本的方向性と具体的な取組みについての計画として位置づけます。

## 4 障がい者計画と障がい福祉計画との関係

障害者計画は、「障害者基本法に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画」であるのに対し、障害福祉計画は、3年を1期として定める「障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する計画」です。

西和賀町では、障がい者計画と障がい福祉計画の整合性を図るため、この両計画を一本化して平成18年度に第1期計画を、平成20年度に第2期計画を策定しています。



### 障害者計画と障害福祉計画の関係

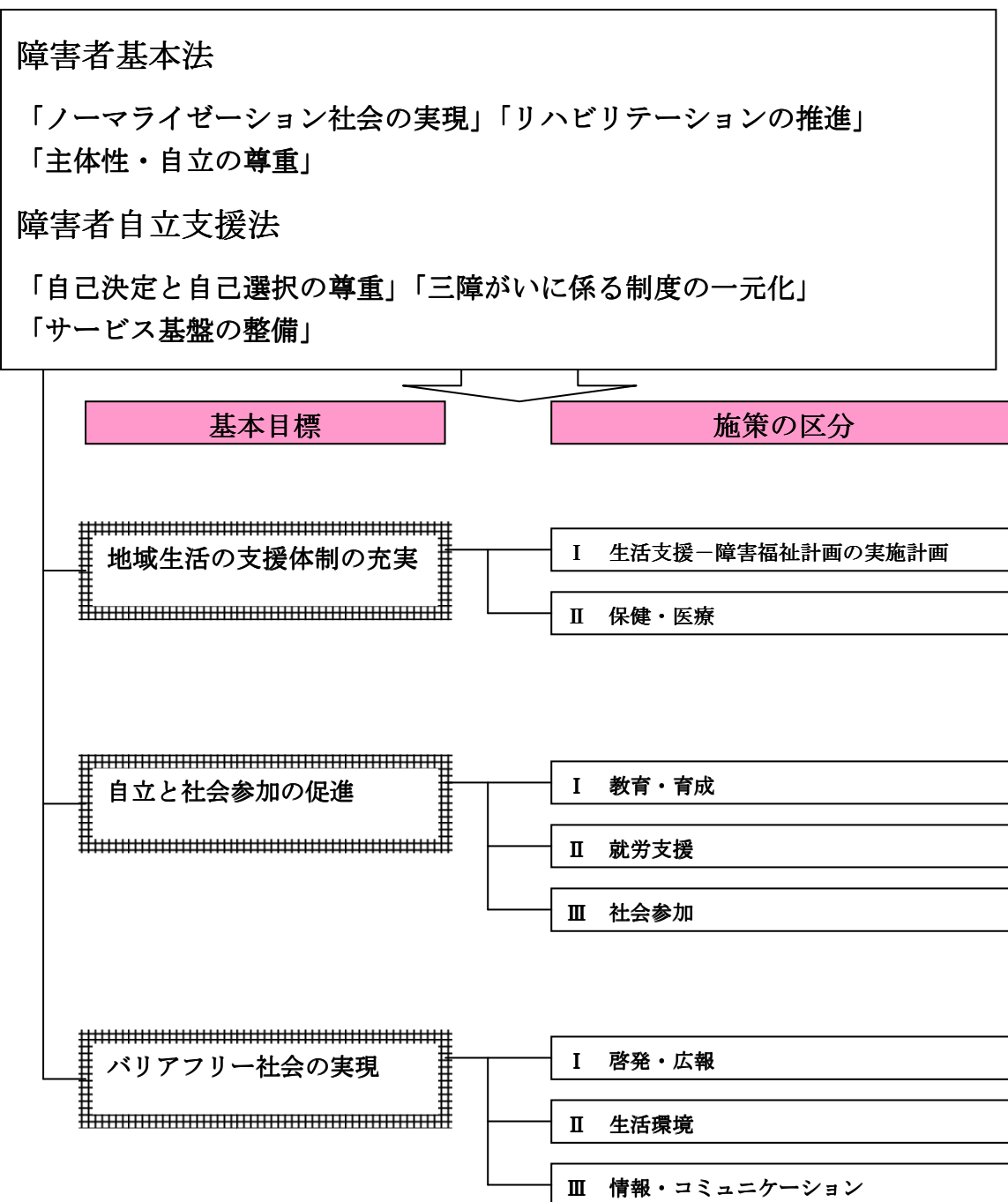
(国の指針)

障害者計画の主な策定事項	障害福祉計画の主な策定事項
<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的な考え方</li> <li>○ 西和賀町における障害のある人の状況等</li> </ul> <p>【各論】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活の支援体制の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>生活支援</b> →</li> <li>○ 保健・医療</li> </ul> </li> <li>2 自立と社会参加の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・育成</li> <li>○ 就労支援</li> <li>○ 社会参加</li> </ul> </li> <li>3 バリアフリー社会の実現                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発・広報</li> <li>○ 生活環境</li> <li>○ 情報・コミュニケーション</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定障害福祉サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各年度毎のサービス毎の見込量</li> <li>○ 見込量の確保のための方策</li> </ul> </li> <li>(2) 指定相談支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各年度毎のサービス毎の見込量</li> <li>○ 見込量の確保のための方策</li> </ul> </li> <li>(3) 地域生活支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各年度毎のサービス毎の見込量</li> <li>○ 見込量の確保のための方策</li> </ul> </li> <li>(4) 補装具費の支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提供体制の確保のための方策</li> </ul> </li> <li>(5) 指定障害者支援施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の社会資源の活用方法</li> <li>○ 各年度毎のサービスごとの見込量</li> <li>○ 提供体制の確保のための方策</li> </ul> </li> <li>(6) 費用の見込み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各年度毎の自立支援給付及び地域生活支援事業に係る給付費等の見込み</li> </ul> </li> <li>(7) その他</li> </ol>



## 5 計画の体系図

### 基本理念



第 2 章 総論

## I 基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

障害者基本法の理念である、「ノーマライゼーションの推進」「リハビリテーションの充実」「主体性・自立性の尊重」、障害者自立支援法の基本理念である「自己決定と自己選択の尊重」「三障がいに係る制度の一元化」「地域生活移行や就労移行支援等のサービス基盤の整備」を踏まえつつ、「障がいのある方が住みなれた地域で自立し、重い障がいがあっても安心・安全に暮らせるまちづくり」を目指します。

### 2 計画の目標

#### (1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、寒冷な気候や積雪など本町の地域特性を踏まえ、行政や事業者等が、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた保健医療福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図ります。

#### (2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援等、ライフステージに応じたサービスの充実に努めます。

### (3) ひとにやさしいまちづくりの実現

障がいの有無に関わらず、町民誰もがお互いを大切にし、生きがいをもって生活できるようにするためには、一人ひとりが理解しあい、思いやりの心をもつことが大切です。

そして、誰もが行きたいところへ行くことができ、さまざまな活動に参加することのできる壁のない社会をつくることも必要です。

すべての町民が生活しやすい町を目指し、いろいろな壁を取り除いた「ひとにやさしいまちづくりの実現」に努めます。

## II 西和賀町における障がいのある人の状況

### 1 身体障がいのある人の状況

#### (1) 身体障害者手帳交付者数

平成22年度末の身体障がい者手帳の交付者は491人となっています。

#### (2) 障がい等級別

身体障害者手帳交付者数（障がい等級別）

（単位：人・％）

区分		総数	重度		中度		軽度	
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成18年度	実数	473	128	72	87	102	41	43
	構成比	100	27.1	15.2	18.4	21.6	8.7	9.1
平成22年度	実数	491	129	66	102	113	42	39
	構成比	100	26.3	13.4	20.8	23.0	8.6	7.9
増減率		3.8	7.8	▲8.3	17.2	10.8	2.4	▲9.3

（各年度末現在）

#### (3) 障がい種別

身体障害者手帳交付者数（障がい種別）

（単位：人・％）

区分		視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成18年度	実数	62	46	3	272	90	473
	構成比	13.1	9.7	0.6	57.5	19.0	100
平成22年度	実数	47	44	7	286	107	491
	構成比	9.6	9.0	1.4	58.2	21.8	100
増減率		▲24.2	▲4.3	233	5.1	18.9	4.0

（各年度末現在）

※ 聴覚障がい…聴覚又は平衡機能障がい

言語障がい…音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい

内部障がい…心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸及び免疫の機能障がい

## (4) 年齢区分別

## 身体障害者手帳交付者数（年齢区分別）

(単位：人・%)

区分		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
平成18年度	実数	1	81	391	473
	構成比	0.2	17.1	82.7	100
	人口	921	3610	2904	7435
	人口比	0.1	2.2	13.5	6.4
平成22年度	実数	3	92	396	491
	構成比	0.6	18.7	80.7	100
	人口	746	3287	2793	6826
	人口比	0.4	2.8	14.2	7.2
増減率		300	13.6	1.3	3.8

(各年度末現在)

平成22年度の年齢区分別の内訳は、18歳未満は3人、18～64歳は92人、65歳以上は396人となっています。本町における同年度末の65歳以上の住民基本台帳人口は2,793人であり、65歳以上の町民のおよそ7人に1人が身体障がい者手帳を所持していることとなります。

## (5) 自立支援医療（更生医療、育成医療）利用者数

平成22年度末現在、身体の障がい者で自立支援医療（更生医療）を利用している方は3人となっています。内訳は内部障がい2人、肢体不自由1人となっています。なお、障がい児を対象とする育成医療の利用者は平成22年度末現在おりません。

## 2 知的障がいのある人の状況

### (1) 療育手帳交付者数

平成22年度の療育手帳の交付者数は80人となっています。

### (2) 障がい区分別

#### 療育手帳交付者数（障がい区分別）

(単位：人・%)

区分		平成18年度		平成22年度		増減計	
総数		76		80		4	
18歳未満	A判定	0[0%]	3	2[2.5%]	4	2	1
	B判定	3[3.9%]	[3.9%]	2[2.5%]	[5.0%]	▲1	
18歳以上	A判定	31[40.8%]	73	30[37.5%]	76	▲1	3
	B判定	42[55.3%]	[96.1%]	46[57.5%]	[95.0%]	4	

※A判定＝重度・最重度、B判定＝軽度・中度

(各年度末現在)

## 3 精神障がいのある人の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成22年度の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数は42人となっています。

### (2) 障がい等級別

#### 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(単位：人・%)

区分		総数	1級	2級	3級
平成18年度	実数	56	19	26	11
	構成比	100	33.9	46.4	19.6
平成22年度	実数	42	17	15	10
	構成比	100	40.5	35.7	23.8
増減率		▲2.5	▲10.5	▲42.3	▲9.1

(各年度末現在)

**(3) 自立支援医療（精神通院）対象者数**

平成 22 年度末の通院医療費公費負担対象者数は 73 人となっています。

**(4) 精神障がいのある人の数**

精神障がいのある人医療保護入院、自立支援医療（精神通院）利用者で把握している精神障がいのある人の数は、平成 22 年度末で 85 人となっています。疾患別でみると、統合失調症が最も多く、35 人となっています。

**平成 22 年度精神障がい患者数**

(単位：人)

種別	患者数
措置入院	0
医療保護入院	12
自立支援医療（精神通院）	73
<b>計</b>	<b>85</b>

※岩手県中部保健所への照会による。

(平成 22 年度末現在)

**平成 22 年度精神疾患別患者数**

(単位：人)

疾患名	患者数
症状性を含む器質性精神障害	5
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	6
統合失調症、統合失調症方障害及び妄想性障害	35
気分障害	20
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	6
成人の人格及び行動の障害	1
精神遅滞	2
小児期及び青年期に通常発生する行動及び情緒の障害	1
てんかん	8
分類不明	1
<b>計</b>	<b>85</b>

※岩手県中部保健所への照会による。

(平成 22 年度末現在)



## 4 難病患者の状況

国の難病対策要綱による難病の定義は、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス）②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病（例：小児がん、小児慢性腎不全、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）、小児異常行動、重症心身障害児）とされています。

現在国では、原因や治療方法の解明を目的に 130 の疾患について調査研究の対象としていますが、岩手県では 56 の疾患について特定疾患医療受給者証を交付し、医療費の助成を行っています。

### Ⅲ 西和賀町における「障害」の表記

近年、障害の「害」という漢字が否定的でマイナスイメージがあるということから、ひらがな表記にしている市町村や障害関係の施設、サービス事業者などが増加傾向にあります。

「害」の字をひらがなに表記することについては、様々な意見があり、「障害」という表現を変えるべきとの意見もありますが、現在は定着した用語がないのが実情となっています。

一方で、表記について議論を深めていくことは、本計画の目標として掲げている、「ひとにやさしいまちづくりの実現」に向けて、意識を高めていくことにつながっていくことも期待されます。

本町では、「障害」の表記について、西和賀町障害者自立支援協議会において審議した結果、法律で定められた用語以外の「障害」の表記については、害の字をひらがな表記して「障がい」とすることとしました。

第 3 章 各論

## 第1節 地域生活の支援体制の充実

### I 生活支援

#### 1 障がい福祉サービスの充実

##### 現状と課題

- 西和賀町には訪問系2事業所（西和賀町社会福祉協議会、ぶなの園）、日中系1事業所（ワークステーション湯田・沢内）、ケアホーム1事業所（湯川ハウス）あり、全て三障がい一貫してサービスを提供していただいております。限られたサービスの中で地域での生活を支援しています。しかし、緊急時に利用できる短期入所は町内で利用出来ないため、利用する場合は町外の施設を利用していただいているが、移動時間等の問題から施設や家族の送迎が不可能なケースが多々あり、利用を諦めるケースも少なくありません。今後、保護者の高齢化により短期入所の利用のニーズが高まることが想定されることから短期入所サービス提供施設の整備が急務です。また、短期入所に限らず、西和賀町障害者自立支援協議会において地域における不足する社会資源を把握しながら、サービス提供体制の充実について協議していくことも必要です。

##### 具体的施策

#### ① 訪問系サービスの充実

##### ア 居宅介護（ホームヘルプ）

必要としている方に安定したサービスを提供できる体制の充実を図ります。

##### イ 重度訪問介護

現在のところ利用者がいないが、必要な時にサービス提供出来るよう、事業所及び利用者への制度の周知等サービス提供体制の整備を図ります。

##### ウ 同行援護

現在のところ指定事業所が町内にありませんが、重度の視覚障害者の地域生活を強く推進し得るサービスであることから、必要な時にサービス提供出来るよう、サービス提供体制の整備に努めます。

##### エ 行動援護

現在のところ指定事業所が町内にありませんが、知的障がい者や精神障がい者の地域生活を強く推進し得るサービスであることから、必要な時にサービス提供出来るよう、サービス提供体制の整備に努めます。

#### オ 重度障害者等包括支援

現在のところ、指定事業所が町内にありませんが、必要な時にサービス提供出来るよう、サービス提供体制の整備に努めます。

### ② 日中系サービスの充実

#### ア 生活介護

町内ではワークステーション湯田・沢内で実施されています。重度の障がい者が地域移行する際に、受け皿となるサービスであり、ニーズに応えられるようサービス提供体制の充実を図ります。

#### イ 自立訓練（生活訓練・機能訓練）

町内では「生活訓練」がワークステーション湯田・沢内で実施されています。現在西和賀町において利用者数が一番多いサービスであり、今後も地域での暮らしを支えていくサービスであることから、ニーズに応えられるようサービス提供体制の充実を図ります。

#### ウ 就労移行支援・就労継続支援（A型＜雇用型＞、B型＜非雇用型＞）

町内では就労継続支援（B型）がワークステーション湯田・沢内で実施されています。障がい者の就労支援の充実を図るサービスであり、障がい者が充実した生活を送ることができるよう就労の機会を提供しつつ、一般就労へと結びつくために継続した支援を行なうとともに、工賃引き上げによる非雇用型から雇用型への移行を目指してサービス提供体制の充実を図ります。

#### エ 療養介護

必要としている方に安定したサービスを提供していきます。

#### オ 短期入所

現在、町内には事業所はありませんが、ニーズが高く緊急時の支援には必要不可欠であることから、現在介護保険で指定を受けている事業所への要望、ケアホームの空床利用の要望等町内における体制整備の充実を図ります。

### ③ 居住系サービスの充実

#### ア 共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）

地域生活への移行を希望する方や、親元を離れて地域生活を希望する方などが地域において自立した生活が営めるよう、住まいの場となるケアホームやグループホームの整備を促進します。

#### イ 施設入所支援

ケアホーム等での対応が困難な方など、対象となる方が利用できるよう

支援を継続します。

《用語説明》

用語	説明
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者が対象で、居宅介護の内容に合わせて移動中の介護を総合的に行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護をおこなう障がい者自立支援法による給付対象サービス
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がい者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者であって、障害者自立支援法による給付対象サービスを包括的に提供するサービス
生活介護	主として昼間、障害者支援施設等において、①入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、②創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行なう障害者自立支援法による給付サービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい等を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、又は居宅を訪問して行なう理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がい等を有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業書に通わせ、または居宅を訪問して行なう入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、①生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、②給食活動に関する支援、③その他の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス

就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能となる者につき、雇用契約を結び、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行なう就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
療養介護	主として昼間、病院において行なわれる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
短期入所	障害者支援施設等の施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において相談その他の日常生活上の援助を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス
施設入所支援	障害者支援施設等に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行なう障害者自立支援法による給付対象サービス

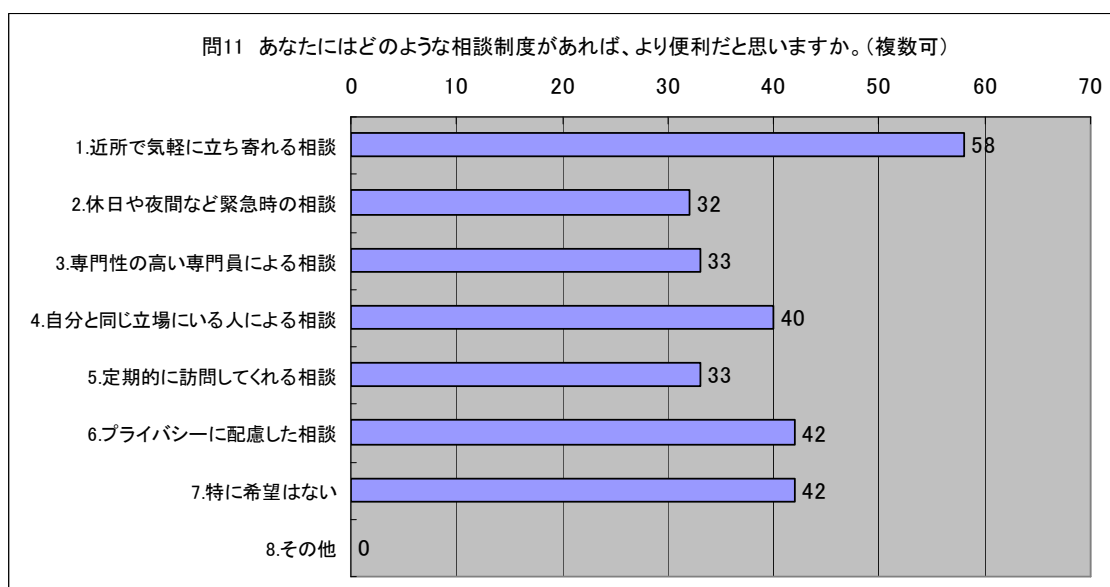
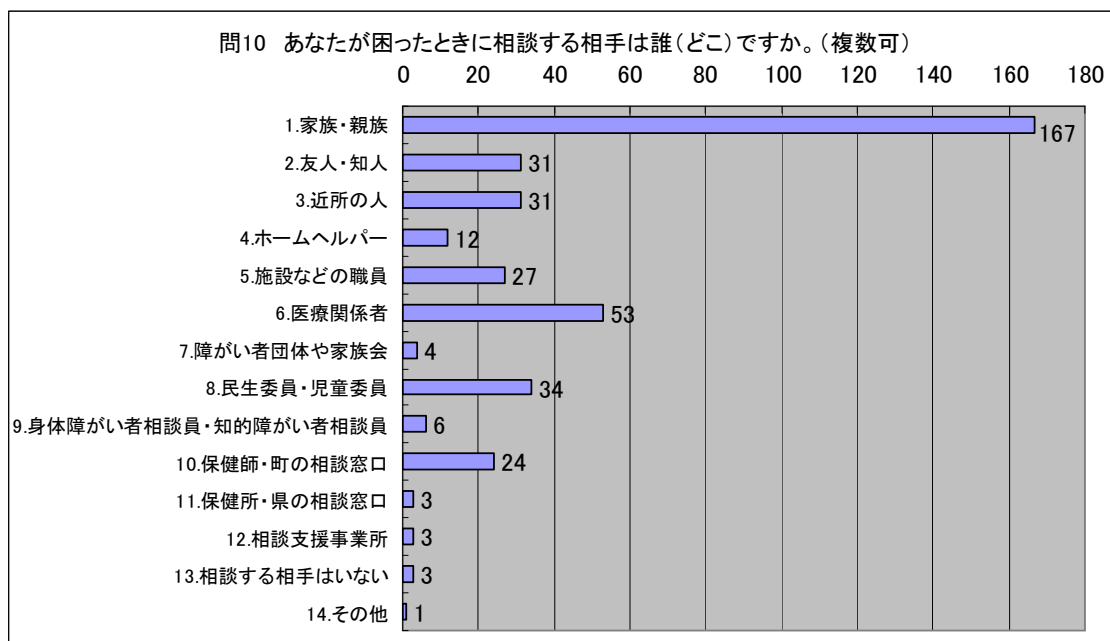
## 2 相談支援体制の充実

### 現状と課題

- 障がいのある人に対する相談支援については、障害者自立支援法の「地域生活支援事業」において市町村が必ず行うべき事業として位置づけられています。そこで、町では町外の指定相談支援事業所へ事業委託をして、身体・知的・精神についてそれぞれ月1回程度の頻度で巡回相談やピアカウンセリングを行っており、電話や来所相談等にも対応していただいております。しかしながら、常設ではなく町外の事業所ということもあって利用は少なく、その分、行政の果たすべき役割が高くなっております。平成24年4月に行なわれる障害者自立支援法および児童福祉法の一部改正において相談支援体制の充実が図られ、今後更に相談支援事業の在り方が重要となることから、町内に常設の相談支援事業所の整備が急務となっております。

このほか、行政の相談機関として、西和賀町、県南広域振興局保健福祉環境部、岩手県中部保健所、北上公共職業安定所、岩手県福祉総合相談センターがあります。また、地域においては、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員が相談に応じています。
- 西和賀町障がい者生活実態・意向調査では、困ったときの相談先として「家族・親族」が最も多くなっています。しかし、どのような相談制度があればいいかとの問には「近所で気軽に立ち寄れる」や、「プライバシーに配慮した」というような身近に専門機関があればいいとの結果でありました。





資料：西和賀町障がい者生活実態・意向調査

- 相談内容を的確に把握し、速やかに悩みや不安を取り除き、問題を解決していくためには、いつでも、どこでも、身近で、安心して利用できる相談体制を整備することが必要となります。

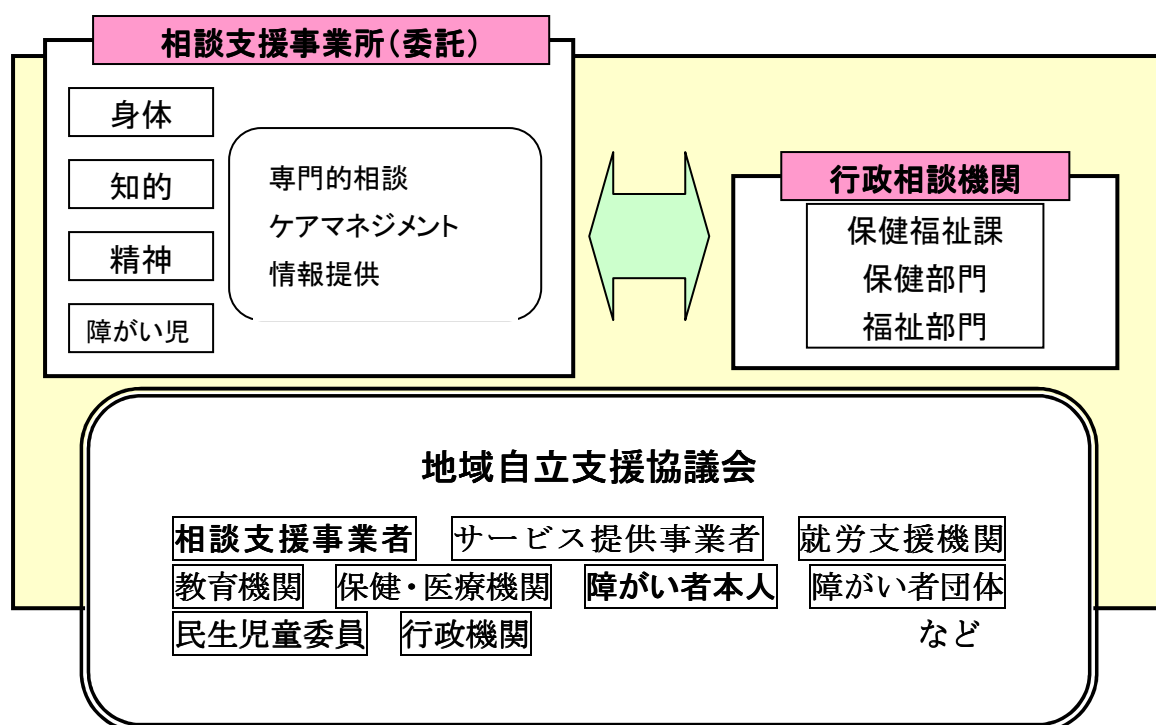
**具体的施策**

① 相談支援体制の整備（再構築）

平成22年度まで北上市の相談支援事業所（3ヶ所）に委託をし実施していた

相談支援事業であるが、法改正等でそのあり方がより地域に根ざしたものに変わりつつあるため、身近な相談支援を目標にその体制の再構築を図ります。障がい者個人がその人らしく自立した生活を送るためには、本人の必要とする情報の活用やサービスの利用が不可欠ですが、障がいによって自らがサービスの利用や調整を行うことに困難が生じないように支援する必要があります。そのため、協力事業所と連携しながら町内での相談支援体制の整備を行います。

### 相談支援体制の構築イメージ



#### ② 地域自立支援協議会の充実強化

西和賀町障害者自立支援協議会には、子ども支援部会、就労支援部会、地域生活支援部会の3つの部会を設置しております。地域の社会資源間のネットワークの核として、障がい者本人の視点に基づく相談支援事業の運営評価や地域での生活を支援する人材の育成、また、不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等についての協議を行います。

### 3 権利擁護の推進と虐待防止

#### 現状と課題

- 障害者基本法では、国及び地方公共団体は障がいのある人の権利擁護及び障がいのある人に対する差別の防止を図りつつ、障がいのある人の自立及び社会参加を支援することにより、障がいのある人の福祉を増進する責務を有することが規定されています。
- 知的障がいや精神障がいのある人等のうち判断能力が十分でない人々が、地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業が社会福祉協議会において実施されています。  
 また、知的障がいや精神障がいにより、判断能力が十分ではないことから財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な人々を保護・支援するため、成年後見制度があるが、平成24年4月から身寄りがない等で成年後見制度の利用に結びつかない方に市町村長が支援を行ない制度利用に繋げる成年後見制度利用支援事業が地域生活支援事業の市町村必須事業に格上げされることに伴い、西和賀町においても成年後見制度利用支援事業を実施します。  
 高齢化や核家族化が進行する中、判断能力が十分ではない障がいのある人等に対する権利擁護に関する事業や財産管理を支援する制度等の利用の促進を図り、地域において安全に安心して生活を送ることができるよう支援することが必要であります。
- 虐待については、平成23年7月から障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例が施行され、平成24年10月には障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が施行されることに伴い、市町村の役割が明確になることから、障がい者や障がい児に対する虐待の未然防止に努めるとともに、虐待が発生した場合には警察、民生児童委員、福祉サービス事業所、学校、保育所等と連携を図り、即座に適切な対応ができるよう体制の整備が求められます。

#### 具体的施策

##### ① 法律相談等の利用促進

障がいのある人の権利を守るため、岩手県が委託実施している「障がい者110番」の普及を図ります。

#### ② 日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及

地域において障がいのある人が安全で安心して生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及を図ります。また、身寄りがない等で成年後見制度利用に繋がらない障がい者については、成年後見制度利用支援事業を積極的に活用し支援します。

#### ③ 福祉関係者への人権思想の啓発

民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の福祉関係者に対する研修会等を通して、障がいのある人の権利擁護について一層の啓発を図ります。

#### ④ 虐待防止の啓蒙・啓発と対応

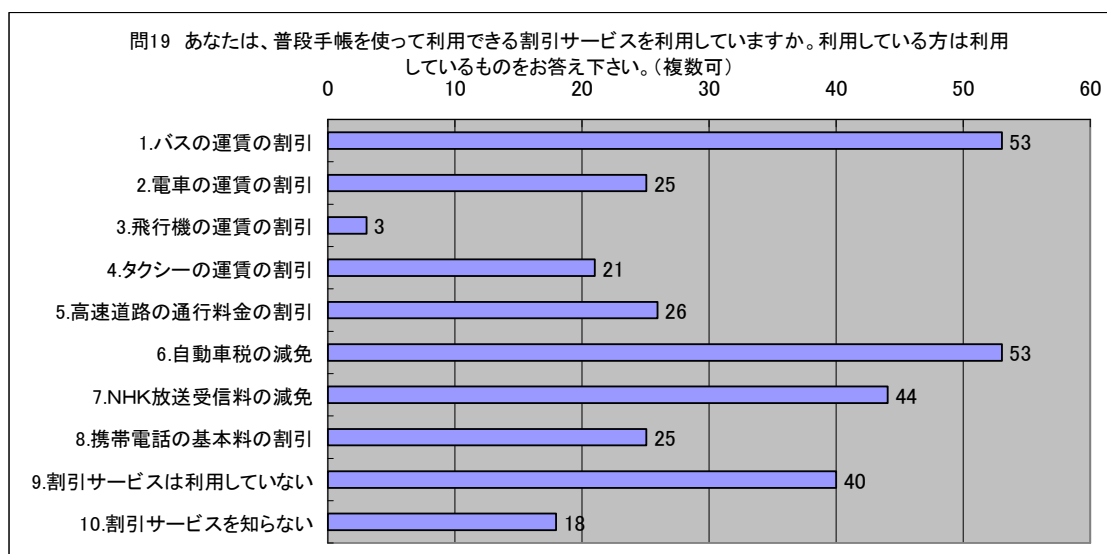
虐待に関する通報・相談等の窓口を町担当課とし、担当職員が緊急性の判断、障がい者等の安全確認を行うとともに、関係機関と連携して対応について協議をしながら、関係者と役割分担して対応します。

## 4 生活安定施策の推進

### 現状と課題

- 障がい者生活実態・意向調査では、手帳を使って利用できる割引サービスを利用していますかとの問いに、「バス運賃の割引」、「自動車税の減免」が高くなっているが、「利用していない」又は「知らない」と答える方も少なくなかった。今までは改正等がなければ特に広報等は行なっておらず、これが利用に繋がらない原因とも考えられるので、障がい者が通常使える権利として広報等での定期的な周知の必要性です。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、何でも相談できる相談体制の充実や保健・医療・福祉サービス等の充実が必要不可欠であり、地域住民に対する差別や偏見をなくすための広報活動を行い、経済的な基盤の確立も必要です。



資料：西和賀町障がい者生活実態・意向調査

### 具体的施策

#### ① 本町における障がいのある人の雇用の推進

障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場に向け促進を図ります。

#### ② 各種制度の利用の促進

各種年金や手当の支給、医療費助成等について、町のホームページや広報誌

等に定期的に掲載し、利用の促進を図ります。

### ③ 公共交通機関等の運賃割引の要望

身体障害者手帳や療育手帳を所持している方に対する公共交通機関等の割引制度については、バス、タクシー、飛行機、有料道路など様々な割引制度があるため、引き続き利用の促進を図ります。

しかし、精神保健福祉手帳を所持している方に対する公共交通機関等の割引制度は未だ確立されていない状況にあるため、身体障害者手帳、療育手帳所持者と同等に適用されるよう、岩手県と協同し関係機関に要望します。

### ④ 障がいのある方に対する医療費の助成制度

重度障がいのある方については、岩手県の単独事業として行っている医療費助成制度の利用促進を図ります。

精神に障がいのある方については、西和賀町の単独事業として行っている医療費助成制度の利用促進を図ります。

## II 保健・医療

### 1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

#### 現状と課題

- 障がいの原因としては、遺伝子や染色体に異常があつて非常に早期から障がいを生じる場合、母体内の環境や条件によって障がいを生じる場合のほか、出産の前後に原因のある場合、生まれてから、あるいは成人や高齢になってからの疾病や事故等による場合があります。
- 本町では、障がいの予防や早期発見のため、妊婦に対する健康診査、先天性代謝異常等の検査や乳幼児健康診査などの母子保健事業を行っています。健康診査を受けることは、早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導や早期治療に結びつける機会にもなります。しかし、保護者の障がいに対する受容しがたい気持ちなどから、早期療育や早期治療に結び付けられない場合もあります。
- 健康寿命の更なる延伸に伴い、生活の質の向上を実現し、元気で明るい高齢社会を築くためには、疾病の早期発見や治療に加えて、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて、積極的に健康を増進し、疾病の発症や進行を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が必要です。
- 複雑化する現代社会では、家庭・学校・職場等の日常生活の場でのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症等の疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の不健康な状態にある人がいます。こうした人たちが地域で孤立し症状が悪化しないよう、適切な対応が必要になっています。
- 労働災害や交通事故等が原因となり、障がいを持つようになる人は少なくありません。日ごろから労働安全や交通安全等についての一層の啓発活動が重要です。

**具体的施策****① 障がいの早期発見**

障がいの原因となる疾病等を予防するためには、妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導が必要であり、発育の遅れを可能な限り早期に発見するためには乳幼児健康診査等を受けることが必要です。これら母子保健法に基づく母子保健事業を推進します。

**② 子育て支援の推進**

子育て家庭に対する相談や情報提供等を通し、障がいのある乳幼児の保護者の不安軽減等を図ります。

**③ 壮年期の予防対策の充実**

壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見のため、健康診査や相談・指導、機能訓練等保健事業を推進します。

**④ 労働安全思想等の啓発**

労働災害や交通事故等が原因となる障がいの発生を予防するため、関係機関と連携し未然防止対策の啓発を行います。



## 2 適切な保健・医療の提供

### 現状と課題

- 保健・医療サービスは、障がいによる機能低下の軽減、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション等、障がいのある人の自立を支援するためには重要な意義を有しています。そのため、適切なサービスが受けられるよう、今後とも体制の整備を図るとともに、必要に応じて医療費等の公費負担制度による支援を図ることが重要です。また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進行する中、福祉サービスの提供とともに、保健・医療サービスの提供が一体となって障がいのある人の生活の質の向上を図ることが不可欠です。
- 障がいのある人が医療を受けるにあたって、現状ではコミュニケーションやアクセスなど社会的な壁が存在し、地域で健康な暮らしを送るためには、関係機関と連携し受診しやすい環境の整備に努めることが求められています。
- 難病を有する人に対しては、国や岩手県で指定した特定疾患において、医療費の一部又は全部を国と岩手県で助成しています。  
 今後は、難病相談、家庭訪問活動、患者会等を開催し、難病を有する人の自立と社会参加を促進し、地域において安心して生活できるよう支援していくことが重要です。

### 具体的施策

#### ① 乳幼児期の健康診査及び療育体制の充実

先天性代謝異常等の早期検査をはじめ、乳幼児期の各種健康診査を推進し、健康診査で障がいの疑いが見られる乳幼児について医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて療育機関への移行を助言します。

#### ② 成人保健事業等の推進

壮年期からの障がいの予防又は軽減等を図るための一環として、健康手帳の交付、健康教育、機能訓練、訪問指導及び基本健康診査等の保健事業を推進し、疾病予防や健康の増進を推進します。

**③ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供**

障がいの特性に応じた保健・医療等に関する適切な情報提供体制の充実を図ります。

**④ 医療費給付等の推進**

医療が必要な障がいのある人が安心して適切な治療を受けることができるよう、公費による医療費の給付等を推進します。

**⑤ かかりつけ医等の確保**

障がいのある人の障がいの程度や健康状態を常に把握し、適切な医療の提供が受けられる「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を確保するよう、普及に努めます。

**⑥ 受診しやすい環境の整備**

コミュニケーションを取ることが不得手な障がいのある人が、受診の際に円滑に診療を受けられる方策について検討します。

**⑦ 難病を有する人への保健・医療の充実**

難病を有する人が地域で安心して生活できるよう、医療機関や関係団体との連携を強化し、在宅の難病患者に対するきめ細やかな療養支援を推進します。

### 3 精神保健福祉施策の充実

#### 現状と課題

- 従来、精神障がいのある人への施策は、医療が中心のものでしたが、昭和62年の精神衛生法から精神保健法への改正にはじまる一連の法律、制度の改正により大きな転換を受け、福祉施策の導入に加え、身体障がいのある人や知的障がいのある人と同じ障がいのある人として位置づけられるようになるなど、自立と社会参加の促進等が図られています。
- 本町では、保健師等による家庭訪問の実施、精神障がい者デイケア事業、精神障がい者に対する医療費助成事業、配食サービス事業を実施しています。しかし、精神障がいのある人の社会復帰や地域における自立生活への支援については、他の障がいに比べ十分とはいえません。

#### 具体的施策

##### ① 精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進

精神疾患は誰もがかかる可能性のある疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図ることが必要です。そのため、さまざまな機会を通して、普及啓発に努めます。

##### ② 心の健康対策の充実

複雑多様化した現代社会において、過度のストレスから心や身体の健康を害した人に対するケアとして、保健や医療等についての相談支援体制の一層の充実を図ります。

##### ③ 日中活動の場の充実

ひきこもりがちな精神障がいのある人が積極的に社会参加できるよう、精神障がいのある人を対象とした当事者の会への参加を促し、自立と社会参加の促進を図ります。

##### ④ 公共交通機関等の運賃割引の要望（再掲）

身体障害者手帳や療育手帳を所持している方に対する公共交通機関等の割引

制度については、バス、タクシー、飛行機、有料道路など様々な割引制度があるため、引き続き利用の促進を図ります。

しかし、精神保健福祉手帳を所持している方に対する公共交通機関等の割引制度は、未だ確立されていない状況にあるため、身体障害者手帳、療育手帳所持者と同等に適用されよう、岩手県と協同し関係機関に要望します。

#### ⑤ 相談支援事業の充実

精神障がいのある人やその家族が、いつでも必要なときに必要な相談ができる相談支援事業の充実を図ります。

#### ⑥ 関係機関との連携強化

精神障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、保健、医療、福祉等を関係機関の一層の連携強化を図るとともに、関連する施策について総合的に取り組みます。

## 第2節 自立と社会参加の促進

### I 教育・育成

#### 1 障がい児療育の充実

##### 現状と課題

- 障がいのある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげて行く必要があります。このため、健康診査等により早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ、適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。
- 障がいのある子どもに対する支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら障がいのある子どもとその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのためにも連続した相談支援体制を整備することが重要です。
- 平成23年4月から西和賀町発達障がい児早期療育事業を実施しています。現在対象児は1名で、毎月2回音楽療法による集中支援を実施中であり、その他、支援者を対象とした研修会を実施し支援者の資質向上を図っています。

##### 具体的施策

#### ① 相談体制の充実

障がいのある子ども又は障がい疑われる子どもを持つ保護者からの相談に対するカウンセリング機能を充実します。具体的には、専門的なアドバイザーや関係機関への紹介を行うとともに、必要に応じて関係機関の職員との同行訪問調査や積極的支援を行います。

#### ② 関係機関との連携強化

特別な支援を必要とする子どもに発達支援を行うため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、関係機関の相互理解と地域療育の向上を図ります。

**③ 発達障がい児の早期療育**

心身等の発達に遅れが認められる子ども又は発達状態に心配のある子どもには、健やかな発達を促すために早期に集中的な支援を要することから、西和賀町発達障がい児早期療育事業たんぽぽの部屋の利用促進を図るとともに、該当児の支援には親の理解が重要なことから、適切な支援・サービスが受けられるよう親に対する支援も行ないます。

**④ 療育体制の充実**

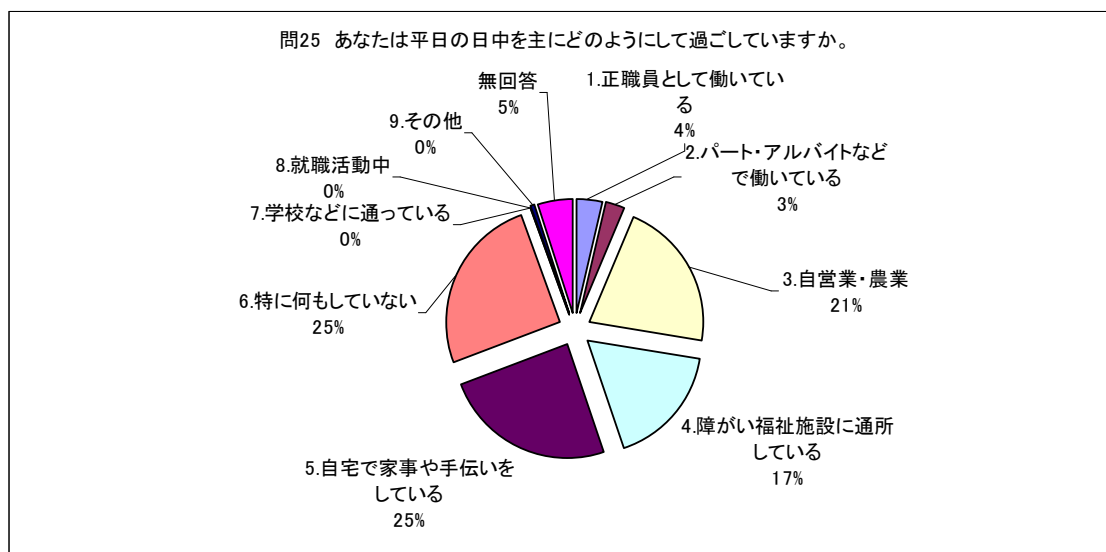
西和賀町障害者自立支援協議会内に子ども支援部会が設置されており、幼児児童に対する情報共有はなされているが、今後は研修会や勉強会などを開催し、支援者の資質向上を図ります。

## II 就労支援

### 1 雇用の促進

#### 現状と課題

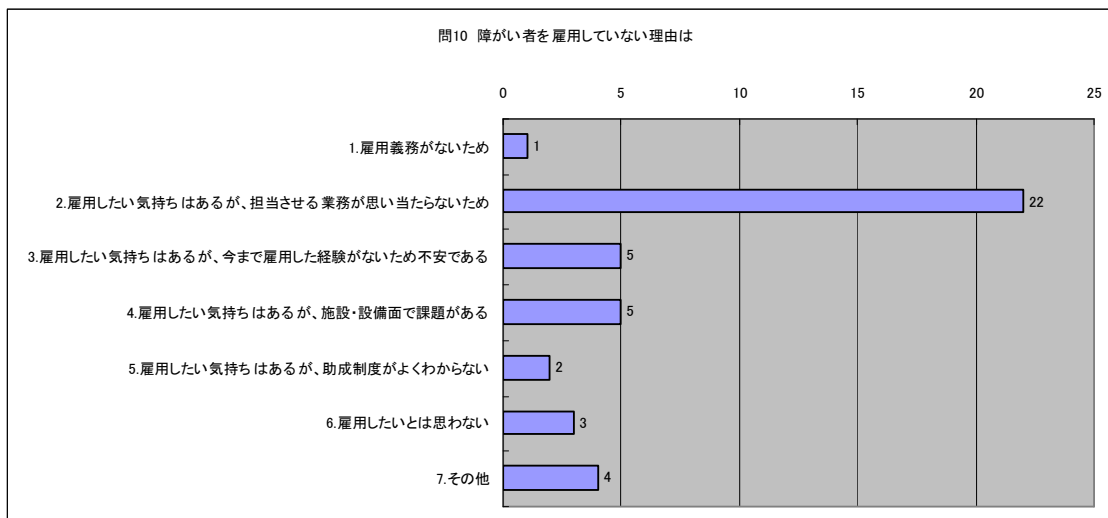
- 雇用・就業は障がいのある人にとっても自立と社会参加の重要な柱であり、日々の生活に生きがいとほりを持つ重要な意義を有しています。  
しかし、障がいのある人が適性と能力に応じた職業に就き、働くことを通じて社会参加し自立した生活を送ることは多くの困難が伴っています。
- 障がい者生活実態・意向調査で、「正職員として働いている」人は、全体の4%、「パート・アルバイトなどで働いている」人は3%、「自営業・農業」は21%となっており、何かしら働いていると答えたのは全体の約4分の1に止まっている。障がい別に見ると知的障害者の4分の3は「障がい福祉施設に通所している」状況です。



資料：障がい者生活実態・意向調査

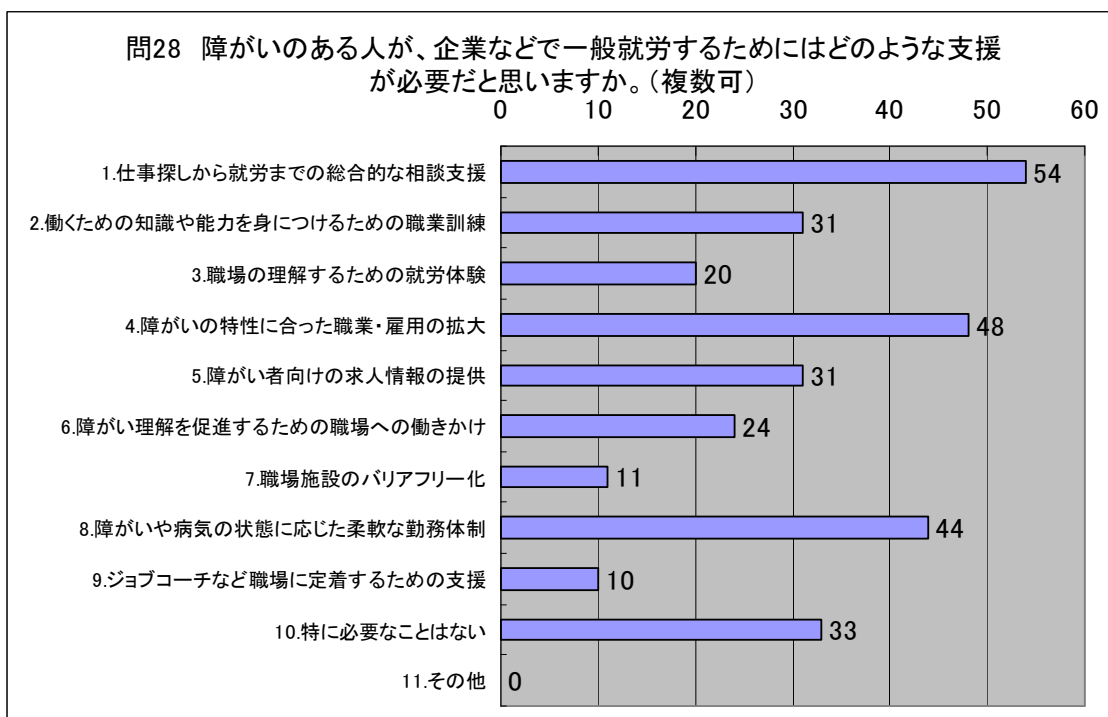
- 障がいのある人については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業や地方公共団体は、一定割合以上の身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。しかし、西和賀町においてこの法律の適用を受け、障がい者雇用を義務付けられている企業等は極僅かであり、その他の大多数の企業は自主判断での雇用を考えなければなりません。しかし、町内の企業を対象とした障がい者雇用に対するアンケート調査において「障がい者を雇用していない理由は」との問いで少なくとも雇用したい気持ちがあると答えた企業は34企業で回答した中の80%であったことから、支援しだいでは雇用につながる

ースも想定できるので、今後は企業側との関係作りも必要です。



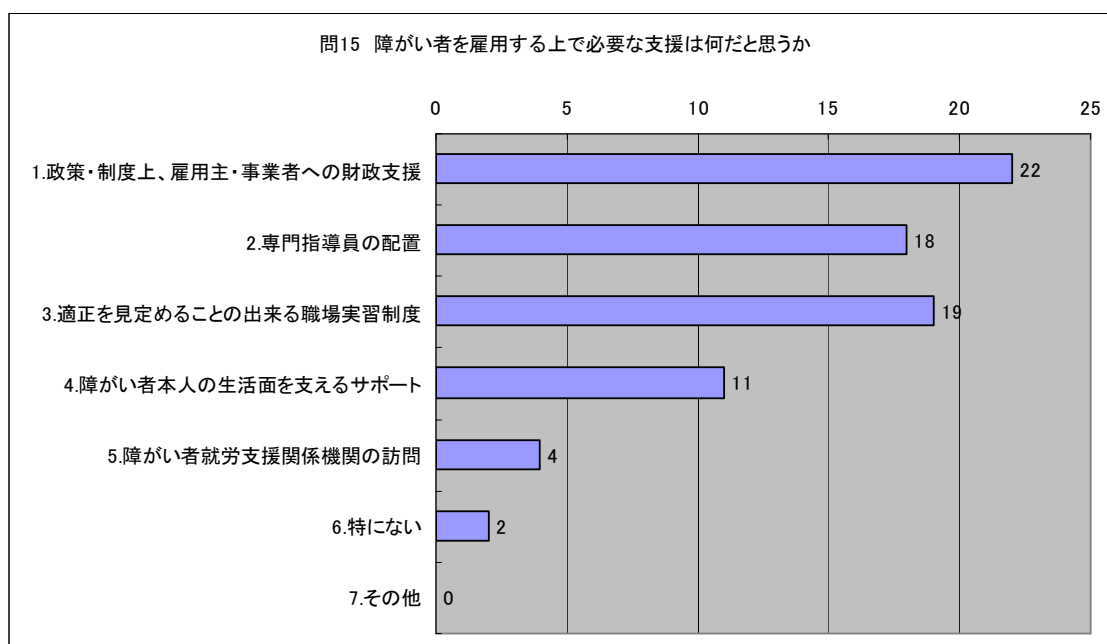
資料：障がい者雇用に関するアンケート調査

- 障がいのある人が企業などで一般就労するために必要な支援を聞いたところ、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が一番多く、次いで「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」、「障がいや病気の状態に応じた柔軟な勤務体制」となっている。また、町内の企業を対象とした障がい者雇用に対するアンケート調査において「障がい者を雇用する上で必要な支援は」と聞いたところ、「財政支援」が一番多く、次いで「職場実習制度」「専門指導員の配置」となっており、今後の方向性として、障がい者本人のみならず、企業側への支援も行なっていく必要があります。



資料：障がい者生活実態・意向調査





資料：障がい者雇用に関するアンケート調査

- このようなことから、障がいのある人にとって必要な就労環境は、事業主や職場の人が障がいのある人の雇用について十分な理解を持つことはもちろんのこと、支援者が障がいを見極め、その特性にあった働き方ができるように支援することにより、障がいのある人の雇用が図られ、職場への定着が促進されるものと考えられます。また、就職や職場適応など就業面の支援だけでなく、生活習慣の確立や日常生活の管理など生活支援と一体となった総合的な支援と企業側への支援等も展開できる体制づくりも必要です。

## 具体的施策

### ① 本町における障がいのある人の雇用の促進

障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保に向け促進を図ります。

### ② 職場実習の充実

障がいのある方がいざ就労となった際に、本人及び雇用主が対応に困らないよう、職場実習の利用を促進し、実習の段階から継続的な支援を図ります。また、職場実習を受け入れる企業の開拓を積極的に行い、企業との関係作りに努めます。

### ③ ジョブコーチの活用

岩手県障がい者職業センターで実施しているジョブコーチ制度を活用し、障

がいの雇用促進に努めます。

**④ 障がい者雇用に係る諸制度の周知や実例の紹介**

障がい者雇用にかかるさまざまな制度について研修会・勉強会等を開催しながら企業や事業主、町民へ周知を行うとともに、事業所で働いている障がいのある人を広く紹介し、障がい者雇用について各方面への理解と浸透を図ります。

## 2 福祉的就労の推進

### 現状と課題

- 福祉的就労の場と呼ばれる障がい福祉施設とは、一般企業で就労することが困難な障がいのある人が就労に向けて作業訓練を行ったり、日中における活動の場として障がいのある人の社会参加を支援するために設置されています。現在、同施設は町内にワークステーション湯田・沢内の1事業所があり、約40名の障がい者が利用しています。大手企業からの受託作業も行ないながら、農産物、パン、ジャムなどを製造しています。また、平成23年4月からは町の配食サービス事業の委託を受けており、高齢者世帯や障がい者世帯への配食を通しながら安否確認や健康チェックを行っていただいております、地域における貢献度も高まっております。
- 障がいがある人の中には、自宅でひきこもったまま社会との接点を遮断している人もいます。こうした人の社会参加を促進し、生活にめりはりを持たせるための障がい福祉施設等の役割についての検討が必要です。
- 障がい福祉施設の製品の販路は、主として施設関係者の人脈に頼って行われていますが、平成22年には江釣子ショッピングセンターパル内に常設販売所として設置された「まごころ工房」（現在は改称し「ハートフルショップまごころ」）で、北上地区の障がい福祉施設の製品を販売しており、広く商品を知っていただくことが可能になっております。今後は、この機会を活かしながらも、独自で販路の拡大を図るなど、障がい者の工賃アップに向けた支援策が必要です。

### 具体的施策

#### 施設製品の販路拡大への支援

北上・西和賀地区障がい者福祉施設製品販売連絡会の運営する「ハートフルショップまごころ」を通じて施設製品を広く情報提供し、また、ワークステーション湯田・沢内で展開しているふるさと宅急便の紹介を行ないながら、販路拡大を支援し、積極的な施設製品の使用を推進し、障がい者の工賃アップを図ります。

### Ⅲ 社会参加

#### 1 文化活動の振興

##### 現状と課題

- 文化活動は、障がいの有無に関わらず様々な人々との幅広い交流が図られるものであり、文化活動を通して地域社会におけるノーマライゼーションの理念の普及や啓発にも繋がることから、積極的に振興を図る必要があります。
- 西和賀町における文化活動として、福祉まつりが開催されておりますが、近年は農業まつりと共同での開催になり、農業まつりがメインのイベントに移り変わりその意義が薄れてきている現状であります。今後は、イベントのあり方を検討する必要があります。

##### 具体的施策

##### ① 文化施設のユニバーサルデザイン化の推進

文化施設の整備に当たっては、障がい者団体や専門家等の意見・要望を踏まえたユニバーサルデザイン化を推進します。

##### ② 作品展等の発表機会の確保等

障がいのある人が製作した作品展や演劇等は、障がいや障がいのある人への理解と関心を深める上で効果的なことから、福祉まつりや文化祭など町で現在行なっているイベントにおいて障がい者が一緒になって活動できるかを検討し、多くの町民が集まる場所で作品展等を開催できるよう支援するとともに、イベント情報の広報に努めます。

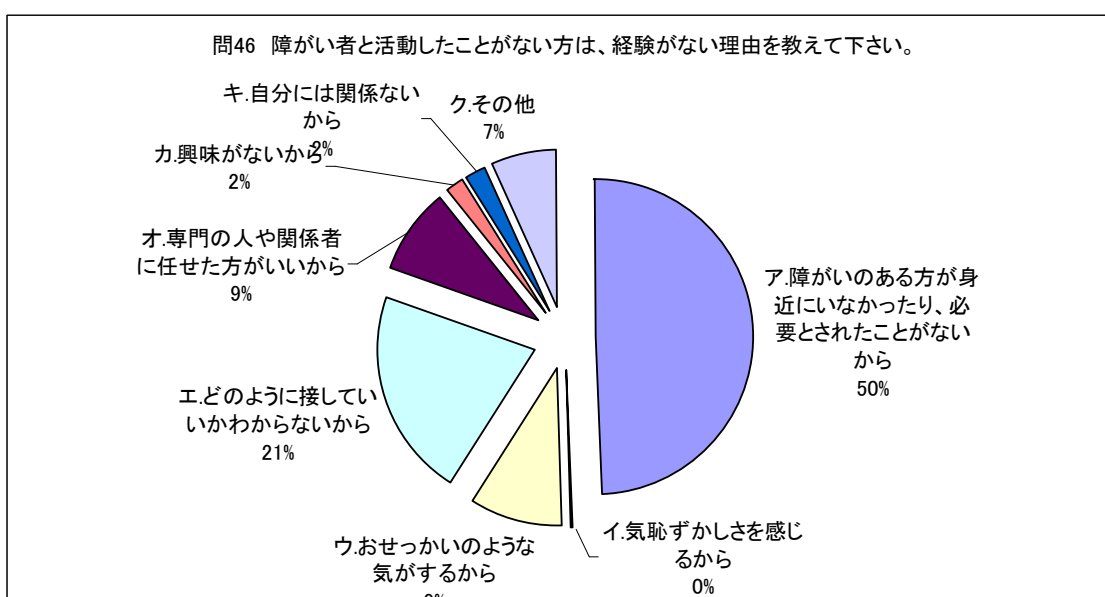
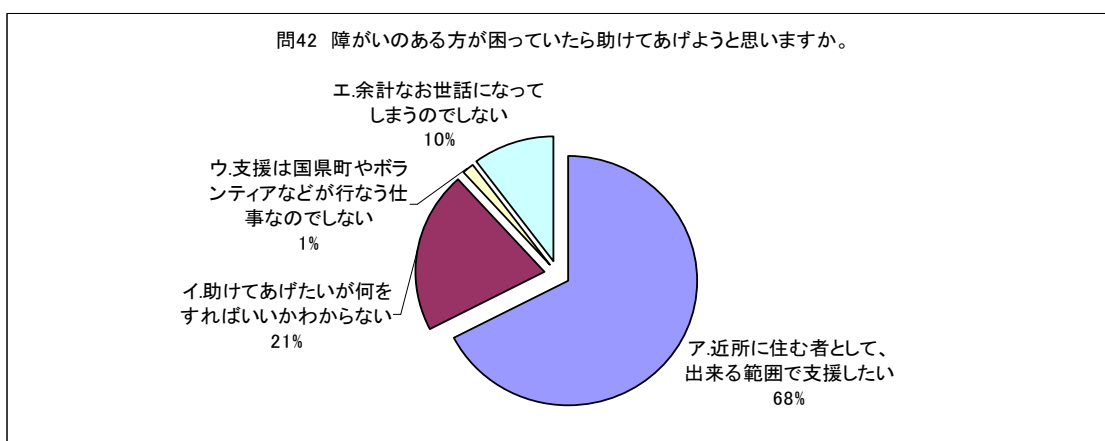
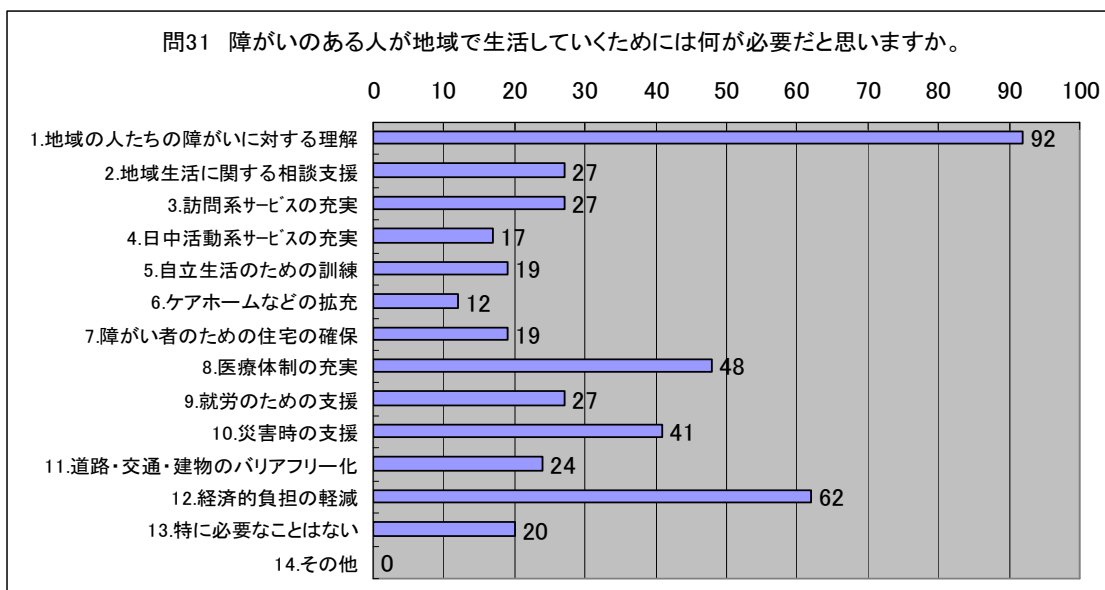
## 第3節 ひとにやさしいまちづくりの実現

### I 啓発・広報

#### 1 啓発活動の推進

##### 現状と課題

- 本計画が目標として掲げる「ひとにやさしいまちづくりの実現」は、行政だけではなく、地域、企業等を含むすべての町民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を認識し、主体的に取り組むことによって達成できるものです。しかし、障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解があるため、障がいのある人は社会生活の様々な場面で不利益を被っている場合があります。
- 障がい者生活実態・意向調査において「障がいのある人が地域で生活していくためには何が必要だと思いますか。」の問において「地域の人たちの障がいに対する理解」が92人と一番多く、また、町が行なった一般住民向けアンケートにおいて「障がいのある方が困っていたら助けてあげようと思いますか。」との間に「支援したい」が68%、「助けてあげたいが何をすればいいかわからない」が21%と少なからず支援をしたいと思っている方が9割近くいました。また、「障がい者と活動したことがない方は、経験がない理由を教えてください。」との間に「身近にいなかったり、必要とされたことがない」が50%、「どのように接していいかわからない」が21%でありました。この結果から一般住民への啓発活動が必要であること、また、障がい者と一般住民との交流の場を企画することが必要であることがわかります。



- 現在西和賀町には当事者団体として西和賀町身体障がい者協会、家族団体として西和賀町手をつなぐ育成会があり、他にも月に1回町の保健師が主催する精神障がい者デイケア事業があります。これらの参加者の中には同じ障がいを持つ方と交流し、相談しあう中で問題解決に繋がったりするケースがあります。しかしながら、団体の活動の参加者が固定化されてきたり、個人情報等の問題もあり新規勧誘が困難になってきています。今後は受身ではなく積極的な情報の発信が必要です。

### 具体的施策

#### ① 啓発活動

一般住民を巻き込んだ啓発活動を展開する他、障がい者と一般住民の交流の場を定期的に開催できるよう努めます。

#### ② 当事者団体等の加入促進

当事者団体、家族団体への加入を促進し、団体の活動を推進します。

## 2 心のバリアフリー化の促進

### 現状と課題

- 建物や道路等がユニバーサルデザイン化されても町民一人ひとりの理解や心づかいがなければ、福祉のまちづくりは進みません。例えば、車いすの使用者は、車のドアを全開にしないと乗り降りができないため、乗降スペースを広く取った専用の駐車場が必要になり、一般の駐車場は利用することができません。車いす使用者の専用駐車スペースに障がいのない人の車が止まっていると、空くまで待つか、帰るしかありません。

また、点字ブロックの上や周囲に物を置くと点字ブロックが移動の手段である視覚障がいのある人にとって移動の妨げになるどころか、転倒などの事故に繋がる危険性もあります。こうした心無い行為は障がいのある人に対する悪意はないとしても、とても大きな障壁になります。障がいのある人に対する正しい理解やわずかな心づかいが大切です。

### 具体的施策

障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、関係機関と協力し、心のバリアフリー化について広く町民に啓発します。

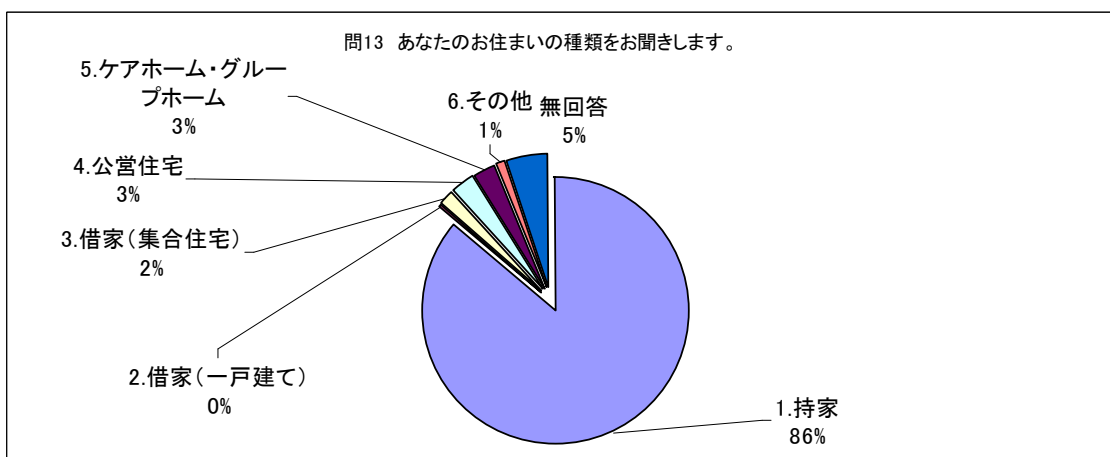
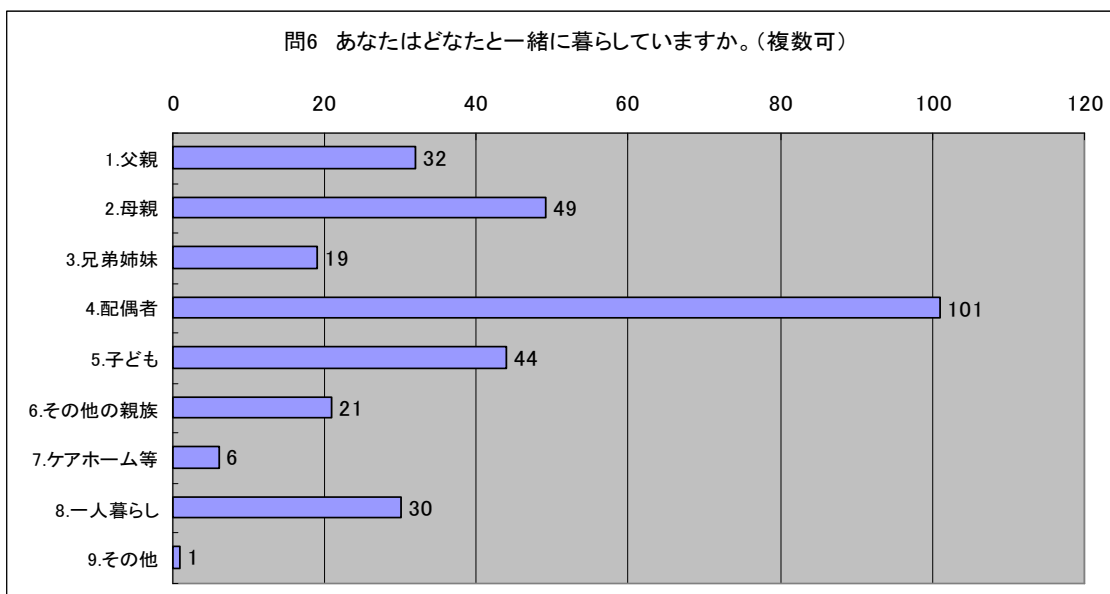


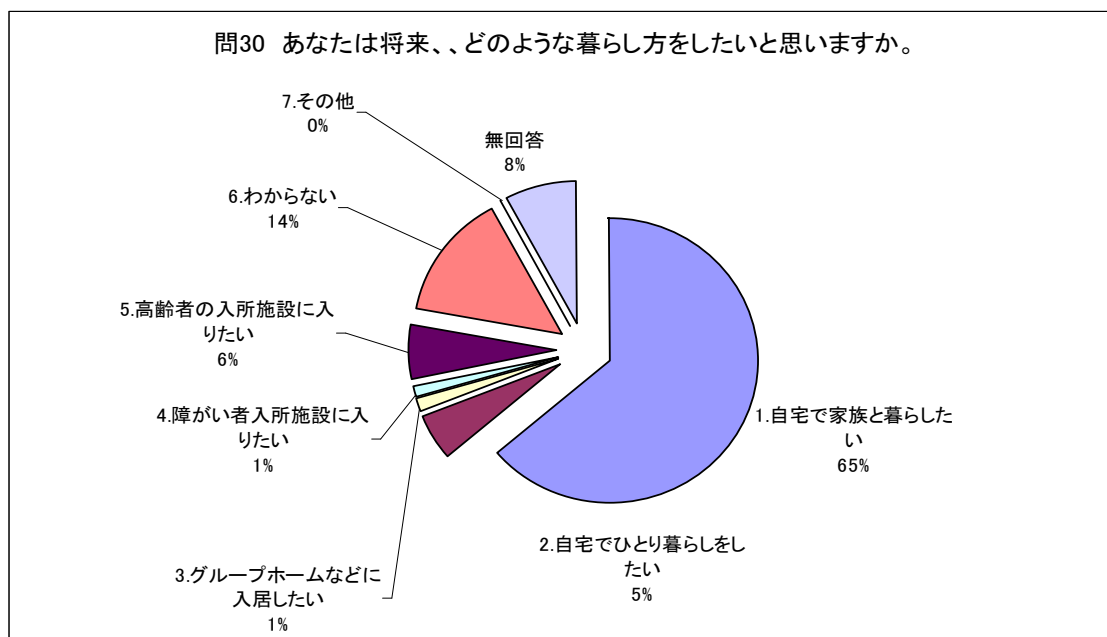
## II 生活環境

### 1 住まい・まちづくりの推進

#### 現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするためには、建築物、道路、公園、公共交通機関等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるよう、または障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていく必要があります。しかしながら、公共施設、民間施設ともにバリアフリーは進んでおらず障がいのある人の社会参加を推進するためバリアフリー化の一層の推進が必要です。また、町内どの施設が障がいに対応しているか等の情報が全くないので、町内のユニバーサルデザインマップの作成が必要です。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、地域において生活できる多様な暮らしの場を確保することは極めて重要な課題です。このため、グループホームの拡充や町営住宅のバリアフリー化を推進するなど、住環境の整備に取り組む必要があります。
- 障がい者生活実態・意向調査の住まいの状況については、自宅で生活している人が最も多く、一緒に生活している方については、「配偶者」と回答した人が最も多い状況となっています。障害別に見ると、身体では配偶者が、知的と精神では「父親」又は「母親」が多くなっている。  
また、「将来どのような暮らしがしたいか」との間は、「自宅で家族と暮らしたい」と回答した方が最も多い状況となっていることから、自宅で安心して生活できる環境づくりが必要であることがわかります。





資料：西和賀町障がい者生活実態・意向調査

## 具体的施策

### ① 日常生活用具給付における住宅改修

障がいのある人の生活の利便性を高めるため、段差の解消、住宅内の手すり設置等の住宅改修を促進します。

### ② 西和賀町ユニバーサルデザインマップの作成

町内のバリアフリー状況を把握し、障がい者に各施設利用の促進を図るためユニバーサルデザインマップを作成します。また、併せてバリアフリー化の啓発と一層の推進を図ります。

### ③ 障がいのある人への福祉除雪事業の利用促進

福祉除雪事業とは、高齢者世帯や障がい者世帯に対し、低料金で除雪作業を行う業者を斡旋している事業です。

本町の地域特性上、冬期間の除雪作業は欠かすことのできない作業であり、また地域で生活するうえで負担の大きい作業の一つです。

障がいのある人が冬期間でも地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉除雪事業の利用促進に努めます。

## 2 移動・交通のバリアフリー化の促進

### 現状と課題

- 障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上でまち全体を障がいのある人にとって利用しやすいものへと変えていくことが求められています。

このため、道路や建物だけでなく、歩行空間、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まち中まで連続した環境の整備を図ることが重要です。また、自家用車を利用して移動する障がいのある人が、駐車場から施設まで円滑に移動できるようきめ細やかに配慮することも必要です。

- 冬期間は積雪などにより車いすのみならず身体に障がいがある方は移動にかなり制限が発生するため、今後は冬期間の移動の確保も必要です。

### 具体的施策

#### ① 交通機関の利便性の向上

関係機関と連携し、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

#### ② ひとにやさしい駐車場利用制度の推進

岩手県が行なっている事業で、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図る目的で実施されている事業だが、施設管理者があらかじめ指定を受けておかなければならず、また、障がい者側も事前に申請し利用証の交付を受けておかなければならないことから、制度の啓発を行い、障がい者の社会参加の向上に努めます。

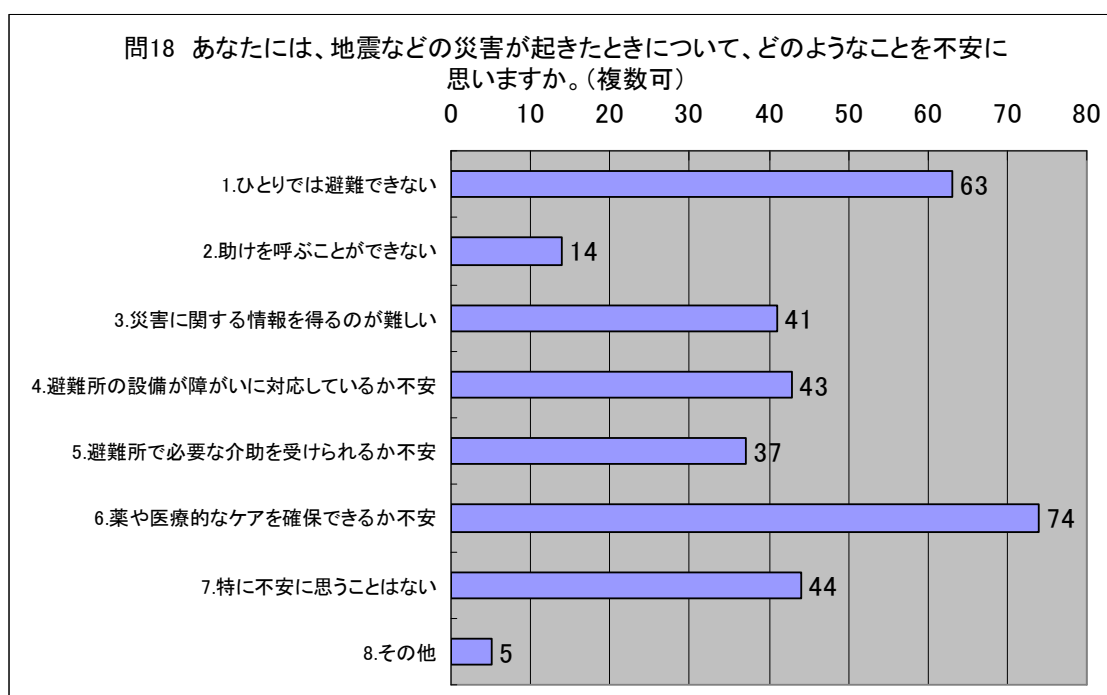
#### ③ 地域福祉の啓発

冬期間など移動に制限を受ける障がい者等には地域内での見守りや助け合いが必要なことから、地域福祉計画と連携し地域福祉の啓発に努めます。

### 3 防災安全対策の推進

#### 現状と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、西和賀町においても震度 4 を計測し、直接的な被害はなかったものの数日間の停電や燃料供給の問題から交通機関がストップするなど間接的な被害により、生活や通院などに影響が発生しました。
- 障がい者生活実態・意向調査において災害時に不安なことはとの設問において、「薬や医療的なケアを確保できるか不安」が一番多く、次いで「一人では避難できない」との結果であった。3月の震災において交通機関もがストップした影響で通院が出来ないとの相談が数件あり、町内の病院に便宜を図ってもらい処方してもらったケースもありました。また、テレビ等で映し出される避難所を見て「自分は災害時どこの避難所に避難すればいいのかかわからない」との声もよく聞かれました。今後は災害を想定しながら災害時の対応を周知することが必要です。



#### 具体的施策

##### 他計画との連携

西和賀町防災計画と連携し災害時の障がい者に対する対策、福祉避難所等の在り方について、見直し検討を行ないます。また、障がい者、難病患者を始めとする要援護者に対しては西和賀町災害時要援護者避難支援計画と連携し、見直しを進めるとともに、個別計画の作成を推進します。

### Ⅲ 情報・コミュニケーション

#### 1 情報バリアフリーの促進

##### 現状と課題

- 地域で生活するためには、誰もが必要とする様々な情報を漏れなく容易に入手でき、自ら発信できることが大切なことです。

近年のIT（情報通信技術）の進歩により、居ながらにして大量の情報に接したり、様々な形態でのコミュニケーションが可能になってきました。西和賀町においても光通信の開通や告知端末がほとんどの世帯に整備にされ町民との情報のやり取りが容易になりました。しかしながら、告知端末放送は声での放送であることから、今後聴覚障がい者に対してのバリアの解消が必要です。

- 聴覚障がい者に対しては携帯電話の電子メール機能が外出先での連絡が容易に取れるようになるなど、有効な情報通信機器の一つであり、視覚障がい者に対しては、音声変換ソフト等視覚障がい者用の各種ソフトの普及などにより、自ら情報発信したり情報収集したりすることができます。一方で、ITの技術進歩は、障がいがあるためにこれまで以上に情報へのバリアになる「情報弱者」にしかねないおそれがありますが、ITを障がいの特性に応じて効果的に活用できれば、障がいのある人の情報入手力・発信力を大きく高め、障がいのある人の自立と社会参加を促進する大きな手段となり得るので、積極的に利用促進の啓発が必要です。

##### 具体的施策

###### ① IT機器の利用の促進

告知端末、インターネット、電子メール、携帯電話、FAXなどの障がい特性に応じた機器の活用により、情報格差をなくすよう努めます。また、これらの利用方法について分かりやすく説明するなど利用の促進に努めます。

###### ② 聴覚障がい者への対応

聴覚障がい者の聞こえ具合を改めて調査し、その程度に応じた情報発信のあり方を検討する。

## 2 コミュニケーションの推進

### 現状と課題

- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、様々な社会環境が整備されることが必要ですが、対人とのコミュニケーションを十分に果たせるよう支援することも必要であります。特に聴覚障がい者に対しては、会話というコミュニケーション手段が使えないため、手話や筆談等と配慮が必要であります。

### 具体的施策

#### ① 手話通訳者等の派遣の推進

聴覚に障がいのある人の自立や社会参加を一層促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施します。

#### ② 手話講座等の開催

聴覚に障害のある人への理解と、コミュニケーションの仕方を学ぶため手話講座等を開催するなど、一般住民に対しても啓発に努めます。

## 第4節 障がい福祉計画の実践

### I 障がい福祉サービスの内容と見込み

#### 1 基本的な考え方

市町村障がい福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、3つの基本理念を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示すとともに、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

#### 国の基本指針における基本的理念等

基本的理念	<p><b>1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重</b></p> <p>ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度別を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進める。</p> <p><b>2 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいの制度の一元化</b></p> <p>障がい福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均一化を図る。</p> <p><b>3 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</b></p> <p>障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	<p><b>1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障</b> 立ち後れている精神障がい者等に対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。</p> <p><b>2 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障</b> 小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進することにより、希望する障がい者に日中活動サービスを保障する。</p> <p><b>3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進</b> 地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。</p> <p><b>4 福祉施設から一般就労への移行等を推進</b> 就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。</p>
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

西和賀町においては、以上のような国の基本指針や岩手県の基本方針等で示された基本的考え方を踏まえるとともに、本計画の第2章で掲げている基本理念、基本目標の実現に向けて、障がい福祉サービス（自立支援給付及び地域生活支援事業）の提供に努めていくこととします。

#### ◆計画の基本理念

障害者基本法

「ノーマライゼーションの実現」「リハビリテーションの推進」

「主体性・自立の尊重」

障害者自立支援法

「自己決定と自己選択の尊重」「三障がいに係る制度の一元化」

「サービス基盤の整備」

#### ◆基本目標

- ① 地域生活の支援体制の充実
- ② 自立と社会参加の促進
- ③ バリアフリー社会の実現

## 2 地域生活移行及び一般就労移行の数値目標と目標を達成するための方策

福祉施設入所者及び社会的入院者の地域生活への移行を促進するため、また、福祉施設から一般就労への移行を促進し、障がい者の自立を支援するため、次のとおり目標値及び目標値を達成するための方策を設定します。

### ① 福祉施設入所者及び社会的入院者の地域生活への移行について

#### ア 福祉施設入所者の目標値の考え方

国で示している基本指針では、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上を6年間で地域移行への目標値とする（新たな施設入所者数を加味して7%以上を削減するものとする）こととしていますが、本県では入所者への意向調査の結果、地域での生活を希望している人数として設定しています。それを受け、本町では第1期計画で目標年度の平成23年度末までに、平成18年7月1日現在の施設入所者15名のうちの3名（20%）が地域移行するものとし、削減目標として設定しました。

第1～2期計画中、地域移行による退所者数は2人（知的障がい者施設からケアホームへの移行）でした。その他、新規入所した方2名、死亡した方2名となっており平成23年7月1日現在、施設入所者は13名となっております。

第3期計画では、平成23年度に県が実施した移行希望調査の結果を分析・精査し、平成23年7月1日現在の施設入所者13名のうち2名（15%）が地域移行するものとし、削減見込者数の目標値として設定します。

#### 《福祉施設入所者の地域生活への移行》

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	13人	平成23年7月1日現在の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	2人	うち、平成26年度末までに地域移行する者の人数 (県が実施した施設入所者を対象としたニーズ調査の結果、地域での生活を希望している人数)

## イ 社会的入院者の目標値の考え方

第1期計画では、精神科病院に入院している人のうち、退院可能な人数については県の調査による人数を目標値としました。平成18年度に県が実施した地域移行希望調査に基づき、第1期計画では、平成23年度末までに2人が地域移行することとし、支援を進めてきました。第1～2期計画期間中には1人が地域移行しています。

第3期計画では、平成23年度に県が実施した精神病院が退院可能と判断した長期入院する精神障がい者を対象とした移行希望調査において地域への移行を希望するものの数を目標値にしているが、本町における希望者はいなかったことから、目標値としては掲げないこととするが、今後移行希望対象者が発生した場合には、関係機関と連携し支援するものとします。

## ② 福祉施設から一般就労への移行について

## ア 目標値の考え方

第1期計画では国の指針である、平成17年度の一般就労移行者数の4倍以上ではありましたが、本町における平成17年度の一般就労移行者数は0人であったため、最少の人数として1人として目標値を定めておりました。第1～2期計画中、福祉施設から一般就労移行者数は0人でありました。

第3期計画では、平成23年12月末現在の町内に住所を有する障がい者就業・生活支援センターの登録者のうち求職中の者3名（施設2人、在宅1人）を勘案し、1人を目標値とします。また、同数を障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者とします。

項 目	数 値	内 容
現在の年間一般就労移行者数	0人	福祉施設利用者のうち、平成22年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	1人	福祉施設利用者のうち、平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	1人	福祉施設利用者で、平成26年度に一般就労へ移行する者のうち、障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

## 《就労移行支援（A型）事業の利用者の割合》

第3期計画では、国の指針において「平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用」との目標

が定められていますが、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、平成26年度の目標値を20.8%とします。

項 目	数 値
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（A）	5人
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	19人
平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）の利用者数（B）	24人
<b>【目標値】</b> 平成26年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	20.8%

#### イ 目標値を達成するための方策

障がい者の雇用・就労を促進するためには、企業・事業主の理解が不可欠です。地域自立支援協議会を中心に、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター、就労支援に従事する関係者の連携を強化し、企業への働きかけに努めます。また、企業向けに実施した障害者雇用に関するアンケート調査において意見が多かった職場実習制度を数多くの事業者で実施していただけるよう、就労支援部会を中心に企業開拓を積極的に行ないます。

また、就労継続支援（A型・B型）事業の福祉サービスについては、利用を希望する者に対して就労の機会を提供するとともに、一般就労を目指し、必要な知識や能力の向上のための訓練を継続して実施します。

### 3 障がい福祉サービス事業の見込量とサービス確保のための方策

障がい者が必要とする障がい福祉サービスの見込量と、サービス確保のための方策を定めます。

#### ① 第2期計画における見込量と達成率

第2期計画における見込量は、新体系移行計画、ニーズ調査を基に、福祉施設の退所見込者や退院可能な精神障がい者を加味し、推計しました。平成21年度から平成23年度までの見込量に対する実績は次の通りです。

《第2期計画における見込量と達成率（平成23年度は見込）》

	サービス名	単位	内訳	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	実績 見込 (達成率)	80 70 (114.3%)	73.5 77 (95.5%)	70 104 (67.3%)
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等 包括支援					
日中活動系サービス	生活介護	人日分	実績 見込 (達成率)	134 130 (103.1%)	157 133 (118.0%)	336 138 (243.5%)
	自立訓練 (機能訓練)	人日分	実績 見込 (達成率)	0 0 (0%)	0 0 (0%)	0 0 (0%)
	自立訓練 (生活訓練)	人日分	実績 見込 (達成率)	541 560 (96.6%)	620 600 (103.3%)	460 640 (71.9%)
	就労移行支援	人日分	実績 見込 (達成率)	19 15 (126.7%)	18 18 (100%)	20 30 (66.7%)
	就労継続支援 (A型)	人日分	実績 見込 (達成率)	26 0 (-%)	31 0 (-%)	60 0 (-%)
	就労継続支援 (B型)	人日分	実績 見込 (達成率)	312 360 (86.7%)	321 400 (80.3%)	360 440 (81.8%)
	療養介護	人分	実績 見込 (達成率)	0 0 (0%)	0 0 (0%)	0 0 (0%)

	児童デイサービス	人日分	実績 見込 (達成率)	1 3 (33.3%)	0 6 (0%)	0 6 (0%)
	短期入所	人日分	実績 見込 (達成率)	2 14 (14.3%)	33 21 (157.1%)	3 28 (10.7%)
居住系サービス	共同生活援助	人分	実績 見込 (達成率)	1 2 (50%)	0 3 (0%)	0 4 (0%)
	共同生活介護	人分	実績 見込 (達成率)	14 15 (93.3%)	17 17 (100%)	16 20 (80%)
	施設入所支援	人分	実績 見込 (達成率)	5 5 (100%)	7 5 (140%)	12 10 (120%)
相談支援 (サービス利用計画作成)		人分	実績 見込 (達成率)	0 1 (0%)	0 1 (0%)	0 2 (0%)

## ② 第3期計画におけるサービスの見込量の考え方

### ア 訪問系サービス

平成23年の実績値を基に1人あたりの平均利用時間数を算出し、平成20年から平成23年までの伸び率と、福祉施設の退所見込者数や退院可能な精神障がい者数を勘案し、推計しました。当該見込量は1ヶ月単位となります。

### イ 日中活動系・居住系サービス

福祉施設の退所見込者数や退院可能な精神障がい者数、特別支援学校の卒業見込み者数を勘案し、推計しました。また、児童デイサービスについては平成24年4月から児童福祉法に法移管されることに伴い削除しました。

### ウ 相談支援事業

平成24年4月の法改正により計画相談支援（サービス利用計画作成）の対象者がサービス利用する全ての障がい者になり、平成24年度から段階的に拡大し平成26年度までにすべての障がい者について実施することになったことと、新たに地域移行支援、地域定着支援が追加されることを加味し、推計しました。

	サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分 (見込対象者)	80 (10)	90 (12)	100 (15)
	重度訪問介護				
	同行援護				
	行動援護				
	重度障害者等 包括支援				
日中活動系サービス	生活介護	人日分 (見込対象者)	360 (18)	380 (19)	400 (20)
	自立訓練 (機能訓練)	人日分 (見込対象者)	20 (1)	20 (1)	20 (1)
	自立訓練 (生活訓練)	人日分 (見込対象者)	440 (22)	480 (24)	500 (25)
	就労移行支援	人日分 (見込対象者)	20 (1)	20 (1)	20 (1)
	就労継続支援 (A型)	人日分 (見込対象者)	60 (3)	80 (4)	100 (5)
	就労継続支援 (B型)	人日分 (見込対象者)	340 (17)	360 (18)	380 (19)
	療養介護	人分 (見込対象者)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	短期入所	人日分 (見込対象者)	10 (3)	15 (5)	18 (6)
居住系サービス	共同生活援助	人分 (見込対象者)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	共同生活介護	人分 (見込対象者)	16 (16)	18 (18)	20 (20)
	施設入所支援	人分 (見込対象者)	12 (12)	12 (12)	11 (11)
相談支援	計画相談支援	人分 (見込対象者)	10 (67)	10 (68)	11 (70)
	地域移行支援	人分 (見込対象者)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	地域定着支援	人分 (見込対象者)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

③ サービス確保のための方策

ア 訪問系サービス

- (1) サービス提供事業者に対し、退院可能な精神障がい者や重度障がい者へのサービス拡充に向けて働きかけていきます。
- (2) 適切なサービスが受けられるよう障がい者の意向把握及び制度の周知に努めます。  
また、サービス提供事業者に対して更なる資質向上を図るよう働きかけていきます。

イ 日中活動系サービス

- (1) 短期入所事業者の設置について、利用者のニーズに対応できるよう障がい福祉サービス事業所や介護保険事業者に働きかけ、町内におけるサービス創出に努めます。
- (2) 障がい者の一般就労促進に向けて公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センターと連携強化し、雇用に係る情報提供に努めます。
- (3) 入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行を進めるため、日中活動の場を確保するべく整備について地域自立支援協議会で協議・調整していきます。

ウ 居住系サービス

- (1) グループホーム・ケアホームなど居住の場を確保するべく、地域自立支援協議会を中心にサービス創出について協議・調整していきます。
- (2) 地域住民の障がい理解が広がるよう周知に努めます。

エ 相談支援

- (1) 相談支援の充実を目的とした平成24年4月の法改正に柔軟に対応するため、町内に相談支援事業所を整備し、身近な相談支援を目指し、もって障がい者の更なる自立支援に努めます。
- (2) 退院可能な精神障がい者が発生した場合については新規サービスである地域移行支援及び地域定着支援を積極的に活用し、障がい者の希望する暮らしを実現できるように相談支援事業所と連携し地域移行を推進します。



#### 4 地域生活支援事業の見込量とサービス確保のための方策

障がい者が必要とする地域生活支援事業の見込量と、サービス確保のための方策を定めます。

##### ① 第2期計画における見込量と達成率

第2期計画における見込量は、平成19年度実績値を基に、前年からの伸びを勘案し推計しました。平成21年度から平成23年度までの見込量に対する実績は次の通りです。

《第2期計画における見込量と達成率（平成23年度は見込）》

事業名	単位	内訳	21年度	22年度	23年度
相談支援	箇所数	実績	4	4	3
		見込 (達成率)	4 (100%)	4 (100%)	4 (75%)
コミュニケーション支援	利用者数	実績	0	0	0
		見込 (達成率)	1 (0%)	1 (0%)	1 (0%)
日常生活用具	単位	内訳	21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具	件数	実績	0	3	1
		見込 (達成率)	1 (0%)	1 (300%)	1 (100%)
自立生活支援用具	件数	実績	4	2	4
		見込 (達成率)	1 (400%)	1 (200%)	1 (400%)
在宅療養等支援用具	件数	実績	2	0	0
		見込 (達成率)	1 (200%)	1 (0%)	1 (0%)
情報・意思疎通支援用具	件数	実績	1	0	1
		見込 (達成率)	1 (100%)	1 (0%)	1 (100%)
排泄管理用具	件数	実績	234	258	260
		見込 (達成率)	280 (83.6%)	290 (89.0%)	300 (86.7%)
住宅改修	件数	実績	0	3	0
		見込 (達成率)	1 (0%)	1 (300%)	1 (0%)

事業名	単位	内訳	21年度	22年度	23年度
移動支援	箇所数	実績	1	1	0
		見込 (達成率)	2 (50%)	2 (50%)	3 (0%)
	利用者数	実績	1	1	0
		見込 (達成率)	2 (50%)	3 (33.3%)	4 (0%)
地域活動 支援センター	利用者数	実績	3	4	4
		見込 (達成率)	3 (100%)	4 (100%)	5 (80%)
訪問入浴	利用者数	実績			0
		見込 (達成率)	(%)	(%)	※ (-%)
自動車運転免 許取得・改造 助成	件数	実績		0	0
		見込 (達成率)	(%)	※ (-%)	※ (-%)

※訪問入浴事業は平成23年度から、自動車運転免許取得・改造費助成事業は平成22年度から実施しているが利用者なし。(第2期計画当初策定時には計上なし)

## ② 第3期計画におけるサービスの見込み量の考え方

平成21、22年度実績値を基にその伸び率や、ニーズ調査、福祉施設の退所見込みや退院可能な精神障がい者数、特別支援学校の卒業見込を勘案し、推計しました。また、国の基本指針に併せて項目を追加しました。

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
相談支援	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	0	0	1
成年後見事業利用支援	利用者数	1	2	3
コミュニケーション支援	利用者数	1	1	1
日常生活用具	単位	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	2
自立生活支援用具	件数	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1
排泄管理用具	件数	270	280	290
住宅改修	件数	1	1	1

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
移動支援	利用者数	1	2	3
	延時間数	12	24	36
地域活動支援センター	箇所数	5	6	7
	利用者数	5	6	7
訪問入浴	利用者数	1	1	1
自動車運転免許取得 ・改造助成	件数	2	2	2

### ③ サービス確保のための方策

#### ア 相談支援事業

平成23年度までは町外の指定相談支援事業所へ委託をし実施していたが、利用者の固定化や常設でないため事前に予約が必要など利用し辛さが目立っていた。そのような背景と平成24年4月の法改正により相談支援の充実が図られることもあり、町内で1箇所、常設の相談支援事業所の整備と、併せて相談支援体制の再構築を図ります。また、相談支援事業を効果的に進めるために、地域自立支援協議会を活性化し、関係機関との連携強化を図ります。基幹相談支援センターについては、常設の相談支援事業所の整備と相談支援体制の再構築後取組むものとし、平成26年度末には設置する見込みである。

#### イ 成年後見制度利用支援事業

平成24年4月から地域生活支援事業の市町村必須事業への格上げになることに伴い、新規事業として実施します。併せて関係機関への事業の周知を図ります。

#### ウ 移動支援センター事業

社会参加を促進するため事業の周知を図るとともに、サービス提供事業者の確保に努めます。

#### エ 地域活動支援センター事業

障がい者の自立した地域生活を支援するため事業の周知を図るとともに、サービス提供事業者の確保に努めます。

#### オ その他事業

各事業の周知に努め、サービス利用促進を図り、障がい者や家族の支援を進めます。

## 第4章 計画の推進

## I 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、障がい者関係団体や保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「西和賀町障害者自立支援協議会」で協議を行い、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行っていきます。

また、西和賀町障害者自立支援協議会では、計画の管理だけではなく障がい福祉施策に関する幅広い意見交換の場とするとともに、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討も行いながら、地域における福祉サービスの一層の充実を図ります。

第 5 章 資料

## I 西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画第3期計画策定の経過

※平成24年2月以降は今後の予定

開催期日	内 容
平成23年5月26日	西和賀町保健調査会 ・計画の概要、アンケート調査実施について意見聴取
平成23年6月10日	地域生活支援部会 ・アンケート調査について
平成23年7月1日 ～ 平成23年7月31日	・アンケート調査実施（当事者向け及び一般住民向け）
平成23年10月7日	就労支援部会 ・障がい者雇用に係るアンケートについて
平成23年10月19日 ～ 平成23年11月18日	・障がい者雇用に係るアンケート調査実施
平成23年10月31日	地域生活支援部会 ・アンケート調査結果について
平成23年11月2日	西和賀町障害者自立支援協議会 ・アンケート調査結果について
平成23年12月20日	就労支援部会 ・障がい者雇用に係るアンケート調査結果について
平成24年1月31日	西和賀町障害者自立支援協議会 ・第3期西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画（素案）について
平成24年2月3日 ～ 平成24年2月17日	・パブリックコメント及び県への意見聴取実施
平成24年2月13日	西和賀町政策研究会 ・西和賀町議会への計画説明
平成24年2月21日	包括ケア会議 ・介護保険関係事業者等への計画説明
平成24年3月7日	西和賀町障害者自立支援協議会 ・第3期西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画計画策定について
平成24年3月9日	第3期西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画計画策定

## II 西和賀町障害者自立支援協議会委員名簿

・任期 平成23年4月1日 ～ 平成25年3月31日

No.	区 分	所属団体等	氏 名
1	指定相談支援事業所	特定非営利活動法人 北障連 理事長	小田嶋 義 幸
2	指定相談支援事業所	社会福祉法人方光会 指定障害者支援施設萩の江 施設長	伝 野 和 美
3	指定相談支援事業所	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 指定障害者支援施設松風園 園長	佐 藤 章 夫
4	障害福祉サービス事業所	社会福祉法人潤沢会 ワークステーション湯田・沢内 施設長	高 橋 典 成
5	障害福祉サービス事業所	社会福祉法人 西和賀町社会福祉協議会 事務局長	高 橋 純 一
6	教育関係者	岩手県立花巻清風支援学校 進路指導部長	砂 沢 猛 男
7	医療関係者	西和賀町国民健康保険沢内病院 院長職務代理	石 川 清
8	雇用関係者	北上公共職業安定所 統括職業指導官	泉 義 勝
9	雇用関係者	西和賀商工会 会長	佐 藤 一 久
10	福祉関係者	西和賀町民生児童委員協議会 会長	米 澤 光 男
11	福祉関係者	西和賀町身体障害者協会 会長	照 井 富 太
12	福祉関係者	西和賀町手をつなぐ育成会 会長	高 橋 努
13	学識経験者	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 管理福祉課長	長 崎 滋

### 地域移行推進員

所属団体等	氏 名
社会福祉法人潤沢会 ワークステーション湯田・沢内 支援員	高 橋 育 子

### 事務局

所 属	職 名	氏 名
保健福祉課	課長	刈 田 哲 彦
	主事	赤 石 広 光



### Ⅲアンケート調査結果について

#### 西和賀町障がい者生活実態・意向調査アンケート調査結果

- 1 実施主体  
西和賀町
- 2 アンケートの対象  
西和賀町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者  
対象者数は、身体障がい者 165 名、知的障がい者 15 名、精神障がい者 20 名の合計 200 名を対象とした。
- 3 実施期間  
平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日まで
- 4 実施方法  
無作為抽出とし、無記名で郵送による回答とした。
- 5 回収状況  
配布部数 200 部  
回収部数 147 部  
回答率 74%

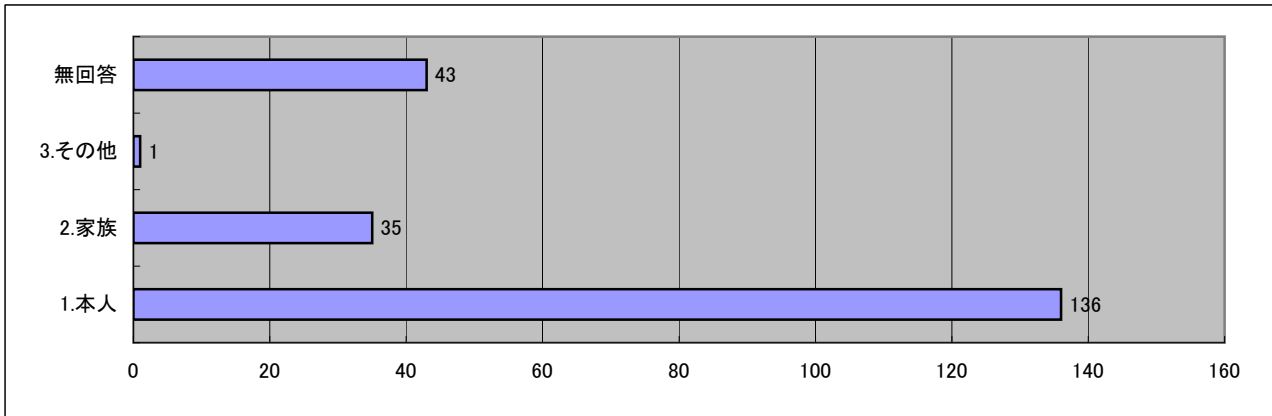
なお、上記とは別に関係団体、通所施設に担当者が出向き、アンケート調査を実施した。(上記対象者以外で)

身体障がい者協会	25 名	
精神障がい者デイケア事業	9 名	
西和賀町手をつなぐ育成会	15 名	
ワークステーション湯田・沢内	19 名	合計 68 名

総調査客体	268 名
総回収部数	215 部
総回収率	80%

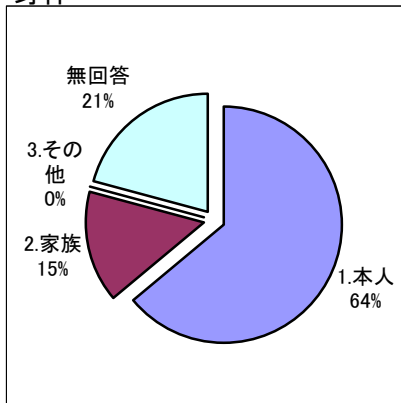
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問 この調査票でご回答いただくのはどなたですか

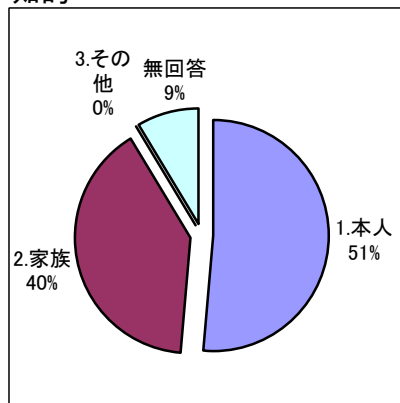


【障がい別】

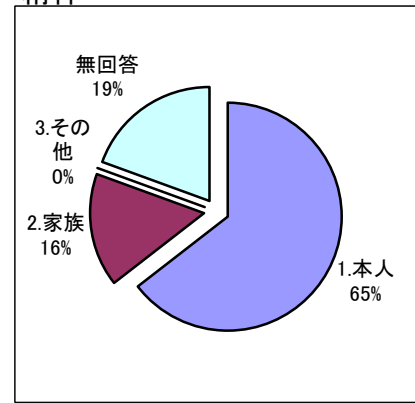
身体



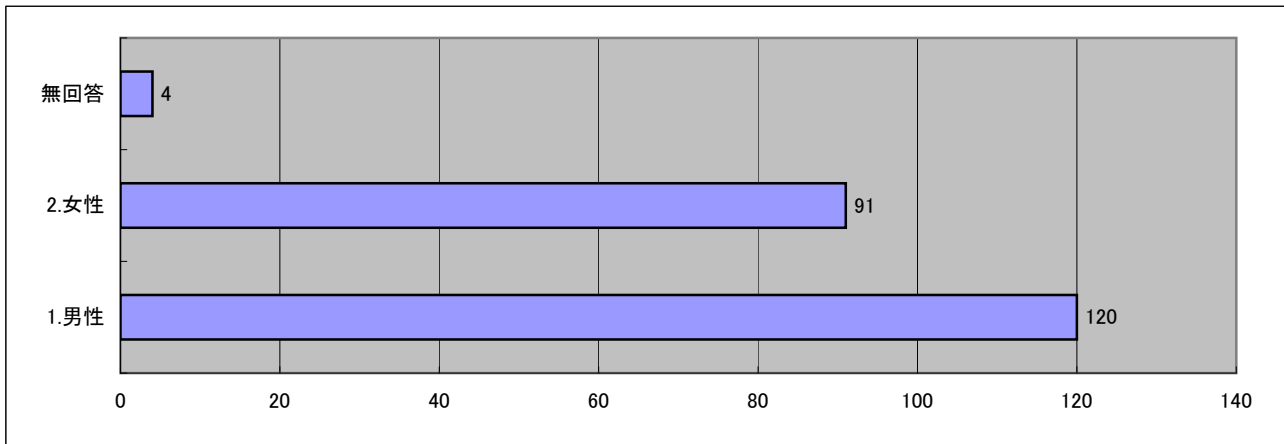
知的



精神

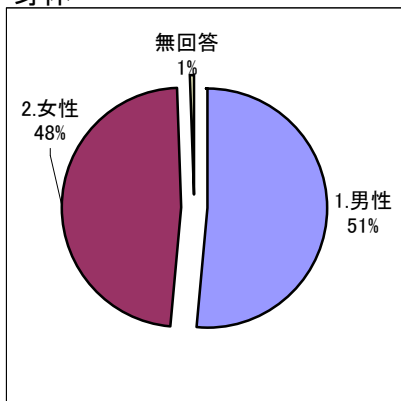


問1 あなたの性別をお聞きます。

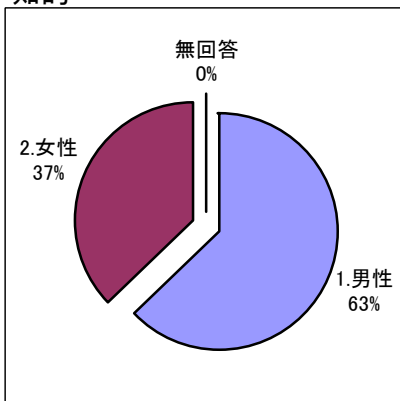


【障がい別】

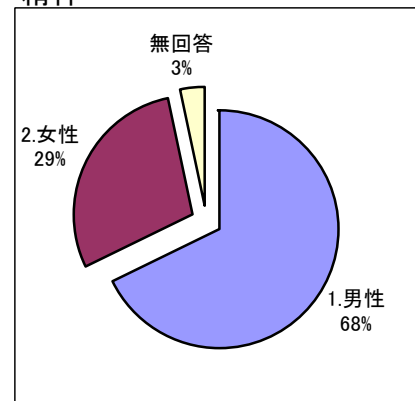
身体



知的

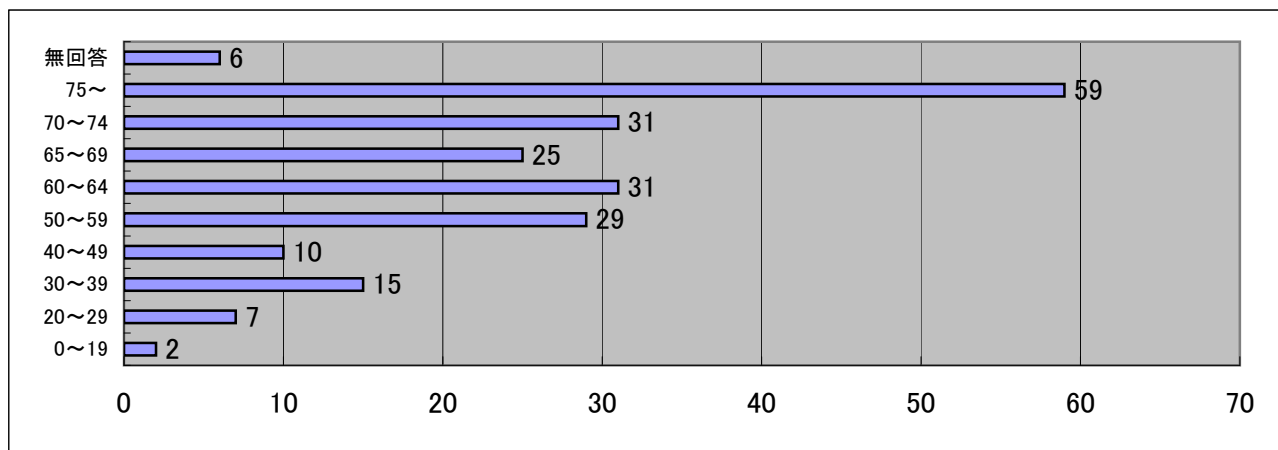


精神



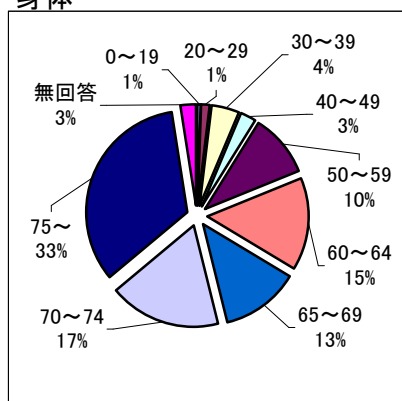
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問2 あなたの年齢をお聞きます。

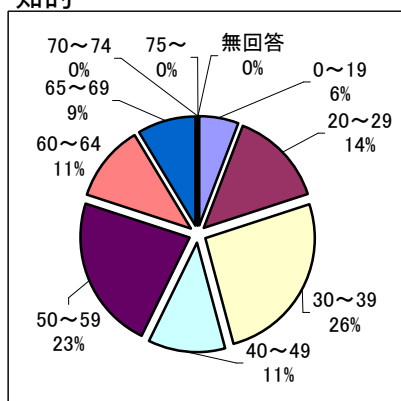


【障がい別】

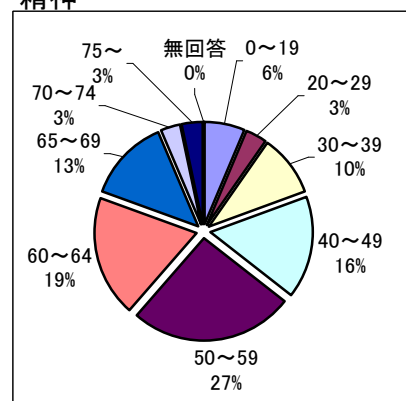
身体



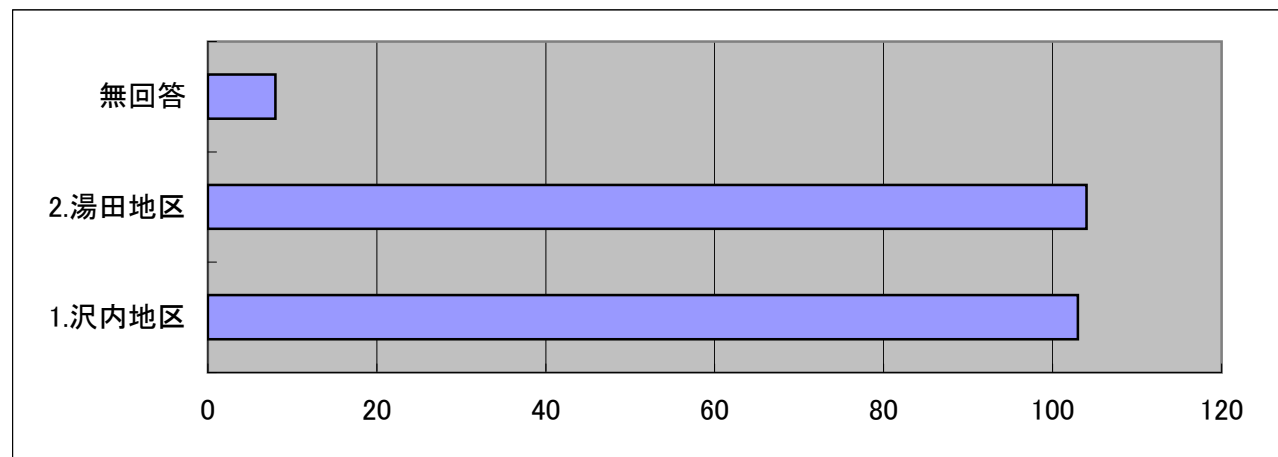
知的



精神

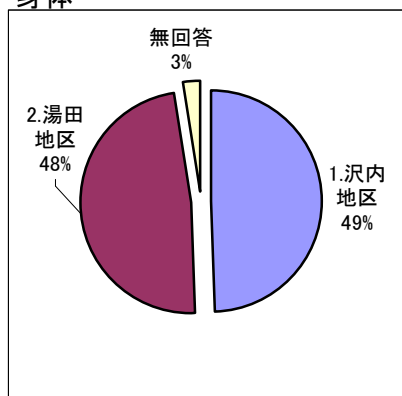


問3 あなたがお住まいの地区をお聞きます。

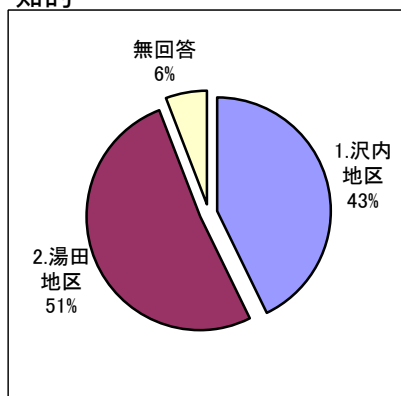


【障がい別】

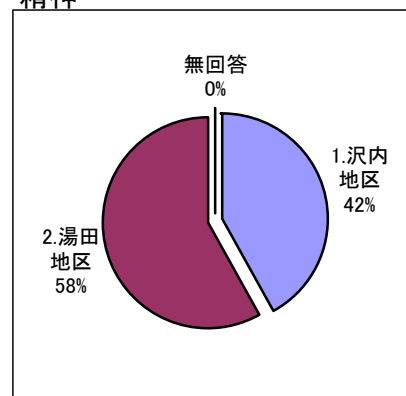
身体



知的

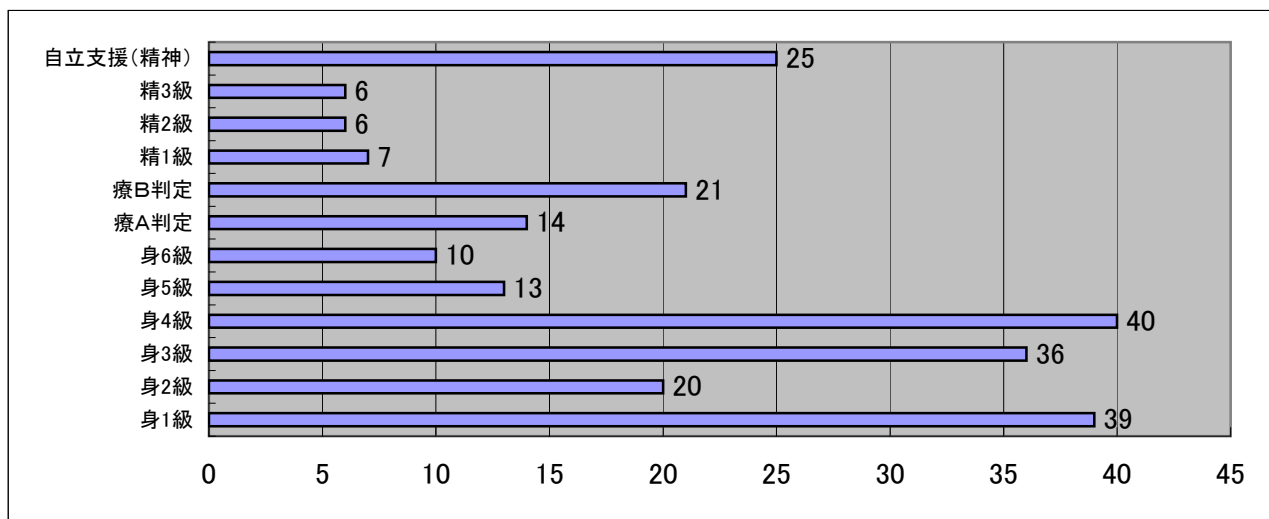


精神



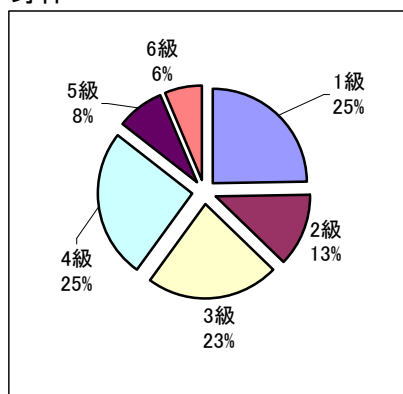
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問4 あなたの持っている手帳の種類と等級、自立支援医療の利用の有無をお聞きます。(複数可)

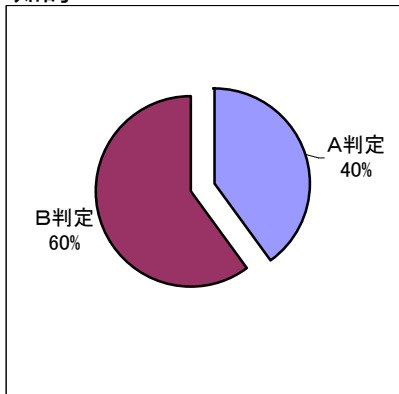


【障がい別】

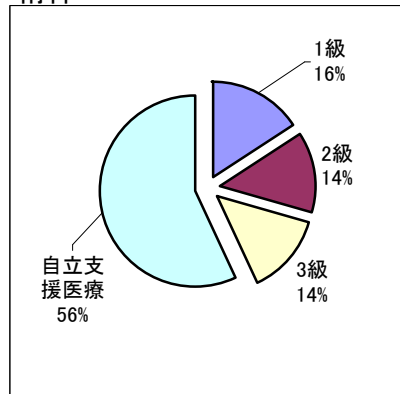
身体



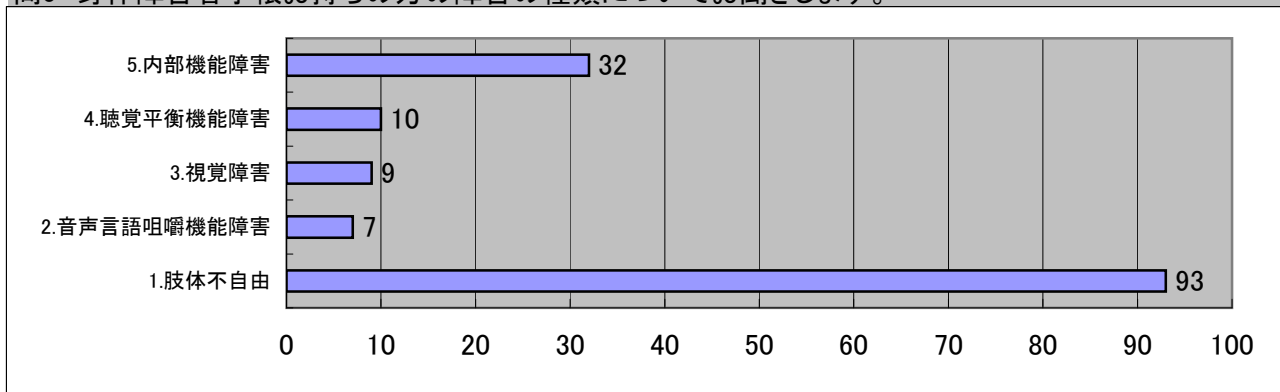
知的



精神

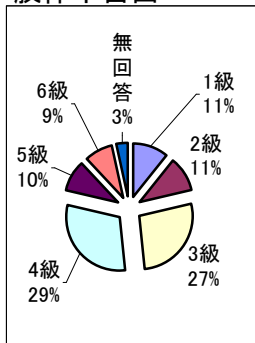


問5 身体障害者手帳お持ちの方の障害の種類についてお聞きます。

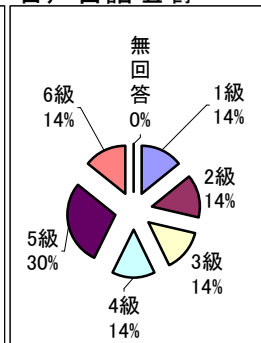


【障がい種別】

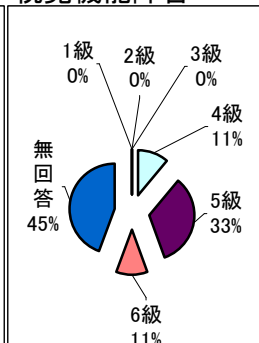
肢体不自由



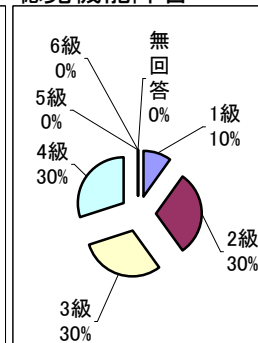
音声言語咀嚼



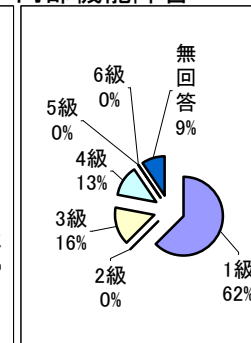
視覚機能障害



聴覚機能障害

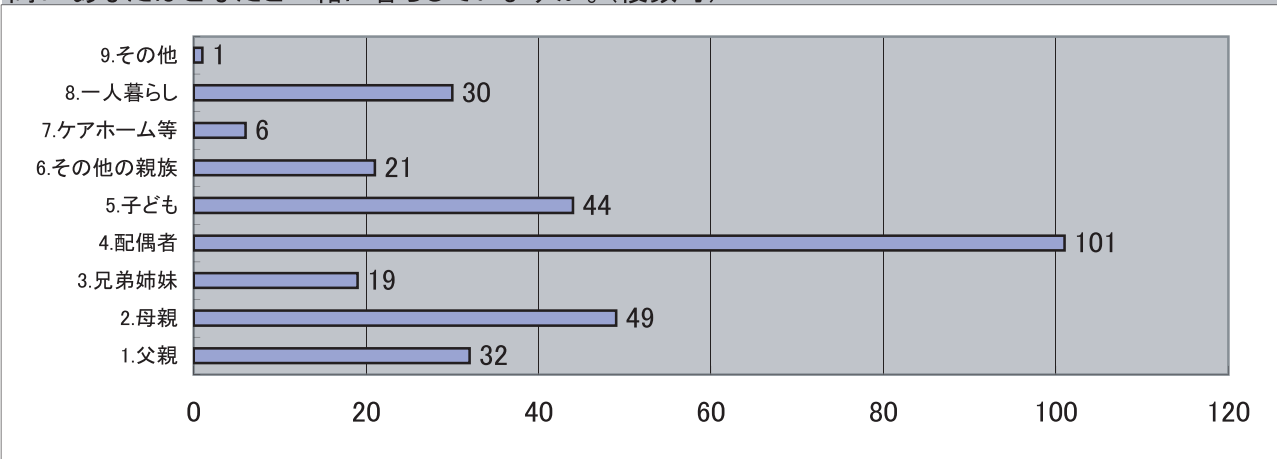


内部機能障害



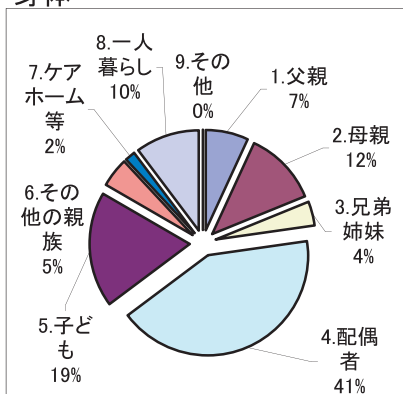
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問6 あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。(複数可)

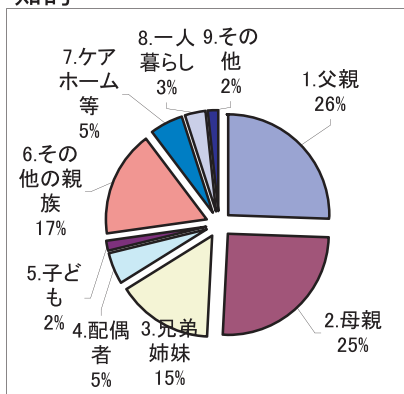


【障がい別】

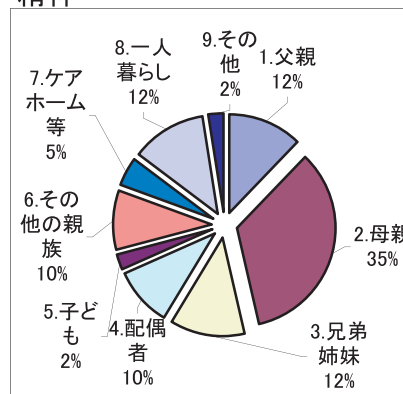
身体



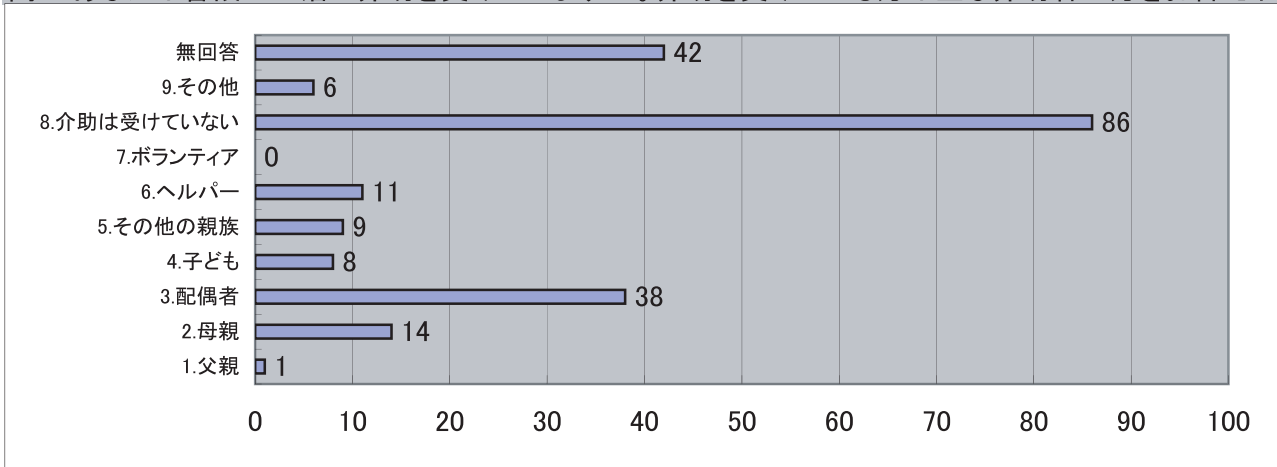
知的



精神

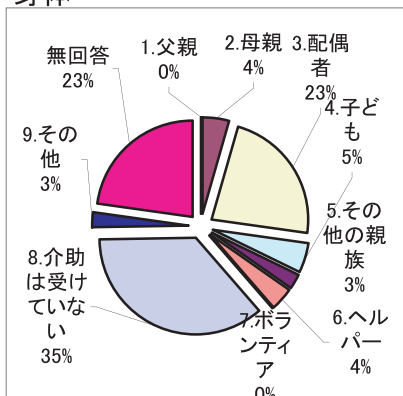


問7 あなたは普段の生活で介助を受けていますか。介助を受けている方は主な介助者の方をお答え下さい。

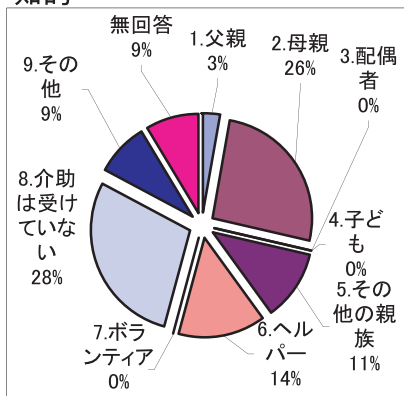


【障がい別】

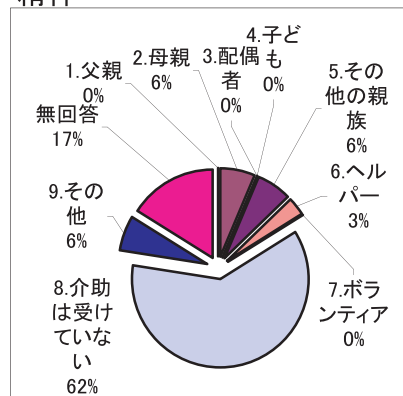
身体



知的

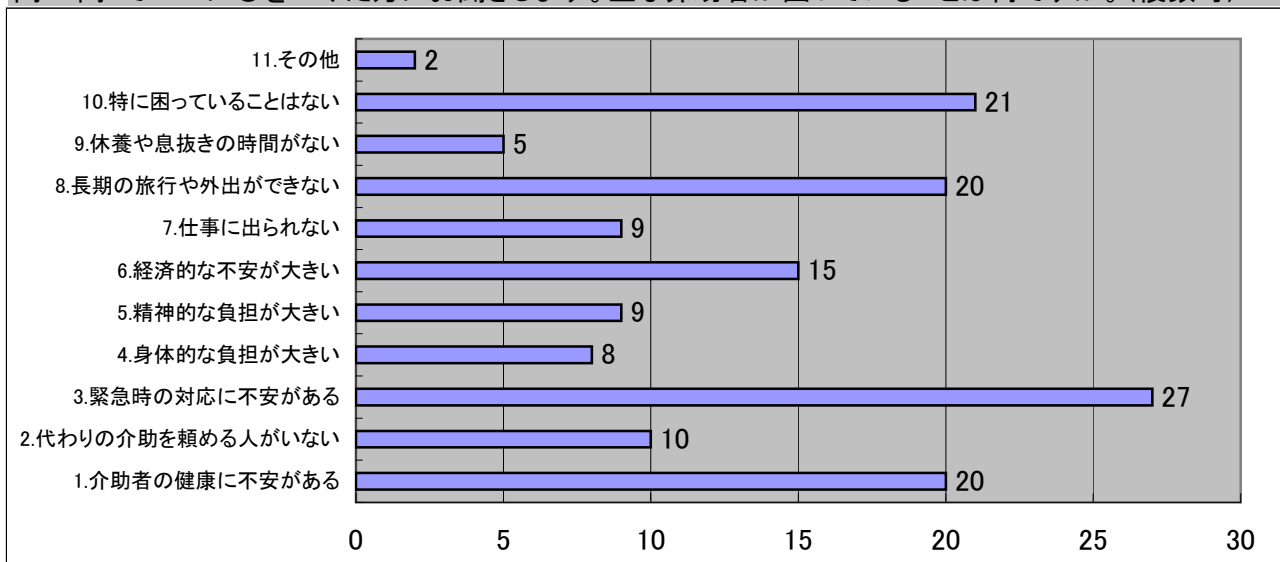


精神



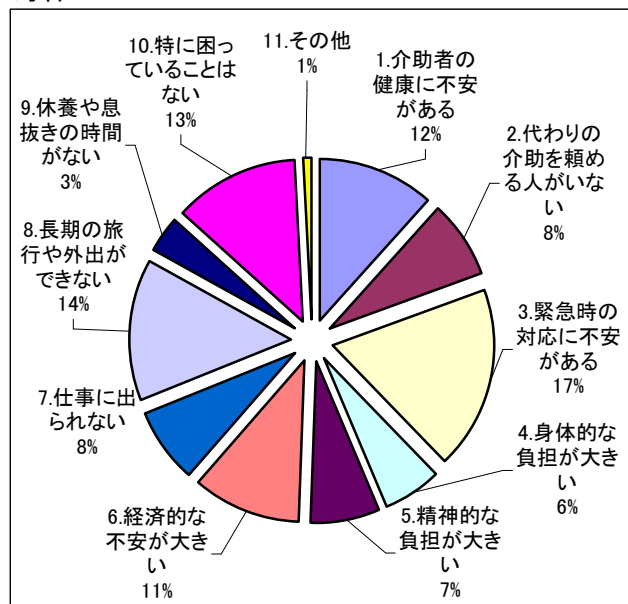
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問8 問7で1~5に○をつけた方にお聞きます。主な介助者が困っていることは何ですか。(複数可)

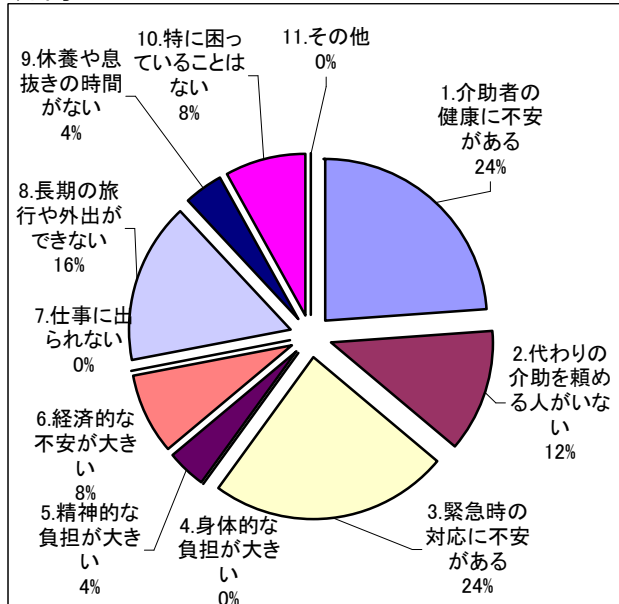


【障がい別】

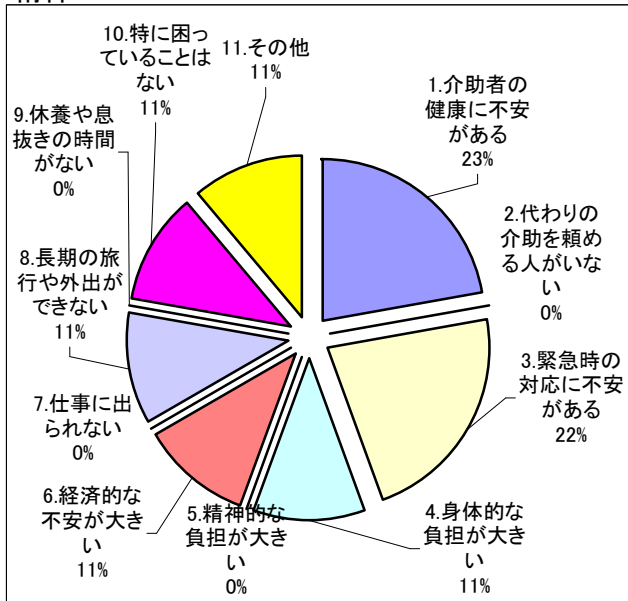
身体



知的



精神

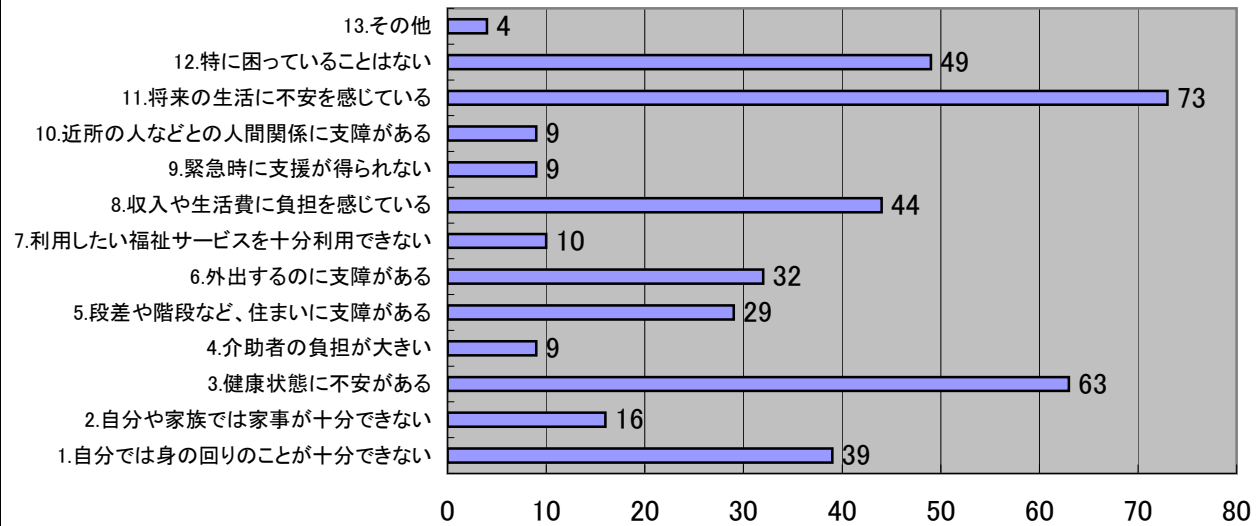


【その他内容】

- ・車の運転免許がない(75歳以上:身体:男性)
- ・買物(60~64歳:精神:男性)

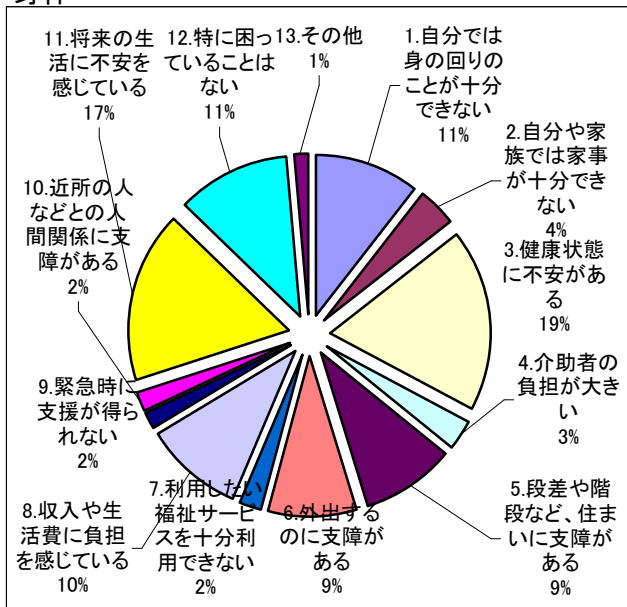
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問9 あなたは、日常生活で困っていることはありますか。(複数可)

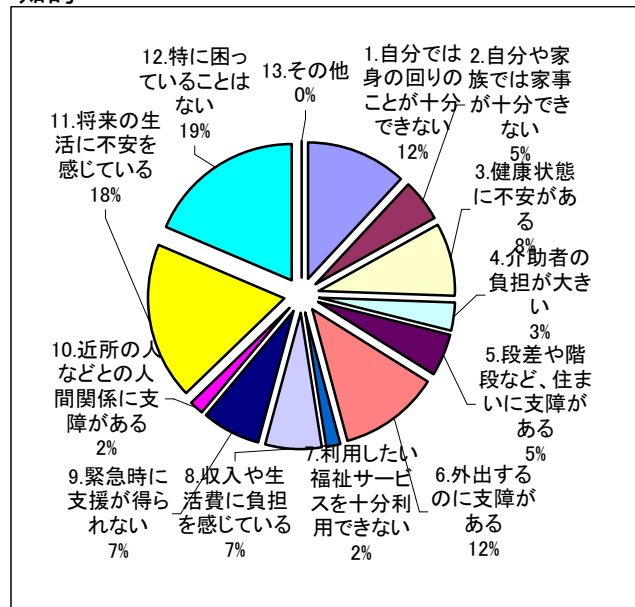


【障がい別】

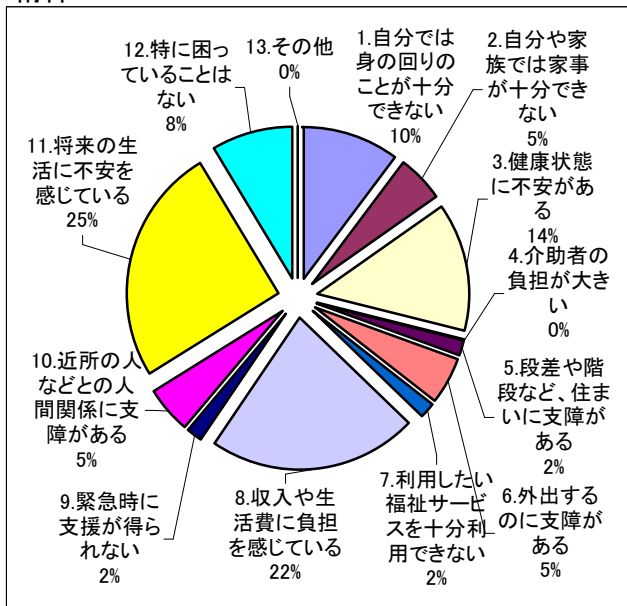
身体



知的



精神

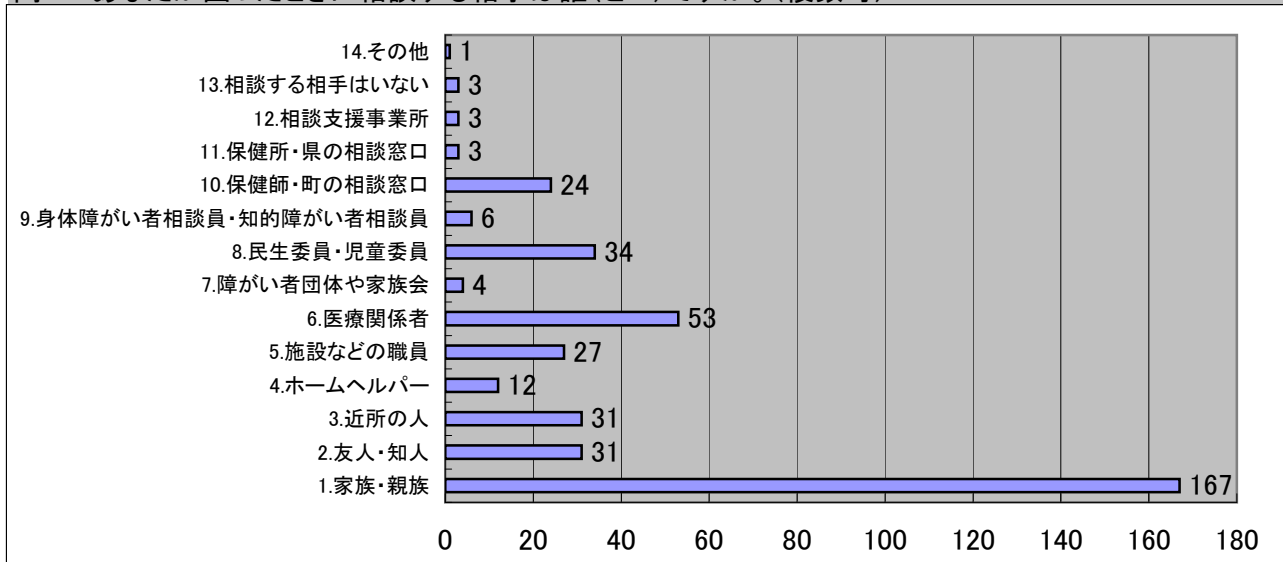


【その他内容】

- ・長くあることに不安(75歳以上:身体:女性)
- ・買物(75歳以上:身体:女性)
- ・聴覚障害のため音のない暮らし。  
コミュニケーション不足、不安(50~59歳:身体:男性)
- ・今はできているが、今後が心配  
(50~59歳:身体:女性)

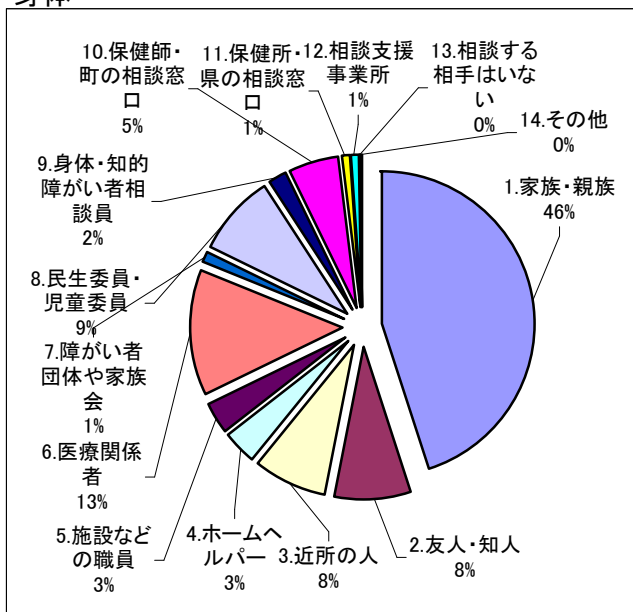
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問10 あなたが困ったときに相談する相手は誰(どこ)ですか。(複数可)

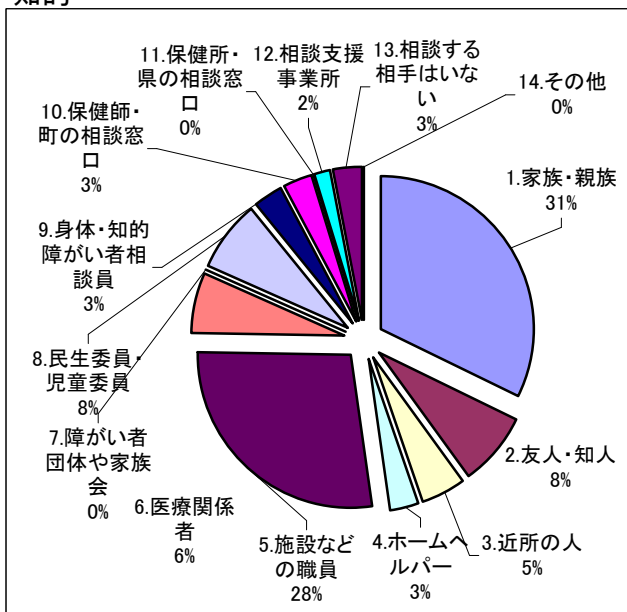


【障がい別】

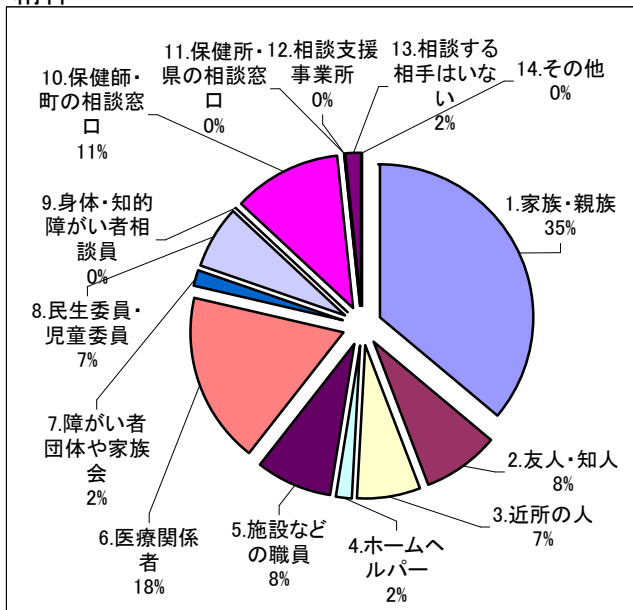
身体



知的



精神



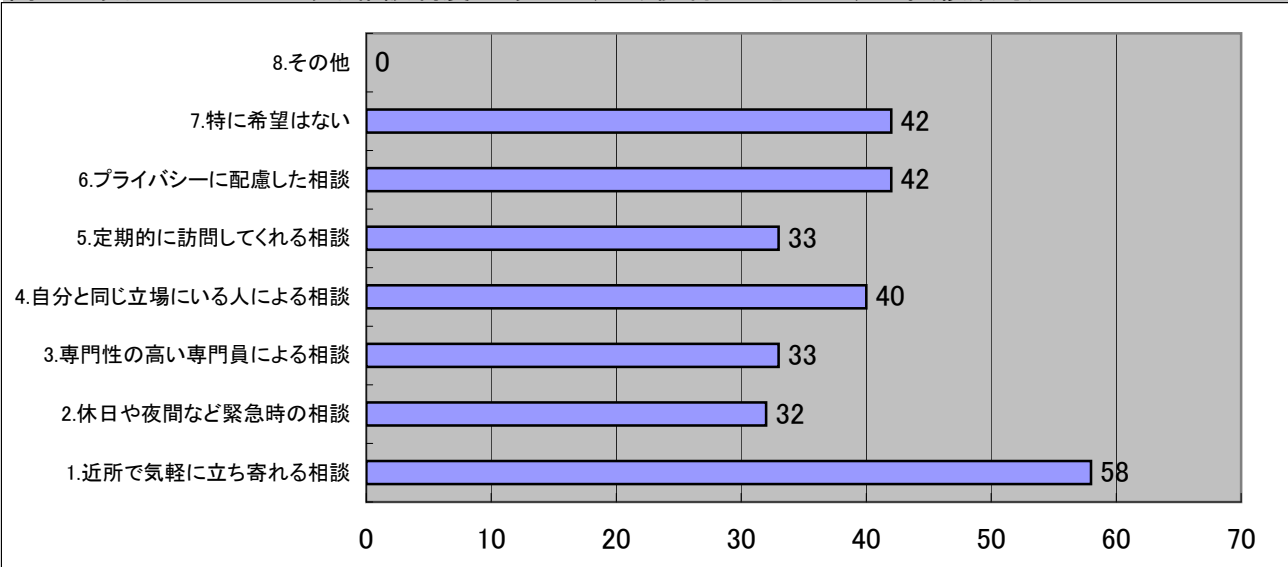
【その他内容】

・ケアマネージャー(64~69歳:身体:男性)



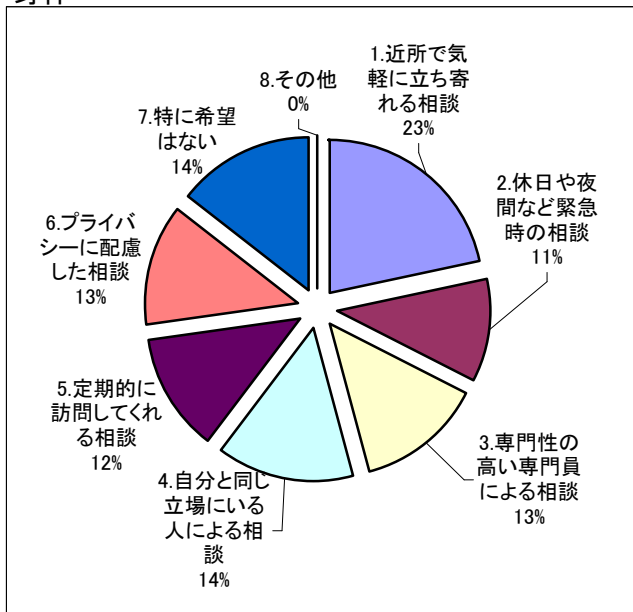
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問11 あなたにはどのような相談制度があれば、より便利だと思いますか。(複数可)

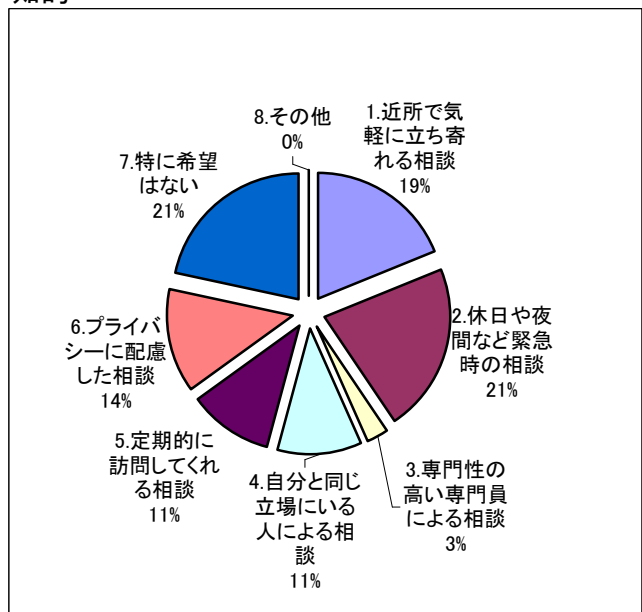


【障がい別】

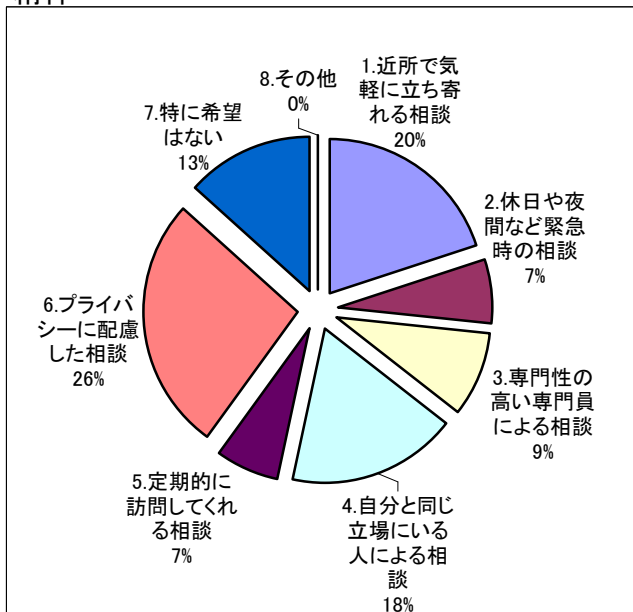
身体



知的

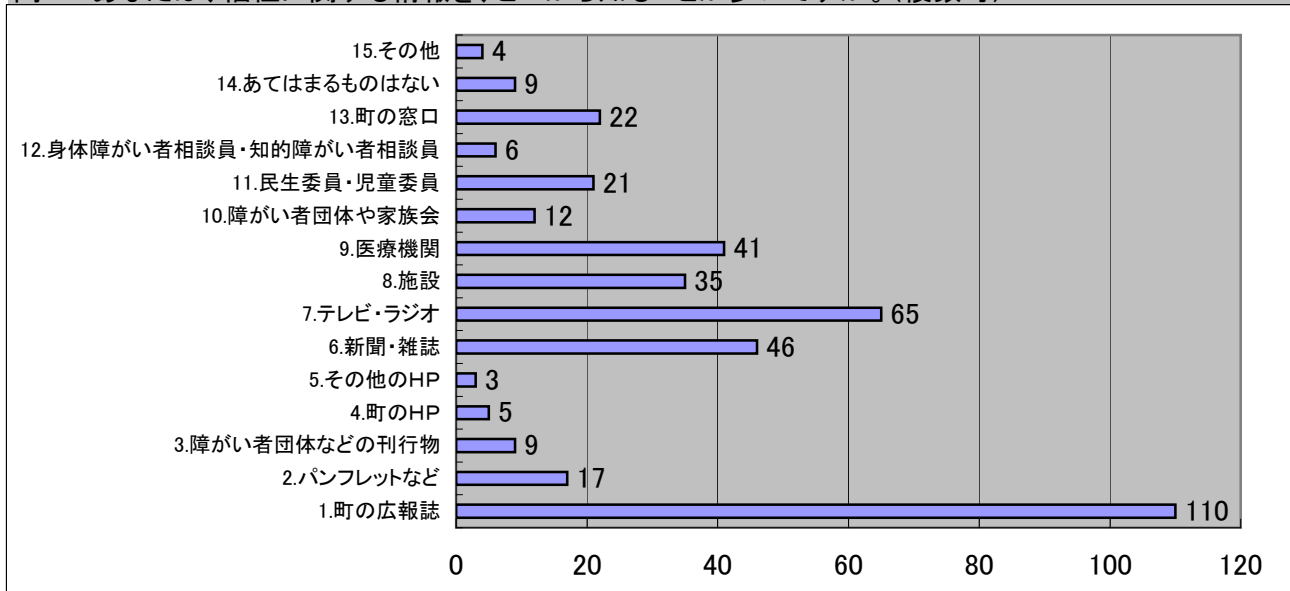


精神



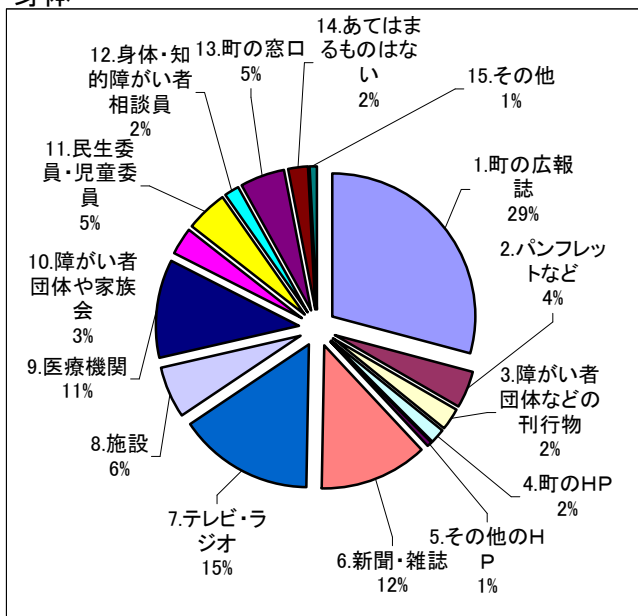
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問12 あなたは、福祉に関する情報を、どこから知ることが多いですか。(複数可)

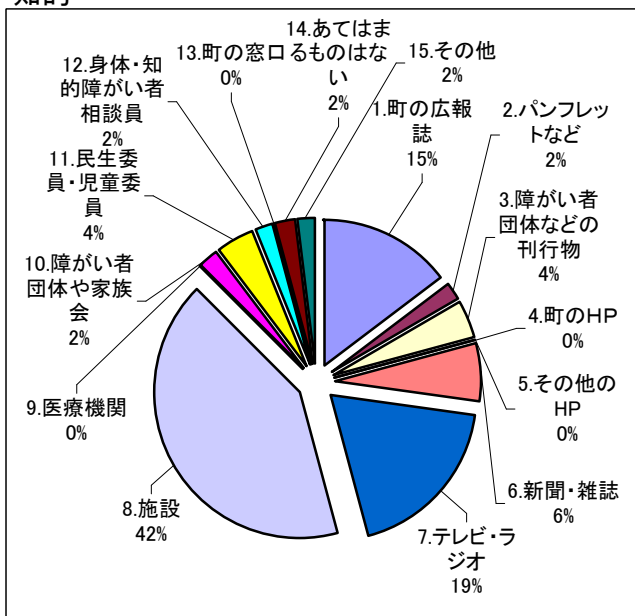


【障がい別】

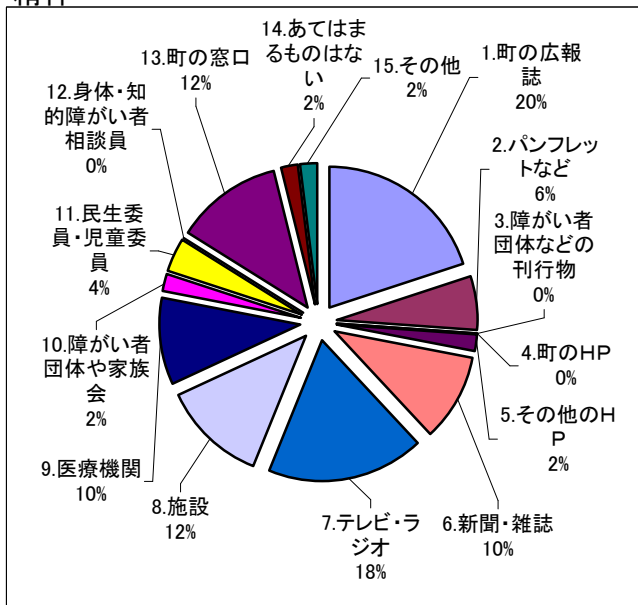
身体



知的



精神

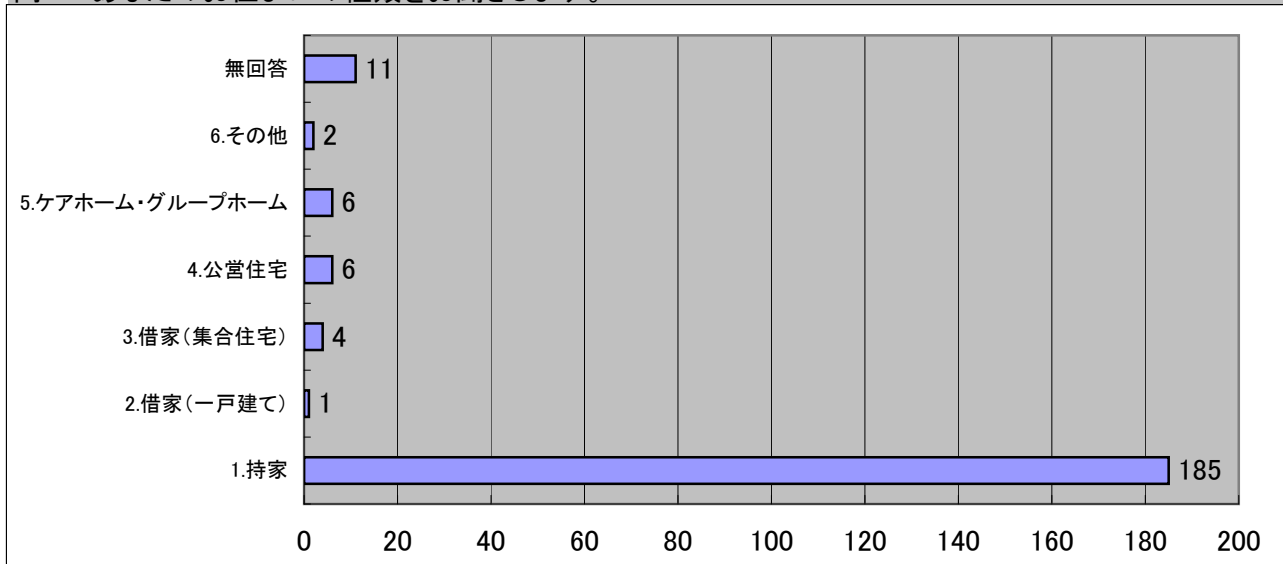


【その他内容】

- ・友人(65~69歳:身体:女性)
- ・ヘルパー(60~64歳:身体:男性)
- ・ケアマネ(65~69歳:身体:男性)
- ・親族(50~59歳:知的、精神:男性)

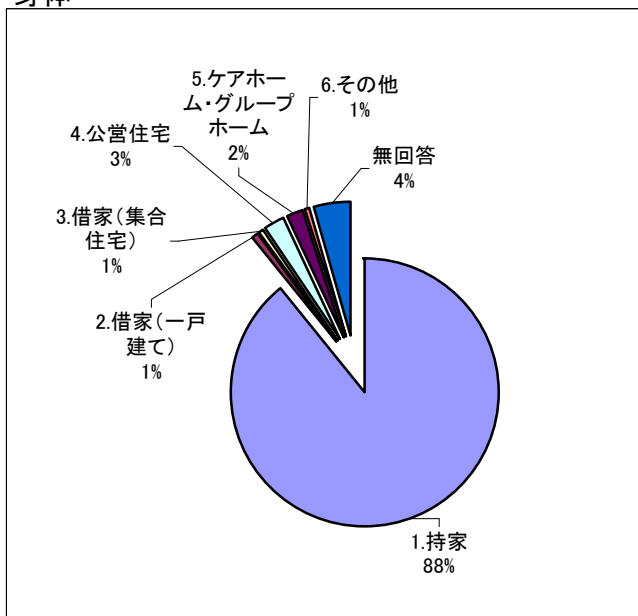
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問13 あなたのお住まいの種類をお聞きます。

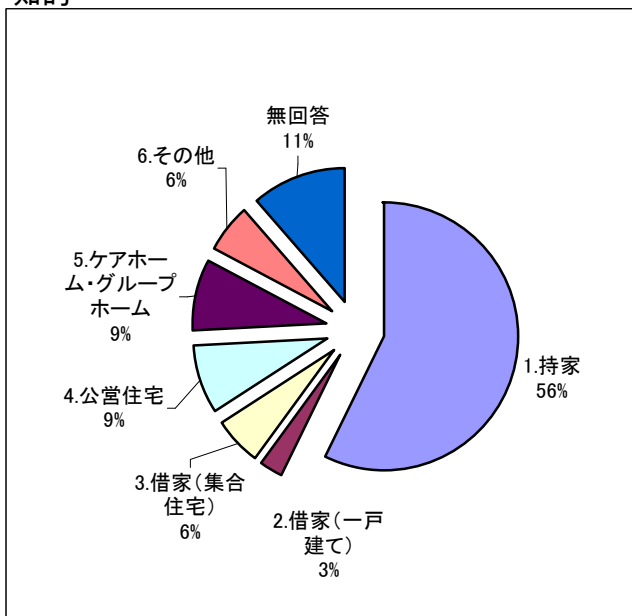


【障がい別】

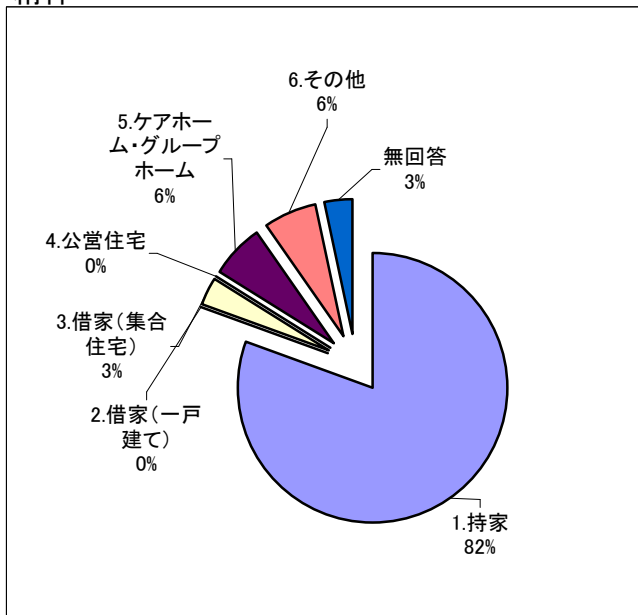
身体



知的

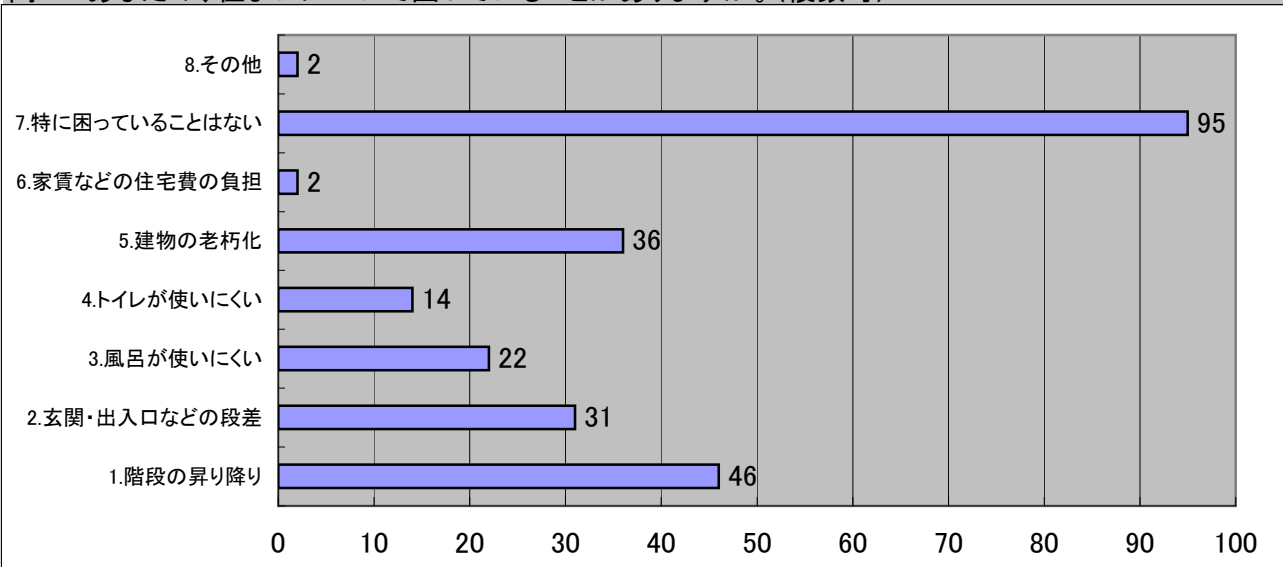


精神



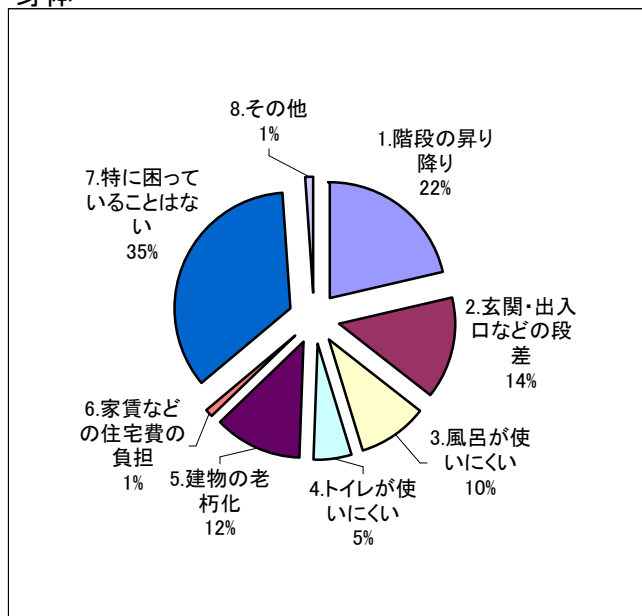
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問14 あなたの、住まいについて困っていることがありますか。(複数可)

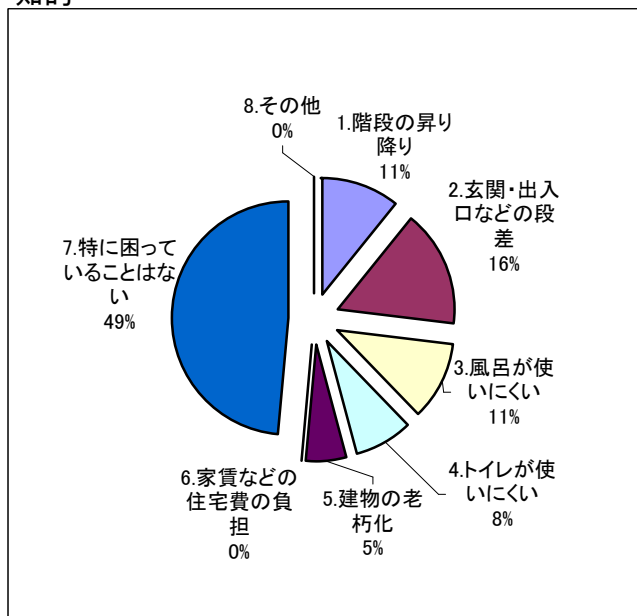


【障がい別】

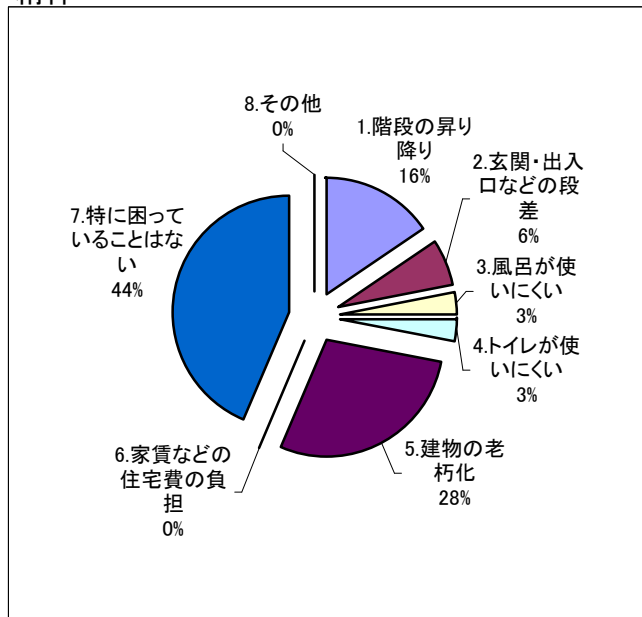
身体



知的



精神

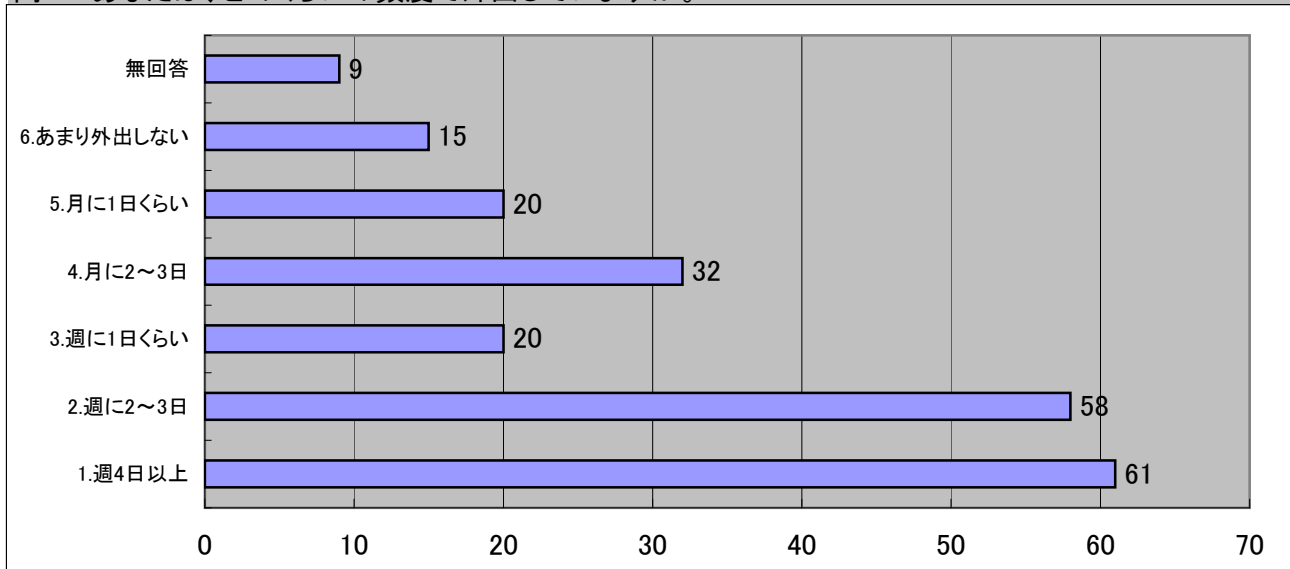


【その他内容】

- ・そうじ(75歳以上:身体:女性)
- ・音が聞こえないこと。コミュニケーションがとれないこと(50~59歳:身体:男性)

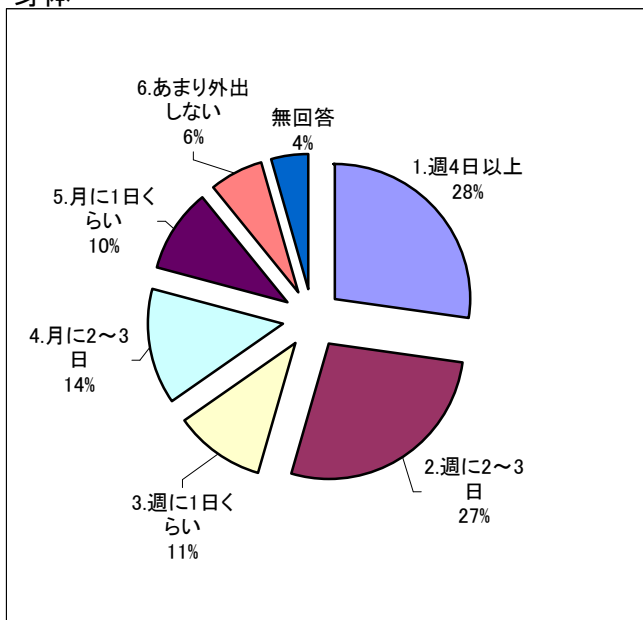
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問15 あなたは、どのくらいの頻度で外出していますか。

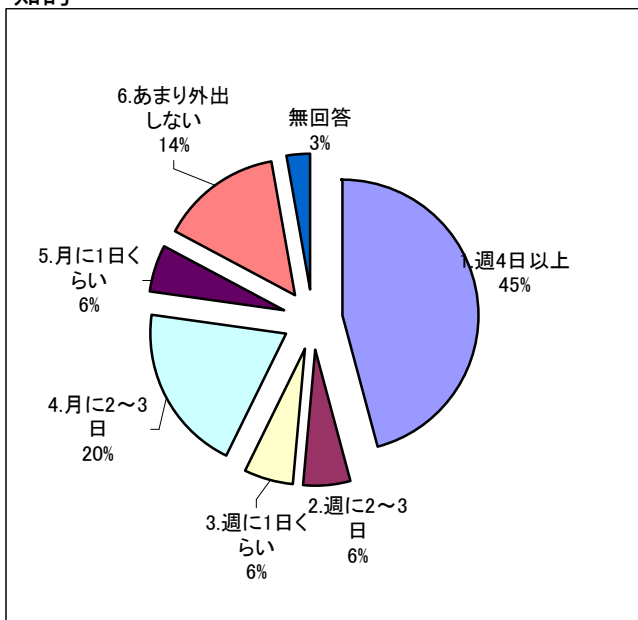


【障がい別】

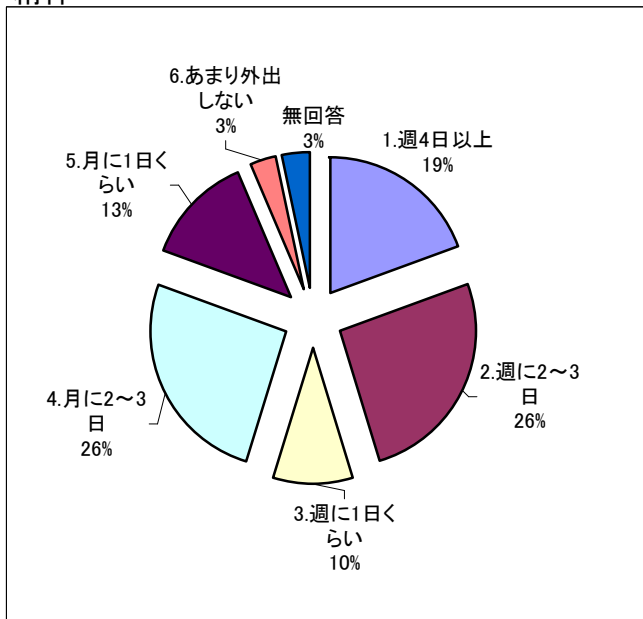
身体



知的

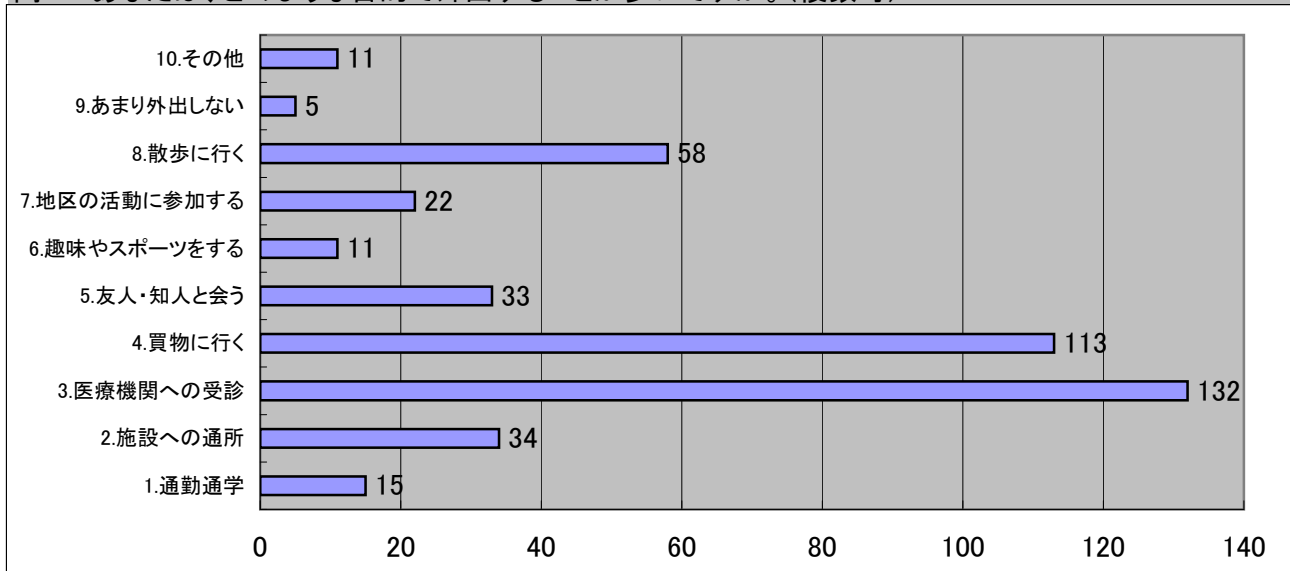


精神



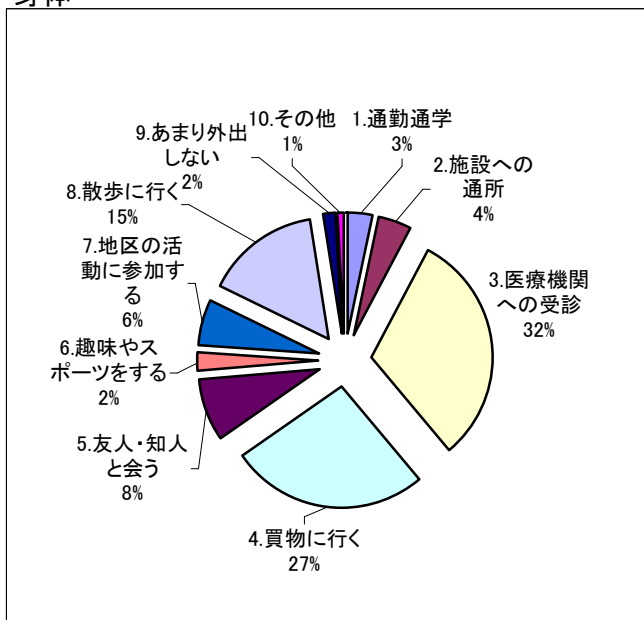
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問16 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(複数可)

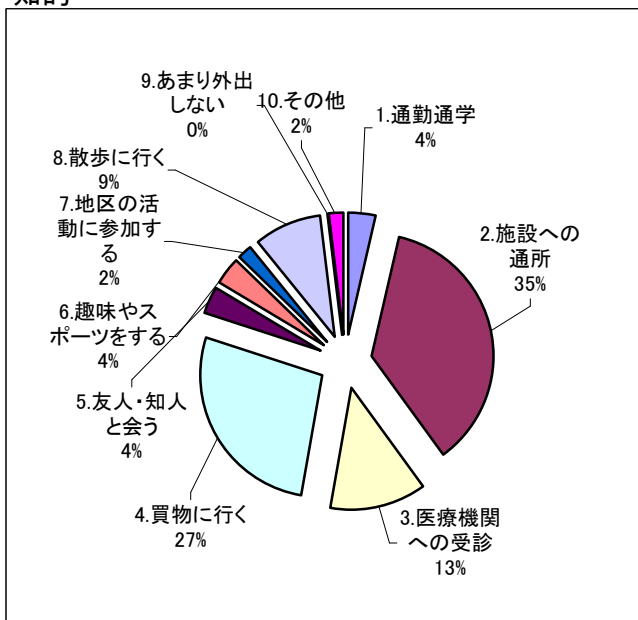


【障がい別】

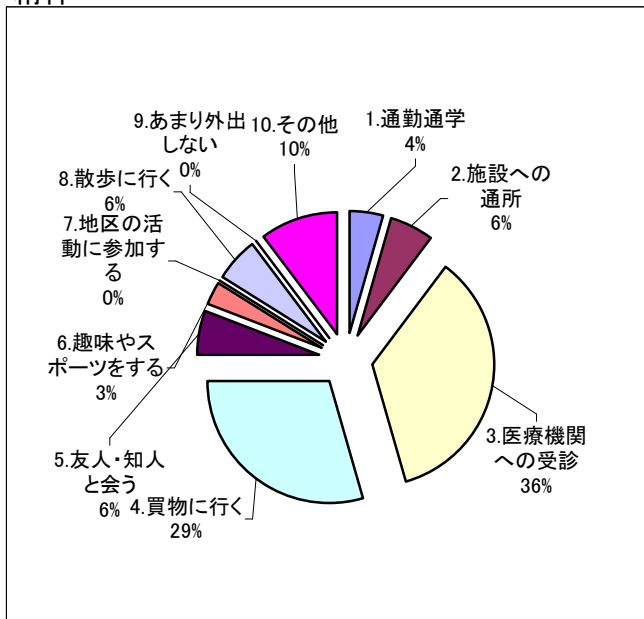
身体



知的



精神

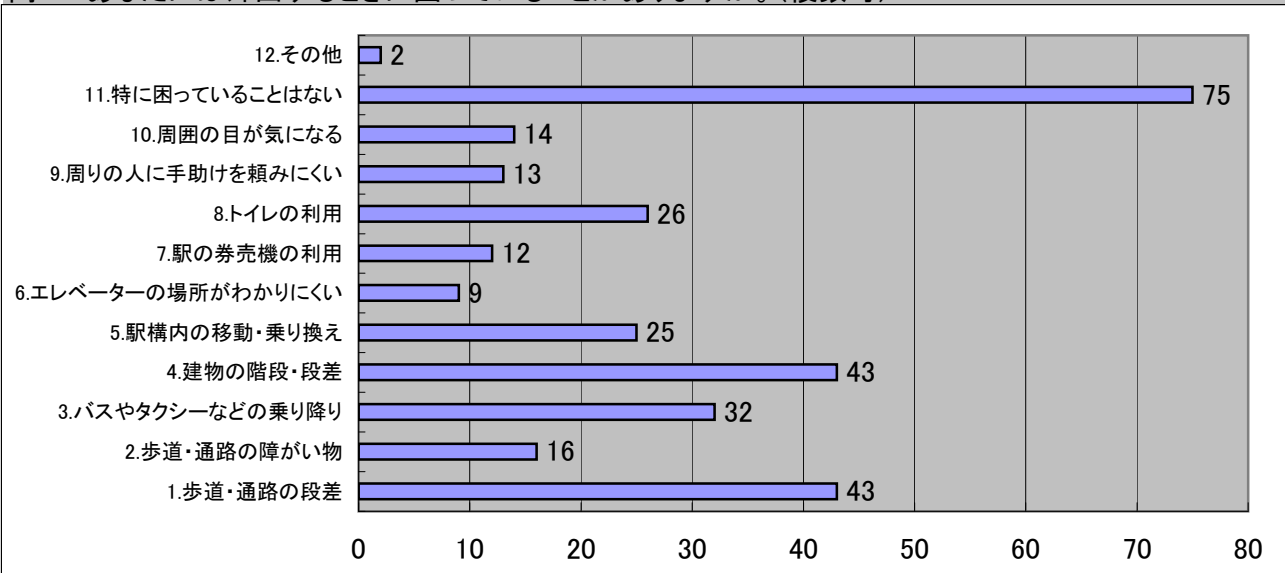


【その他内容】

- ・お風呂(75歳以上:身体:女性)
- ・保育園の送迎(65~69歳:身体:女性)
- ・母の面会(50~59歳:身体:女性)
- ・町の精神障害者デイケア事業(50~59歳:精神:男性)
- ・町の精神障害者デイケア事業(50~59歳:精神:男性)
- ・町の精神障害者デイケア事業(50~59歳:精神:女性)
- ・町の精神障害者デイケア事業(50~59歳:精神:女性)
- ・町の精神障害者デイケア事業(65~69歳:精神:女性)
- ・町の精神障害者デイケア事業(60~64歳:精神:男性)
- ・町の精神障害者デイケア事業(65~69歳:精神:男性)
- ・温泉(65~69歳:知的:女性)

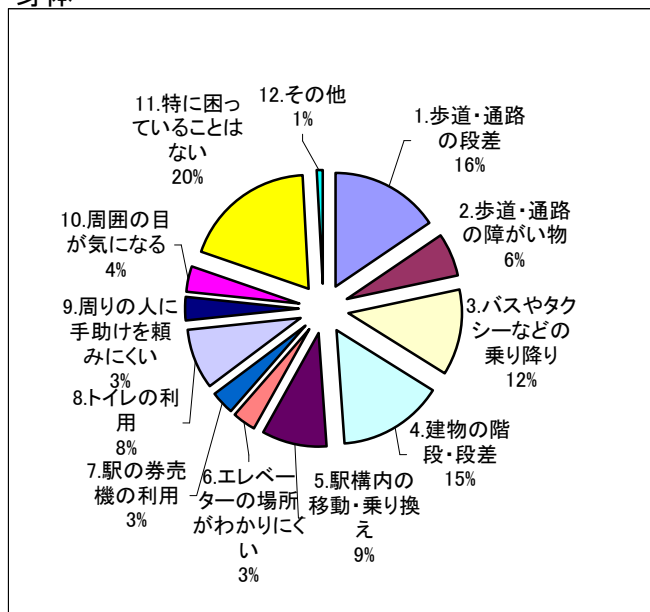
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問17 あなたには外出するときに困っていることがありますか。(複数可)

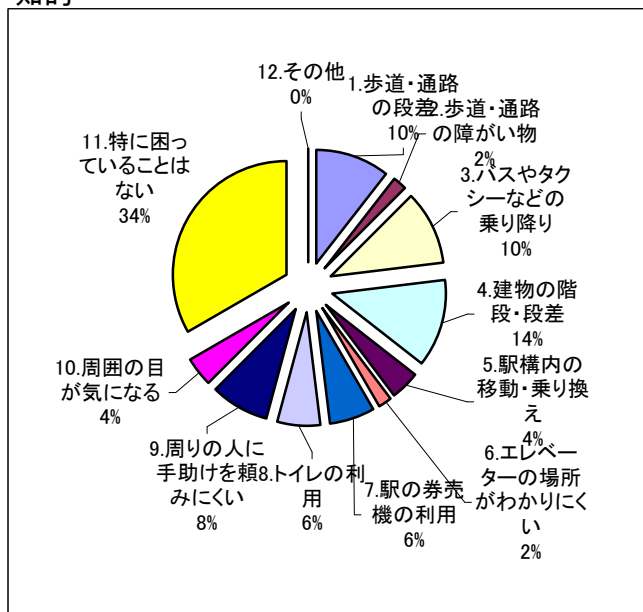


【障がい別】

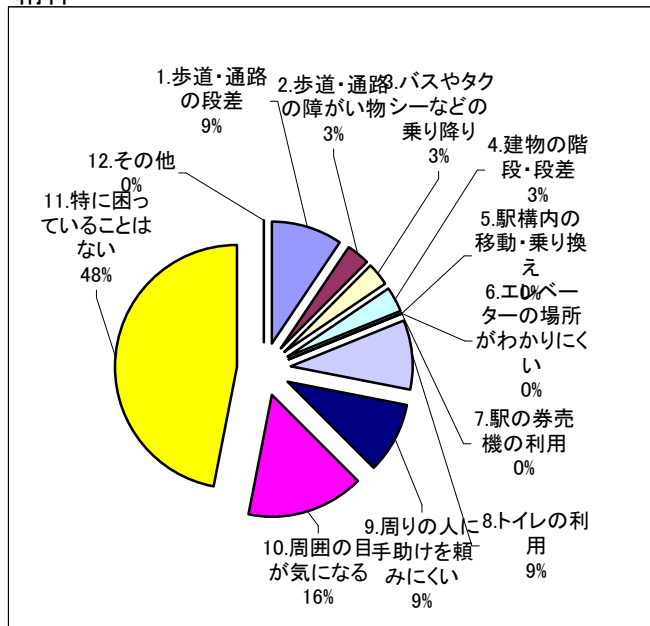
身体



知的



精神

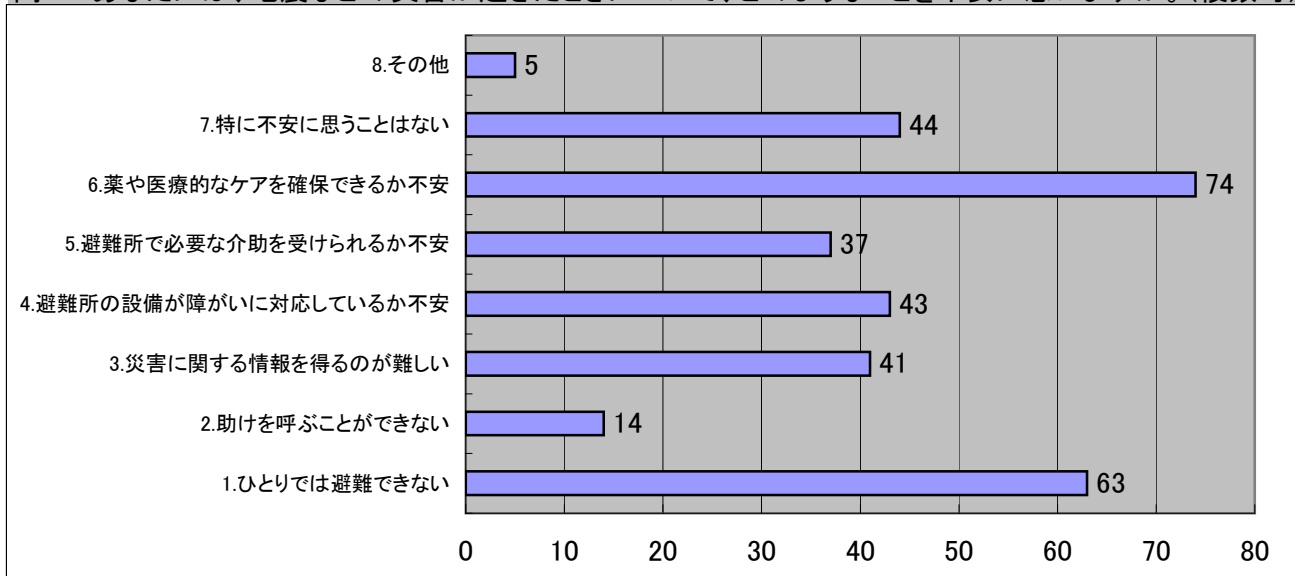


【その他内容】

- ・シニアカー、又は杖がないと歩けない (65～69歳:身体:女性)
- ・バスの本数が少ない(50～59歳:身体:女性)

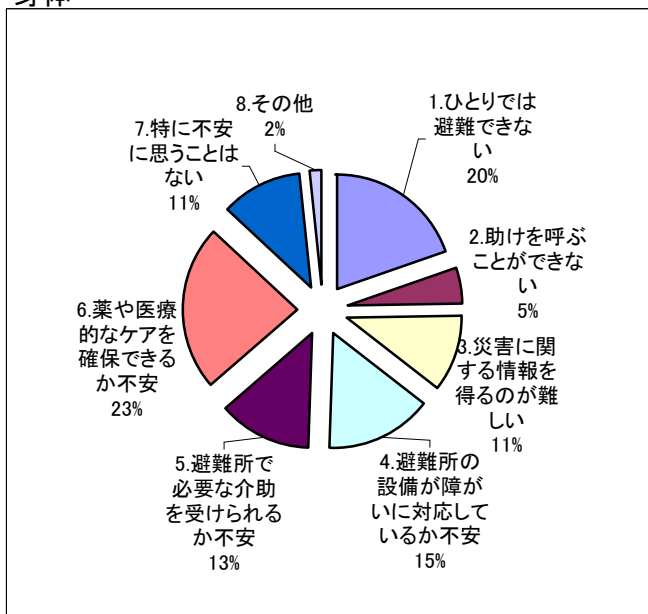
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問18 あなたには、地震などの災害が起きたときについて、どのようなことを不安に思いますか。(複数可)

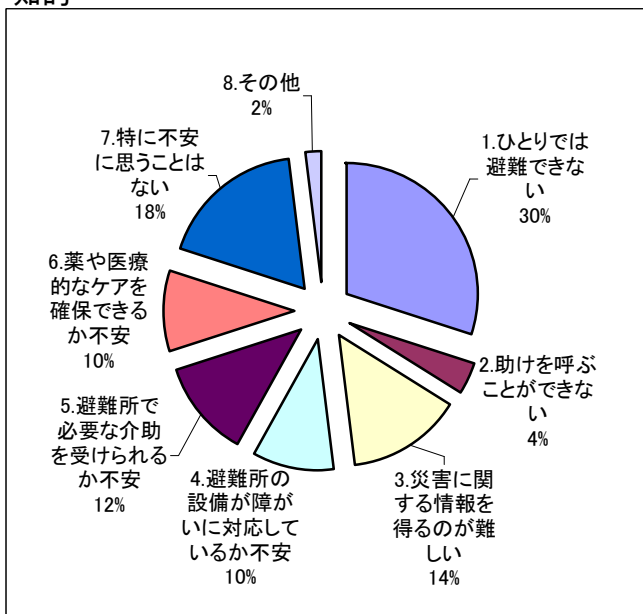


【障がい別】

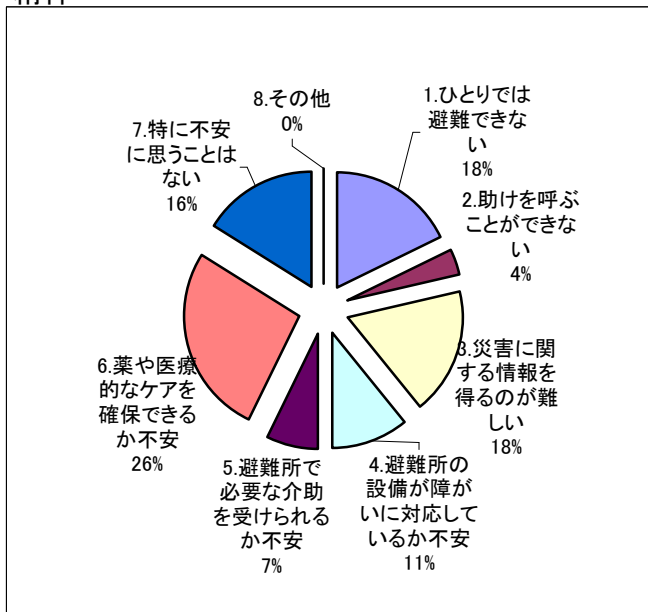
身体



知的



精神



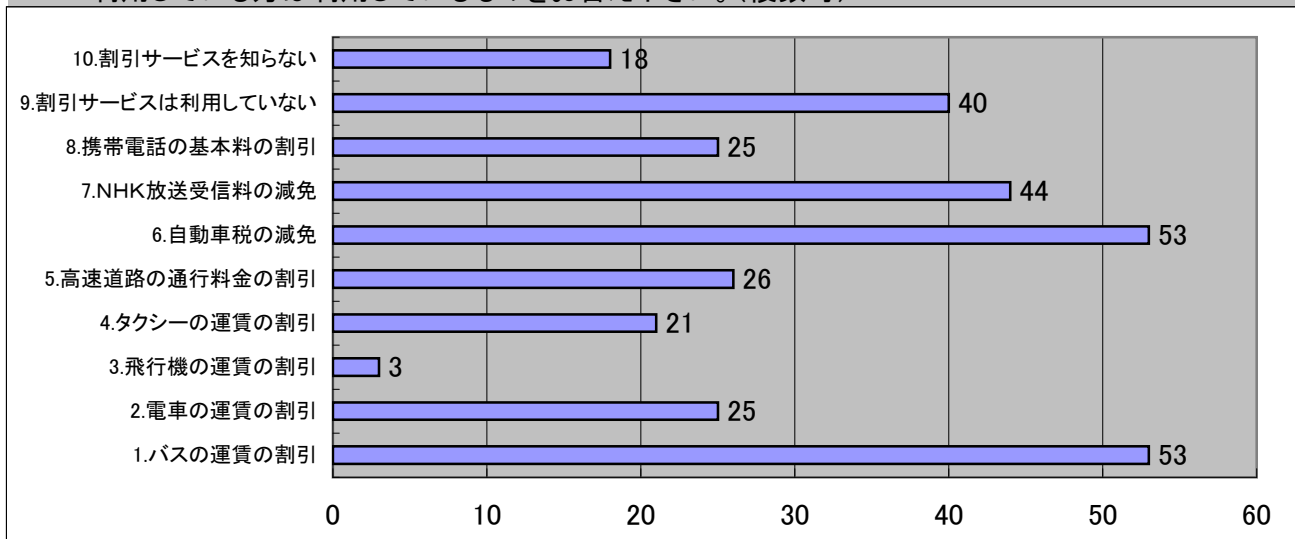
【その他内容】

- ・人工透析中の地震(75歳以上:身体:男性)
- ・避難場所が決まっていない(60~64歳:身体:女性)
- ・避難所がわからない(65~69歳:知的:女性)
- ・歩くことが不安(75歳以上:身体:女性)
- ・走れない、急に立てない(60~64歳:身体:女性)



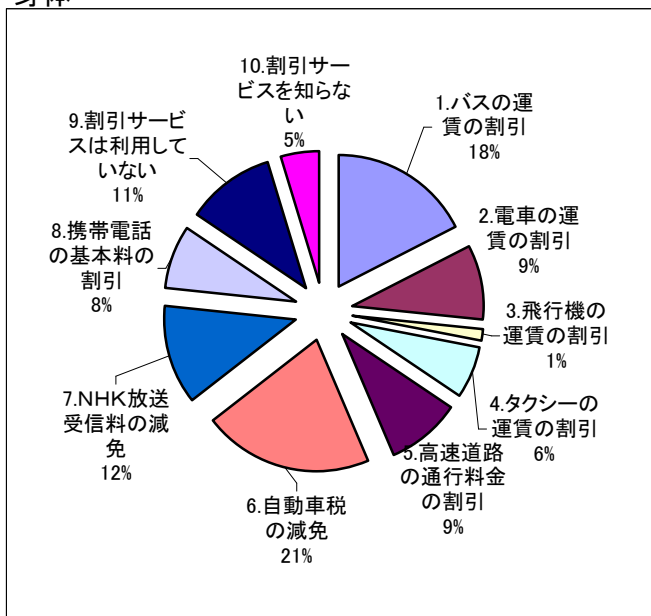
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問19 あなたは、普段手帳を使って利用できる割引サービスを利用していますか。  
利用している方は利用しているものをお答え下さい。(複数可)

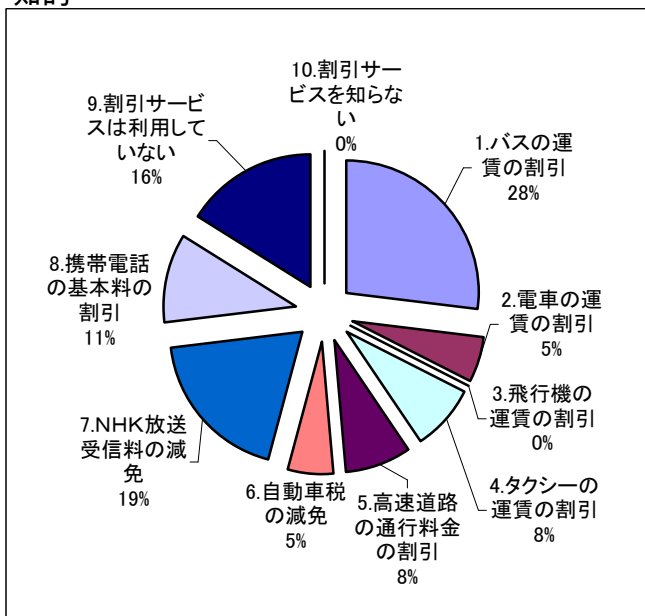


【障がい別】

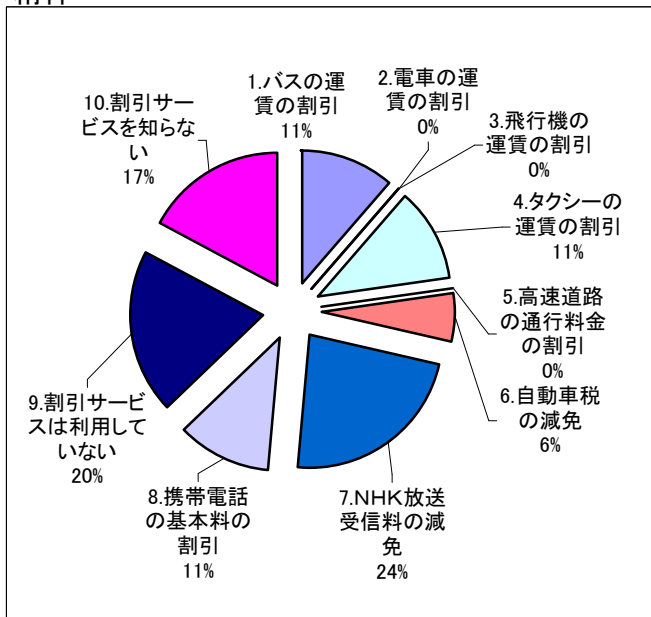
身体



知的

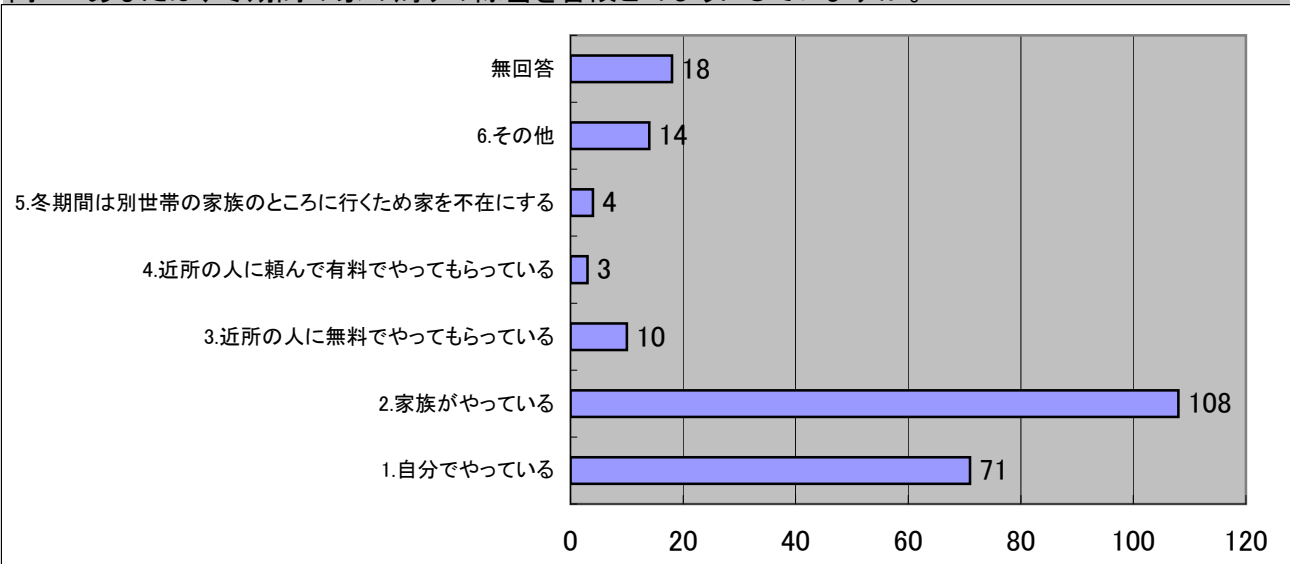


精神



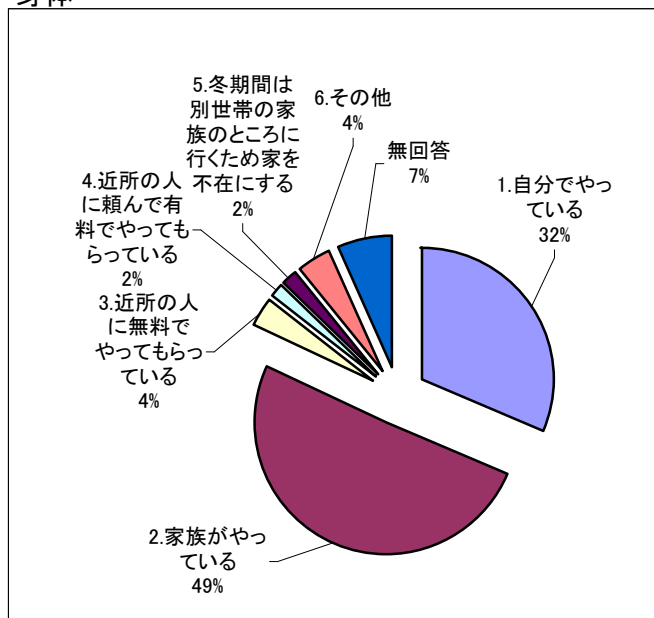
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問20 あなたは、冬期間の家の周りの除雪を普段どのようにしていますか。

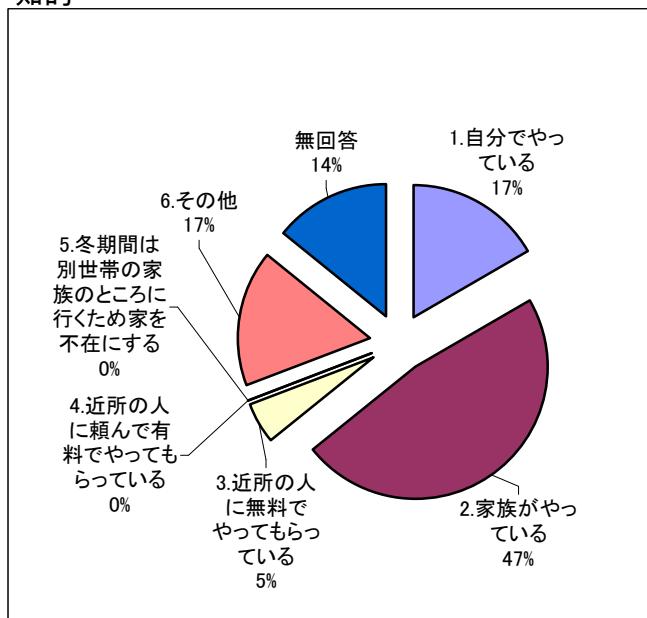


【障がい別】

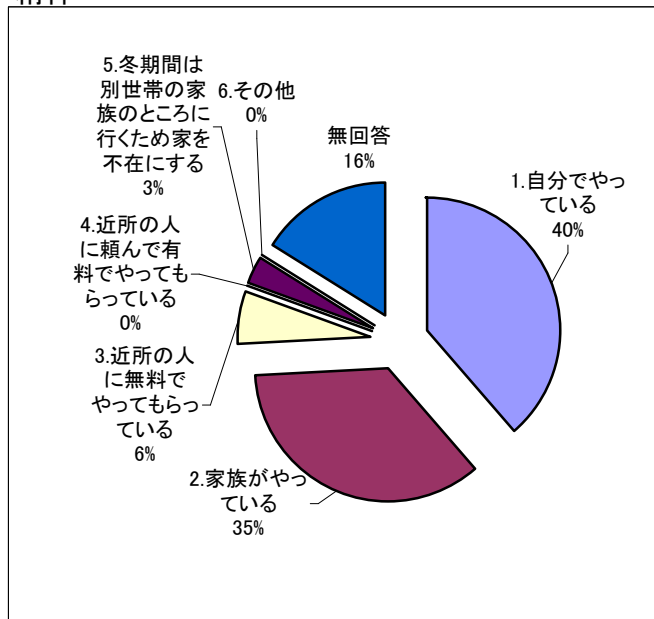
身体



知的

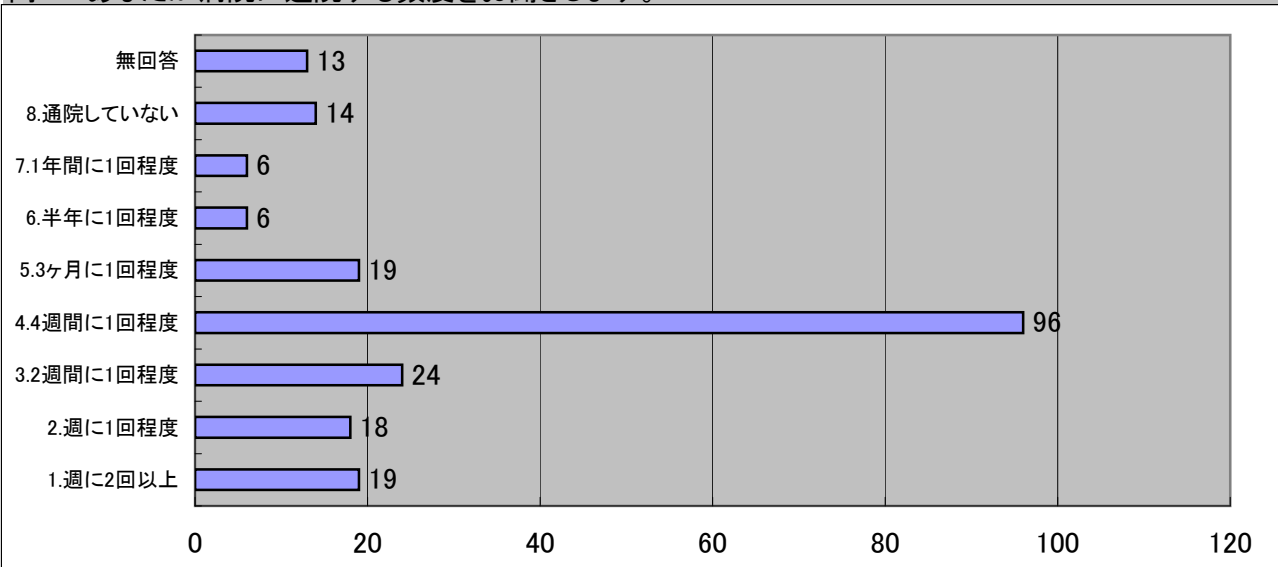


精神



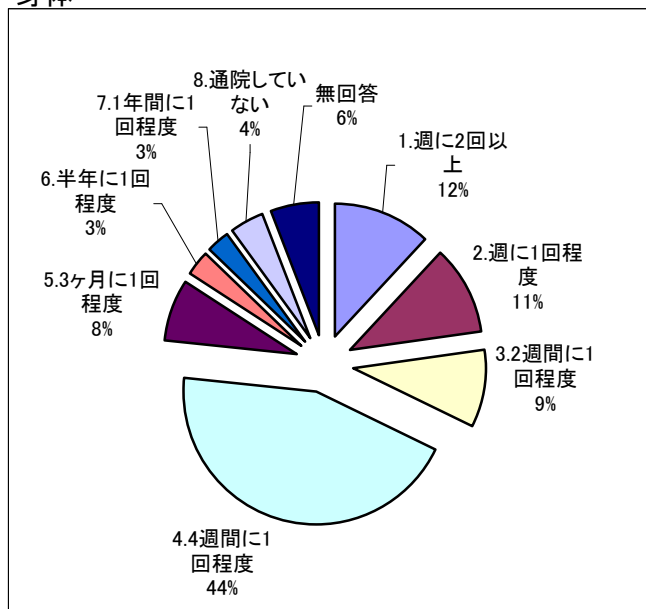
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問21 あなたが病院に通院する頻度をお聞きます。

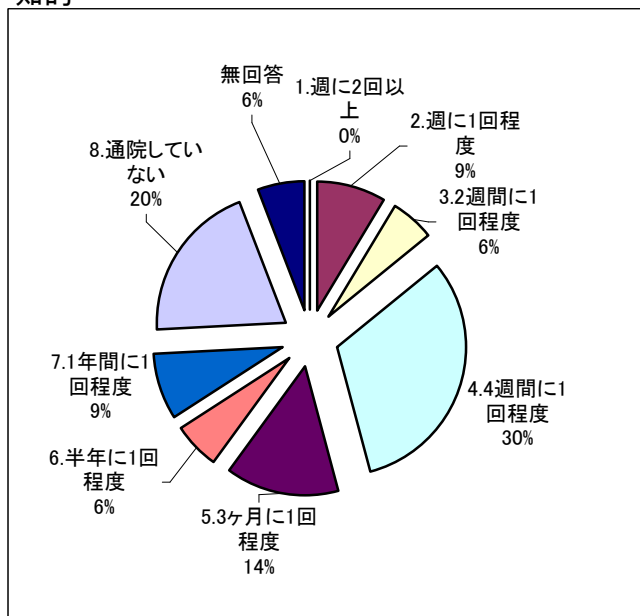


【障がい別】

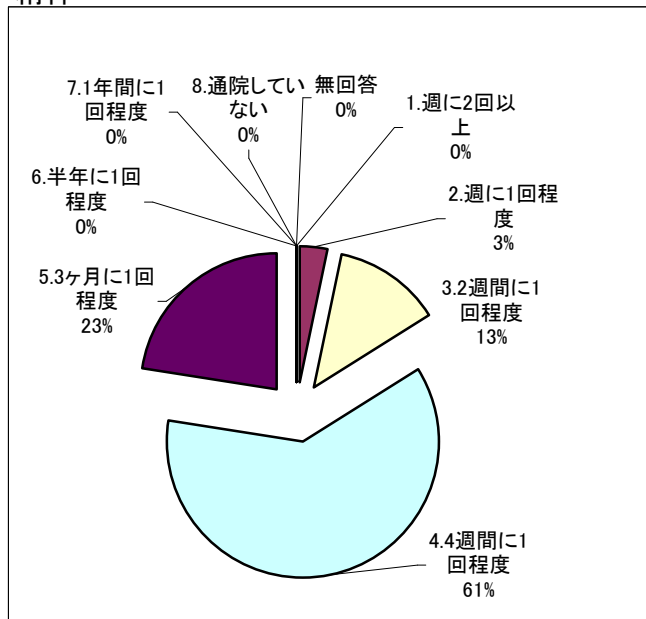
身体



知的

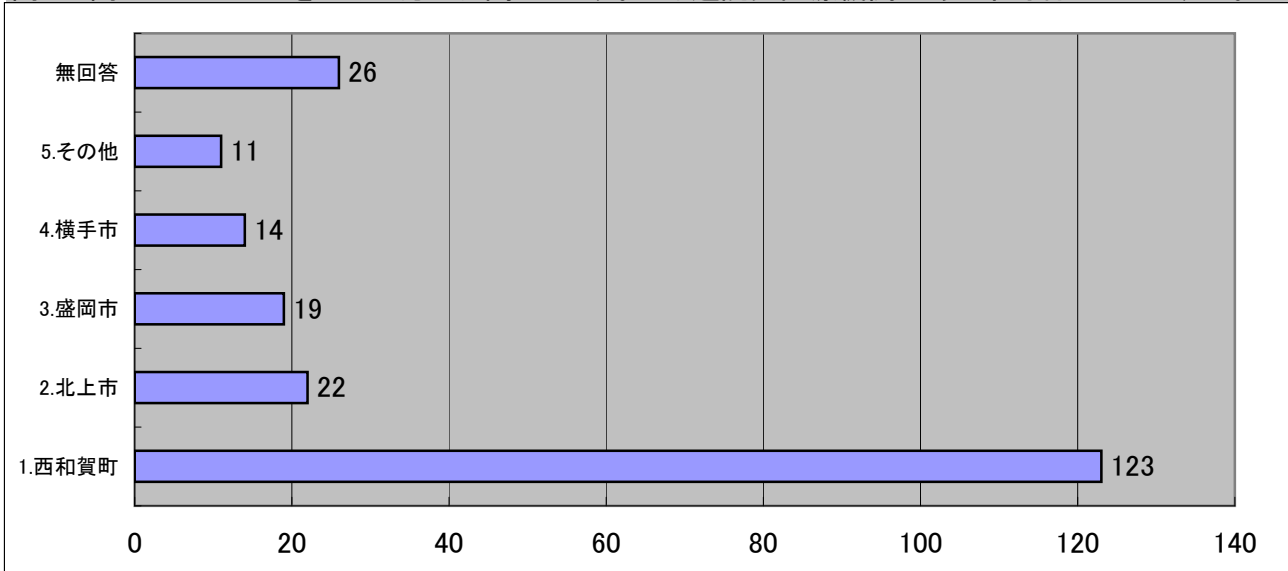


精神



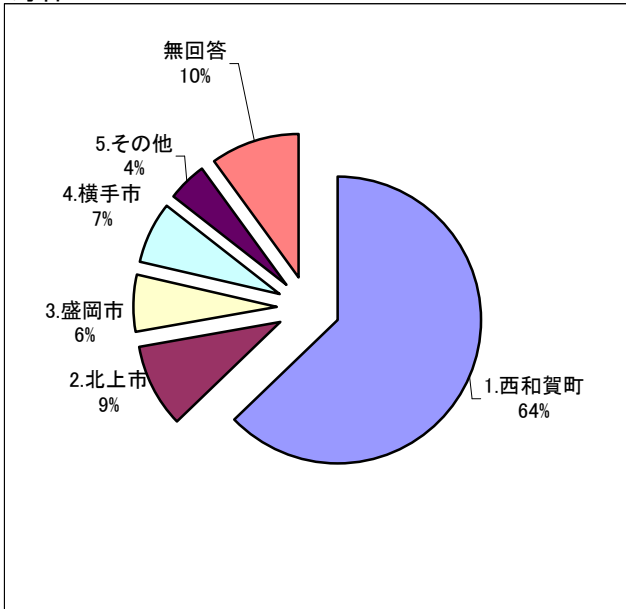
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問22 問21で1～7に○をつけた方にお聞きます。主な通院先医療機関がある市町村はどこですか。

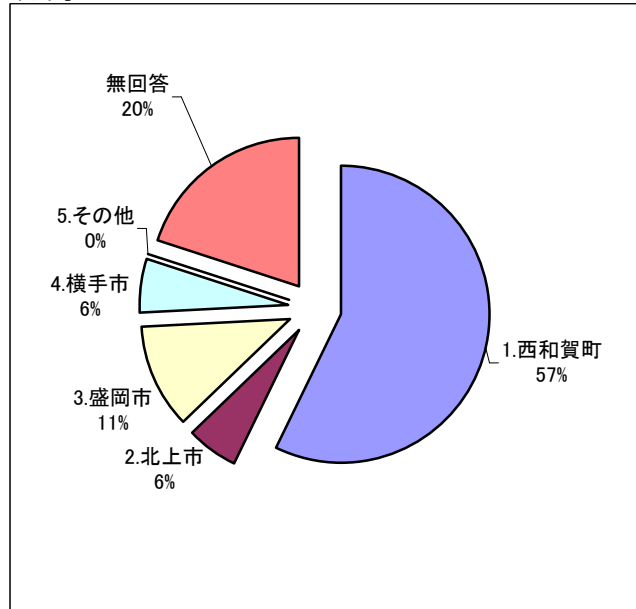


【障がい別】

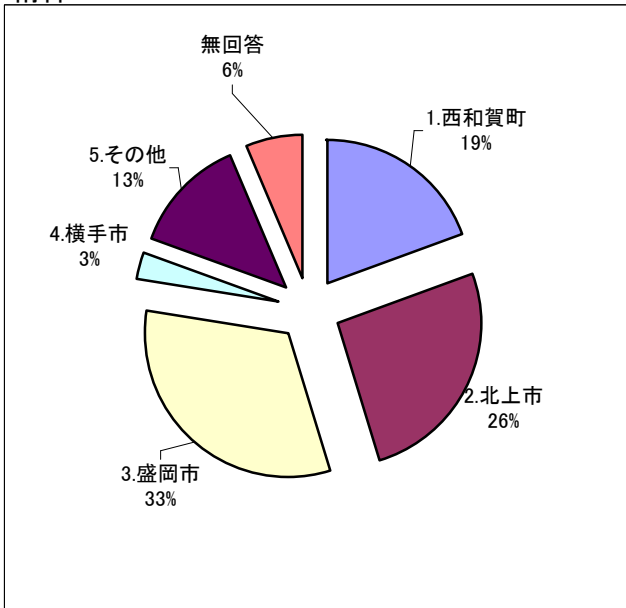
身体



知的



精神

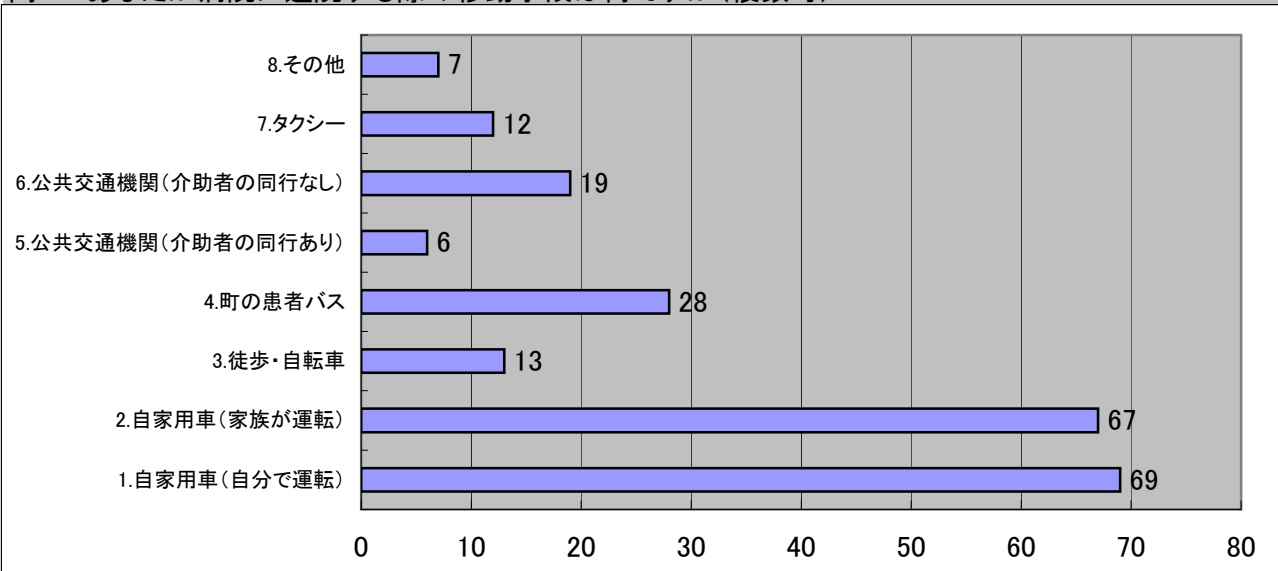


【その他内容】

- ・花巻市6人
- ・雫石町2人
- ・奥州市1人
- ・秋田市1人
- ・仙台市1人

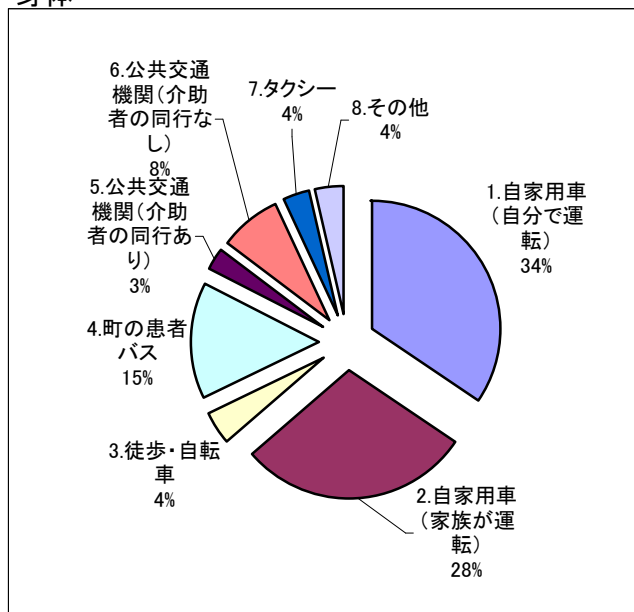
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問23 あなたが病院に通院する際の移動手段は何ですか(複数可)

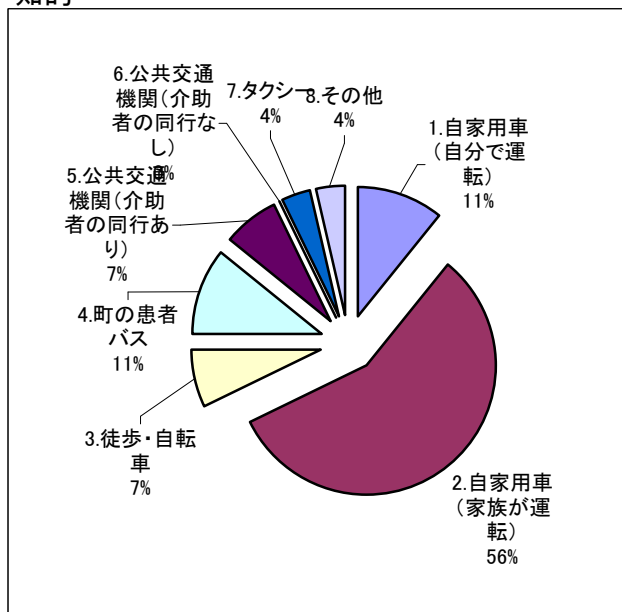


【障がい別】

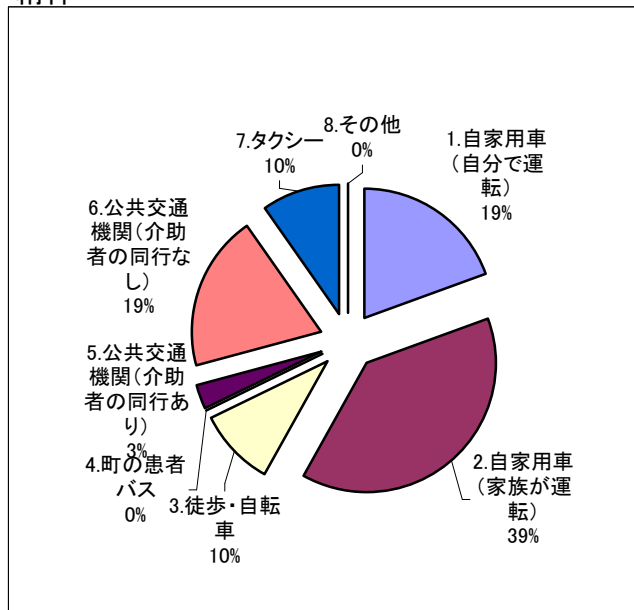
身体



知的



精神



【その他内容】

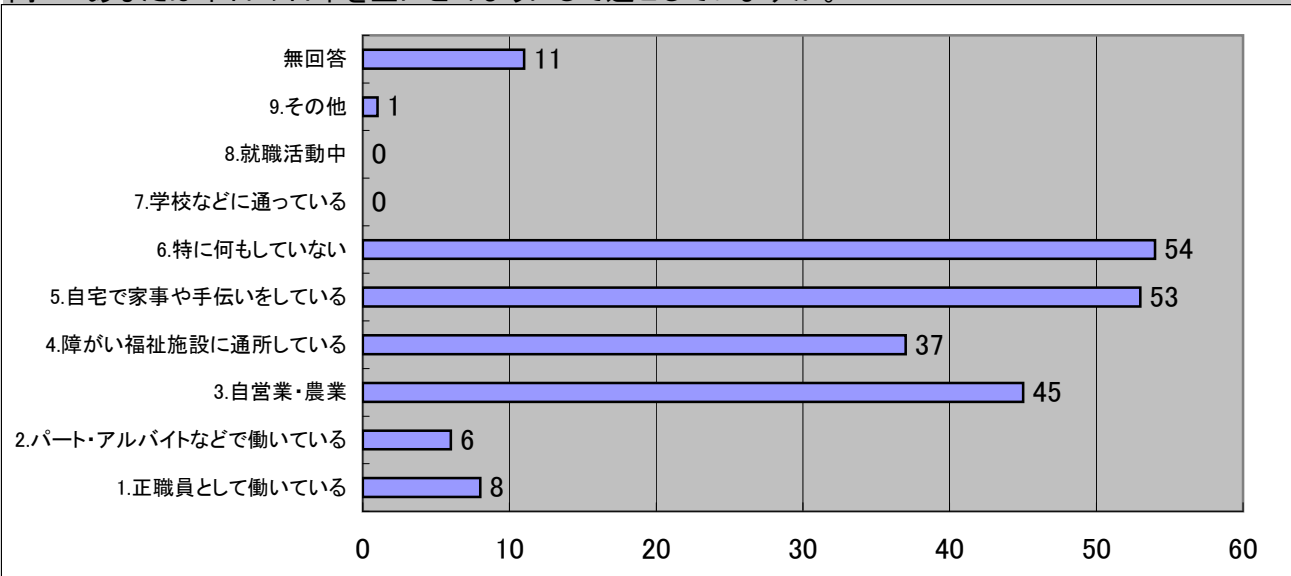
- ・親戚の車(75歳以上:身体:女性)
- ・ヘルパー(75歳以上:身体:男性)
- ・相談支援専門員(50~59歳:知的:男性)
- ・足がなかなかない(60~64歳:身体:男性)
- ・知人の運転(75歳以上:身体:女性)
- ・近所の人(75歳以上:身体:女性)
- ・訪問診療(65~69歳:身体:男性)

問24 通院の際に大変なことは何ですか。(自由記述)

- ・冬が大変、滑ったり不安がいっぱい(50～59歳:身体:女性)
- ・雨や雪のときシニアカーを押して傘をさせないので困る(65～69歳:身体:女性)
- ・タクシー割引がない、バスの時間が透析の時間に合わない(75歳以上:身体:男性)
- ・電車の時間が遅れると予約に間に合わない(65～69歳:精神)
- ・ガソリン代が高い(60～64歳:身体:男性)
- ・冬期間の電車の運休や遅れによる予約時間に間に合わないこと(75歳以上:身体:女性)
- ・患者バスの運行と実際の受診予約が合わないときがある。(75歳以上:身体:女性)
- ・盛岡の眼科に通院してるが混んでるため帰りのバスに間に合うか不安。(50～59歳:身体:女性)
- ・人に頼まなければならなくなったとき(75歳以上:身体:女性)
- ・早起き(40～49歳:精神:男性)
- ・バスの本数が少ない(60～64歳:精神:男性)
- ・長時間の運転が困難、駐車場に困る(60～64歳:身体:男性)
- ・将来的に不安(0～19歳:知的、精神:男性)
- ・身体の状況をうまく医師に伝えることが事が出来ない(75歳以上:男性)
- ・病院の待ち時間が長い(75歳以上:身体:女性)
- ・朝が早いこと(60～64歳:精神:男性)
- ・歩く力が年々衰えてきている(75歳以上:身体:男性)
- ・病院まで1時間かかる(40～49歳:精神:男性)
- ・冬期間の運転、電車の急な運休(70～74歳:身体:男性)
- ・車の乗り降り(75歳以上:身体:男性)
- ・一人では行けない(60～64歳:男性)

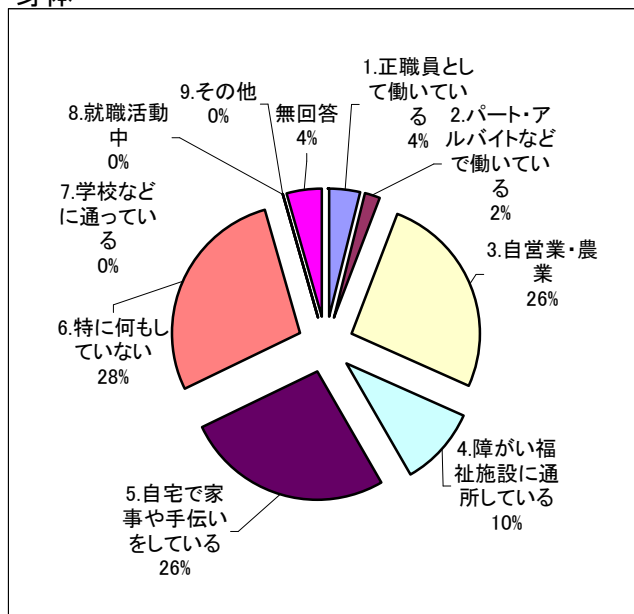
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問25 あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

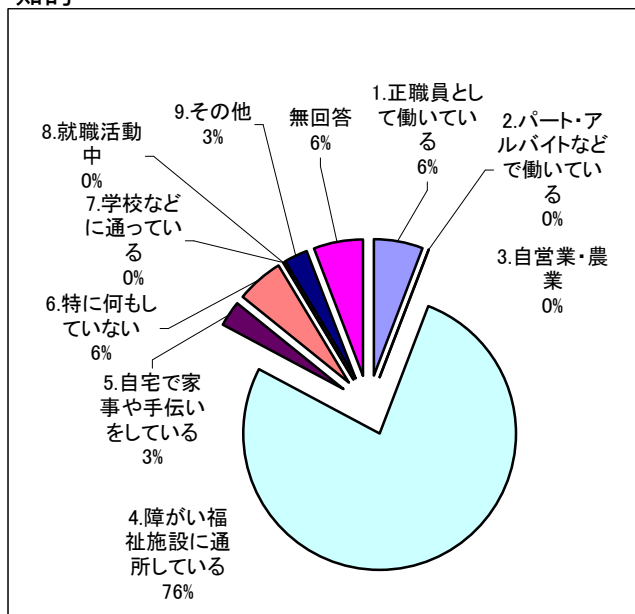


【障がい別】

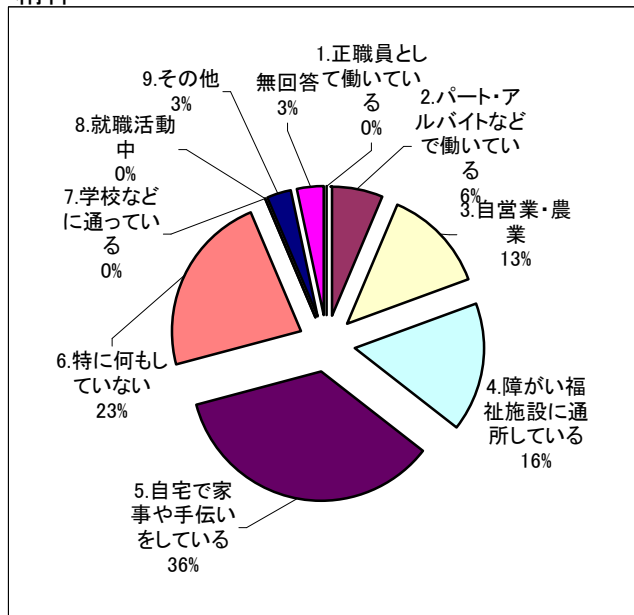
身体



知的

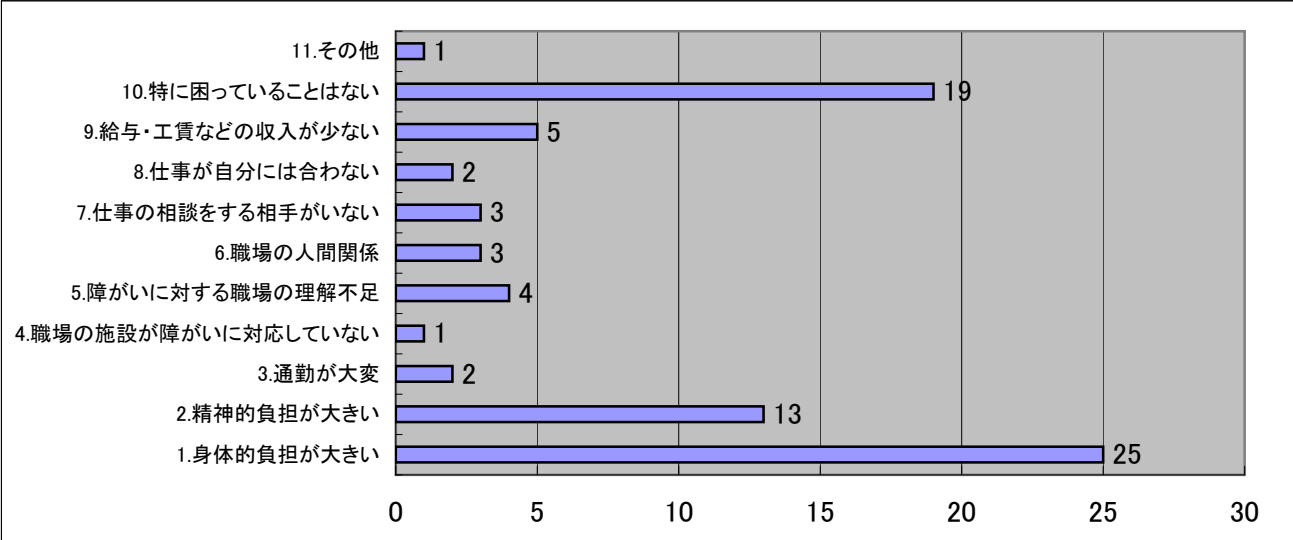


精神



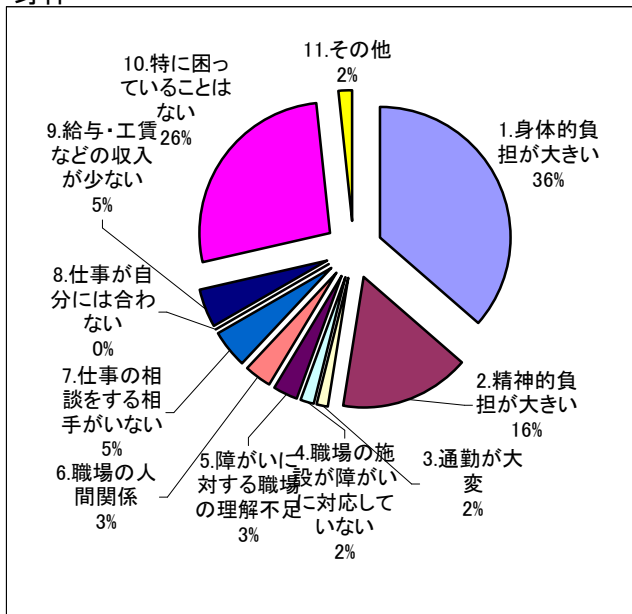
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問26 問25で1~3番に○をつけた方にお聞きます。あなたが仕事をする上で困っていることは何ですか。(複数可)

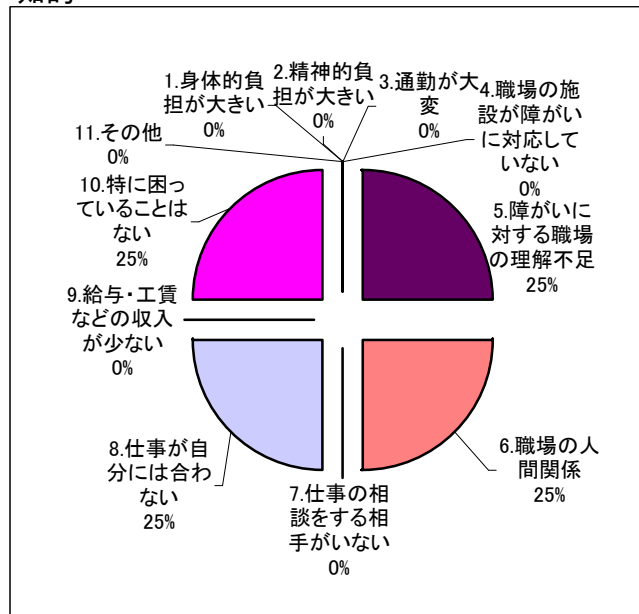


【障がい別】

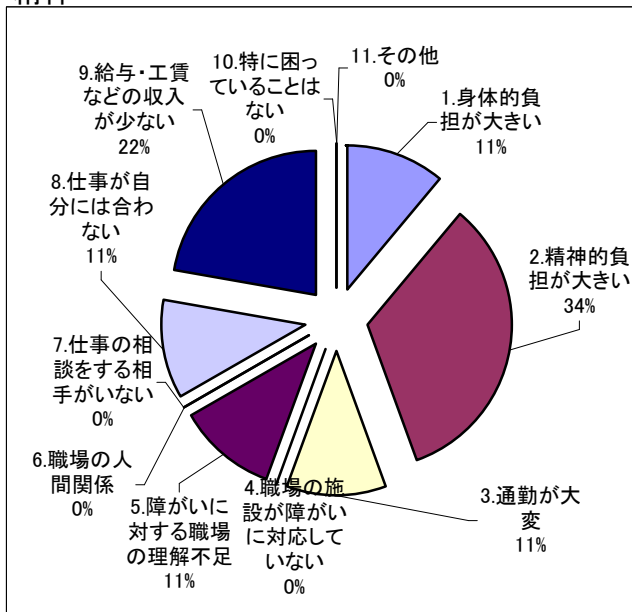
身体



知的



精神



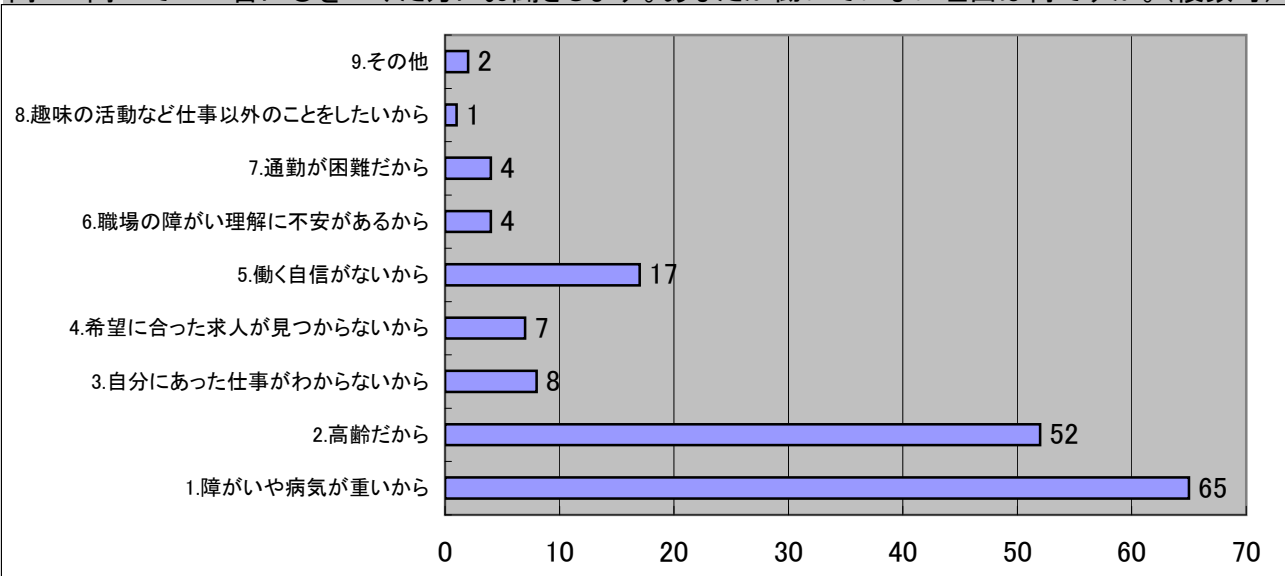
【その他内容】

・高齢(75歳以上:身体:男性)



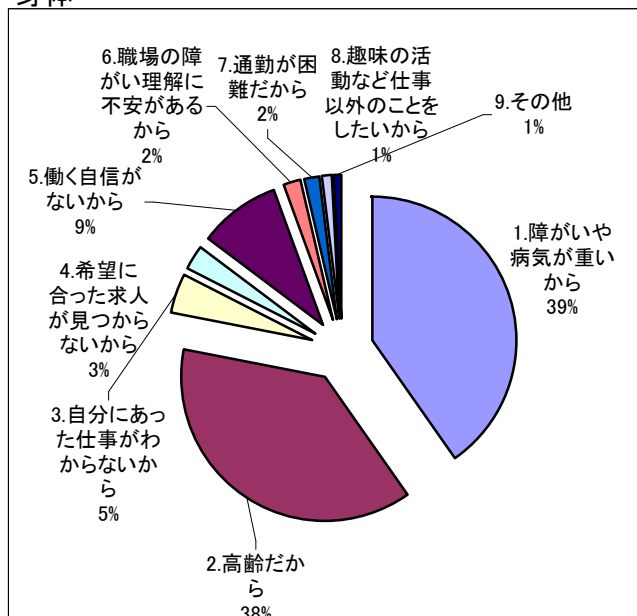
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問27 問25で4～6番に○をつけた方にお聞きます。あなたが働いていない理由は何ですか。(複数可)

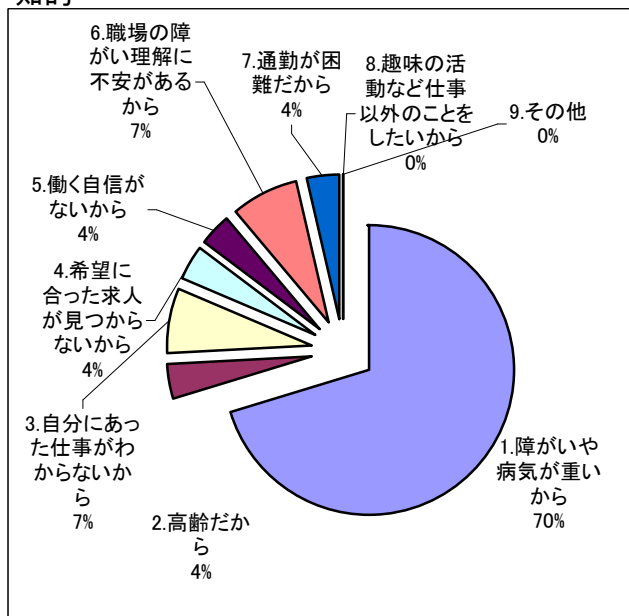


【障がい別】

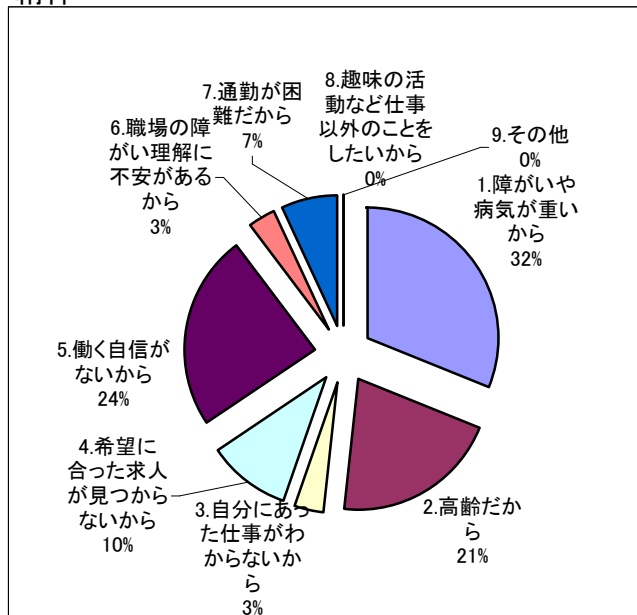
身体



知的



精神

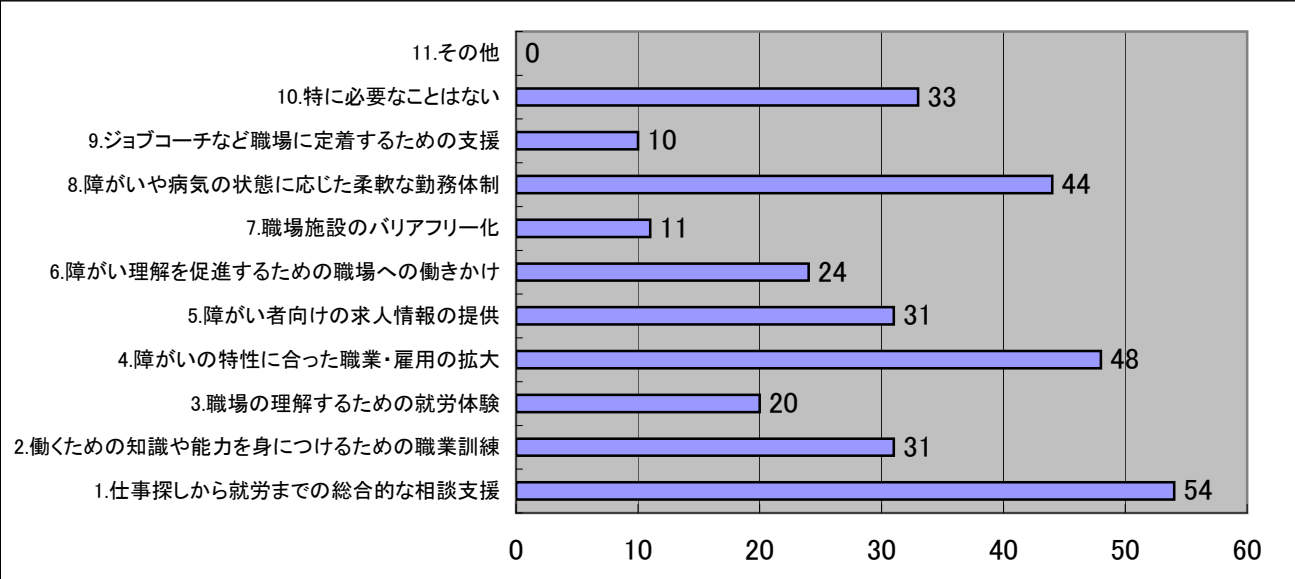


【その他内容】

- ・仕事がない(50～59歳:身体:男性)
- ・やる気がしない(60～64歳:男性)

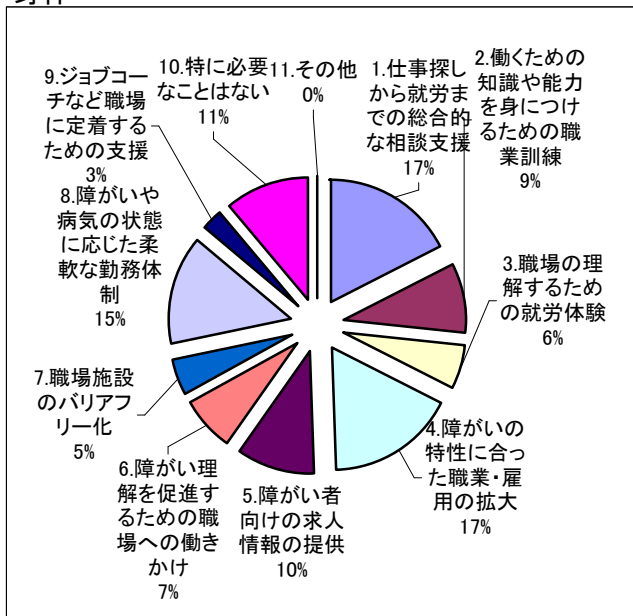
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問28 障がいのある人が、企業などで一般就労するためにはどのような支援が必要だと思いますか。(複数可)

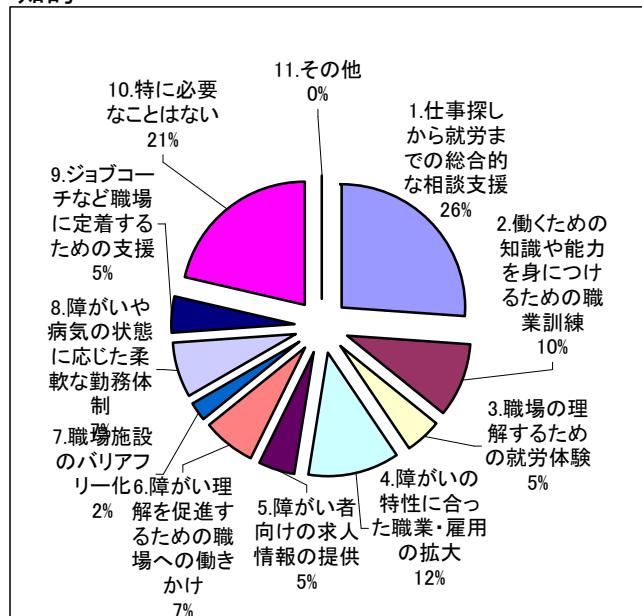


【障がい別】

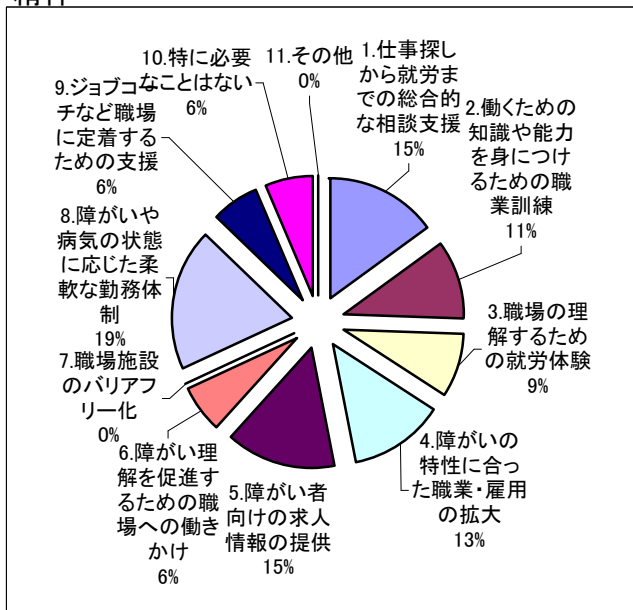
身体



知的

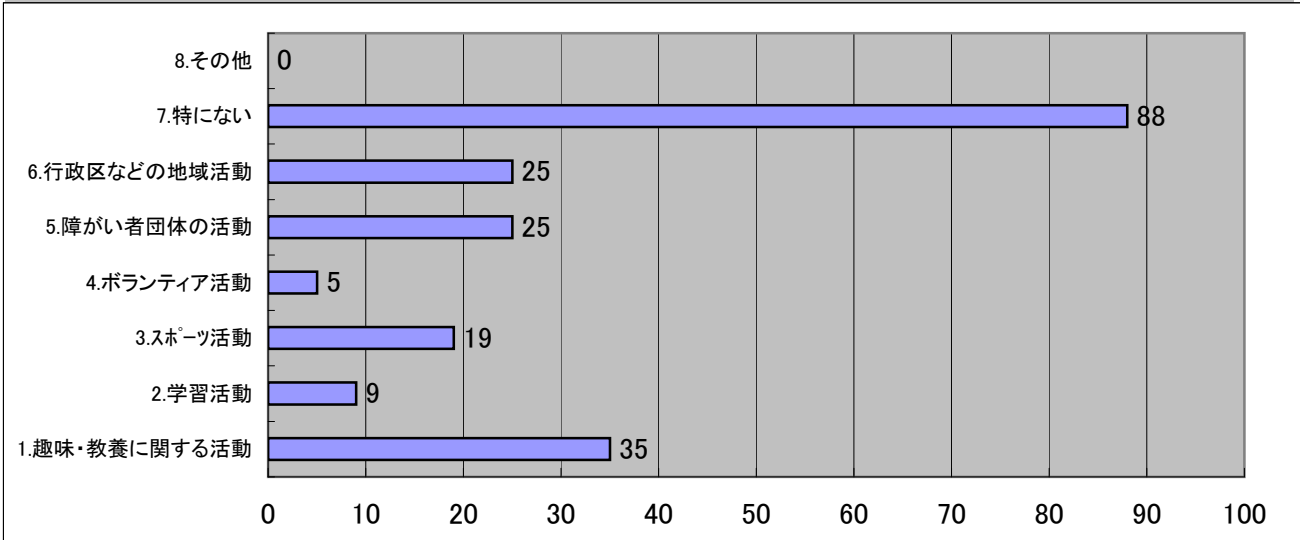


精神



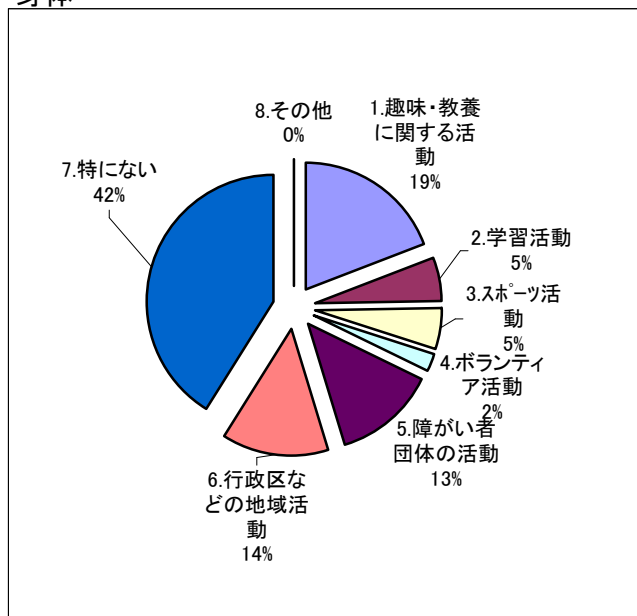
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問29 あなたは今後、次のような活動に取り組みたいと思いますか。  
 すでに取り組んでいる方は、今後も取り組みたいかどうかお答え下さい。(複数可)

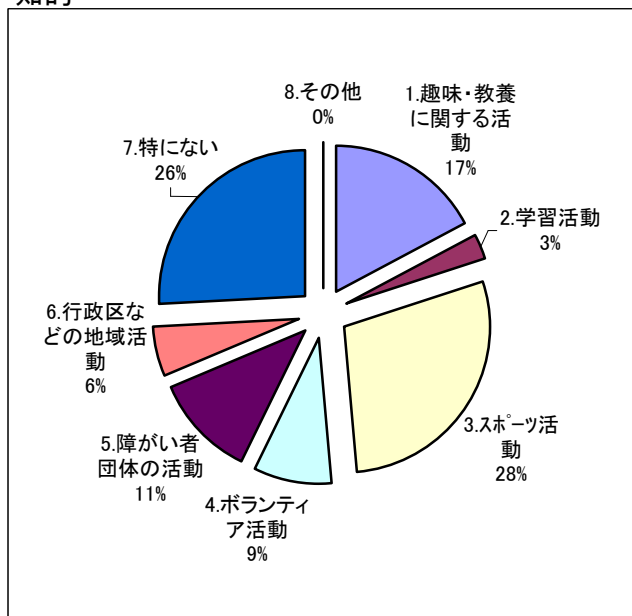


【障がい別】

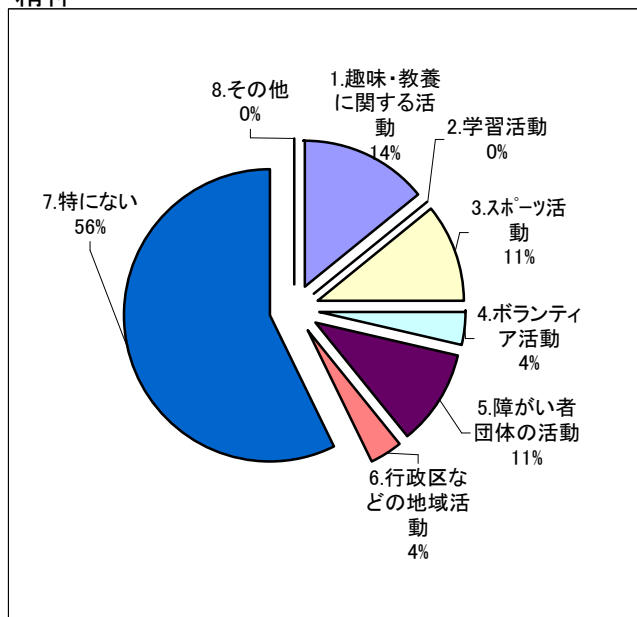
身体



知的

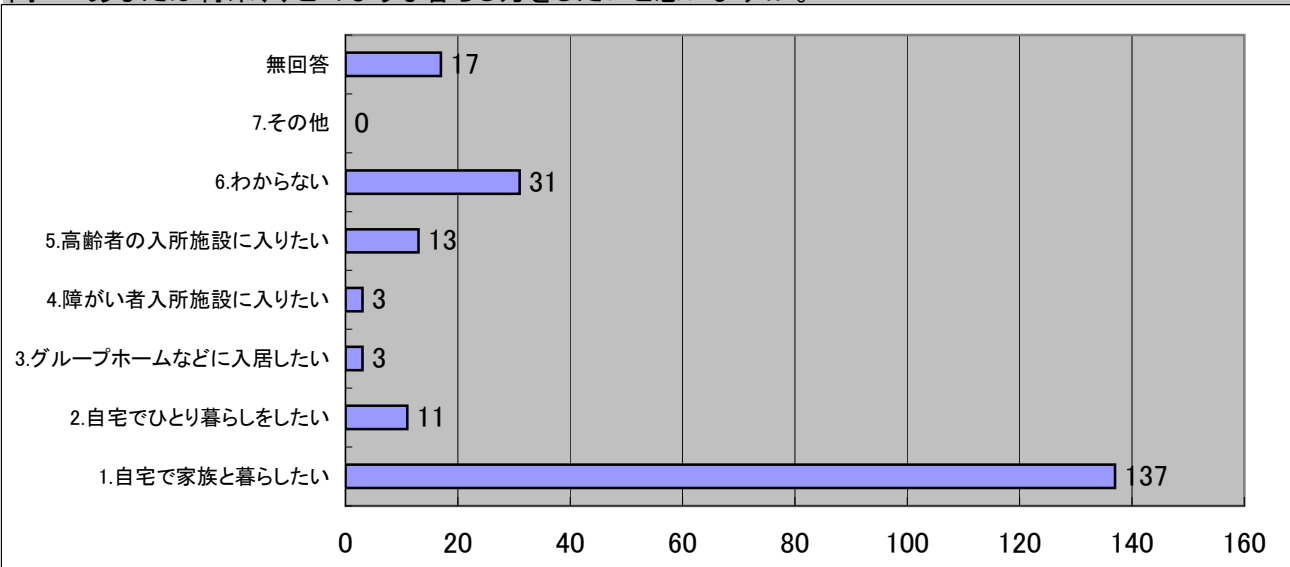


精神



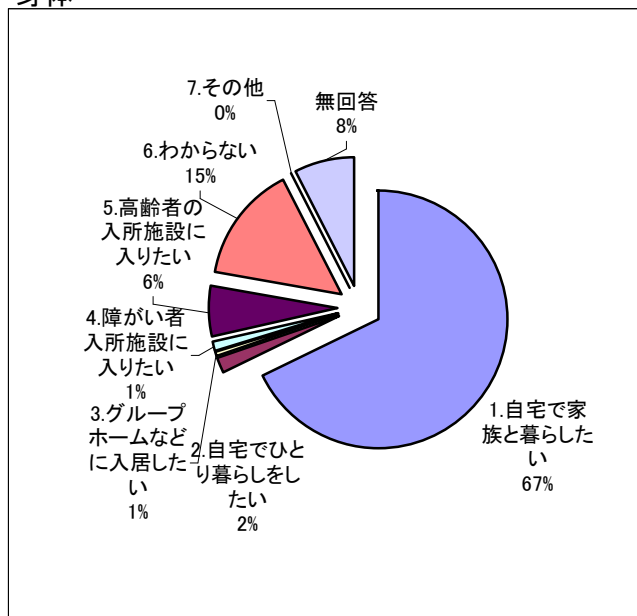
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問30 あなたは将来、どのような暮らし方をしたいと思いますか。

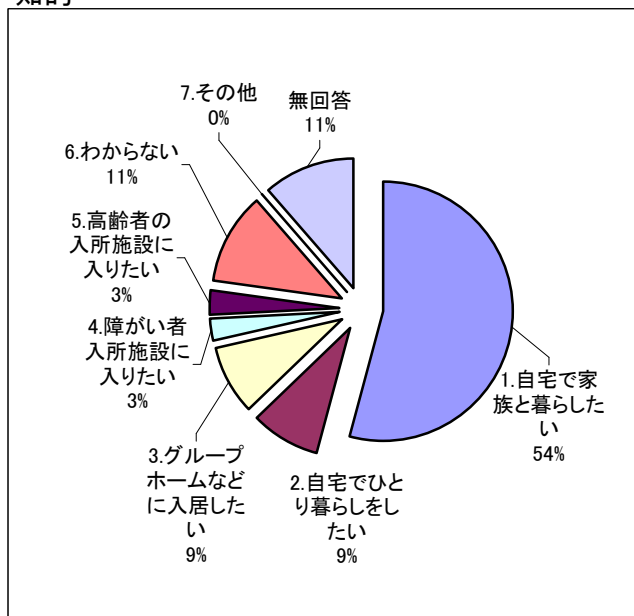


【障がい別】

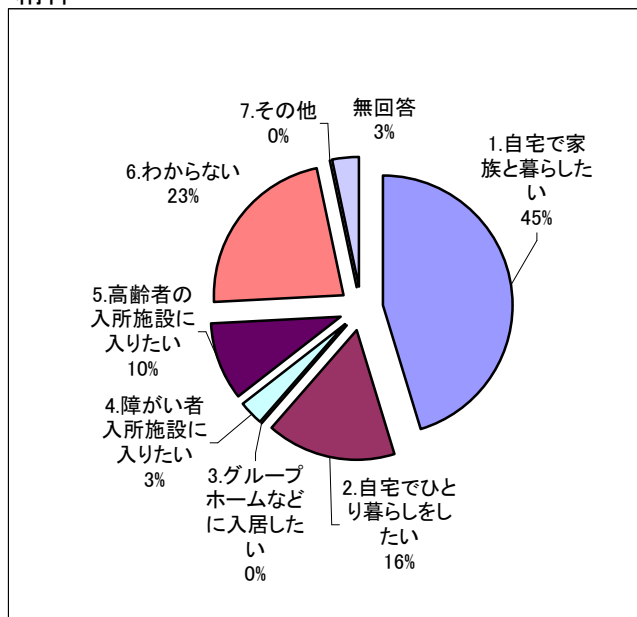
身体



知的

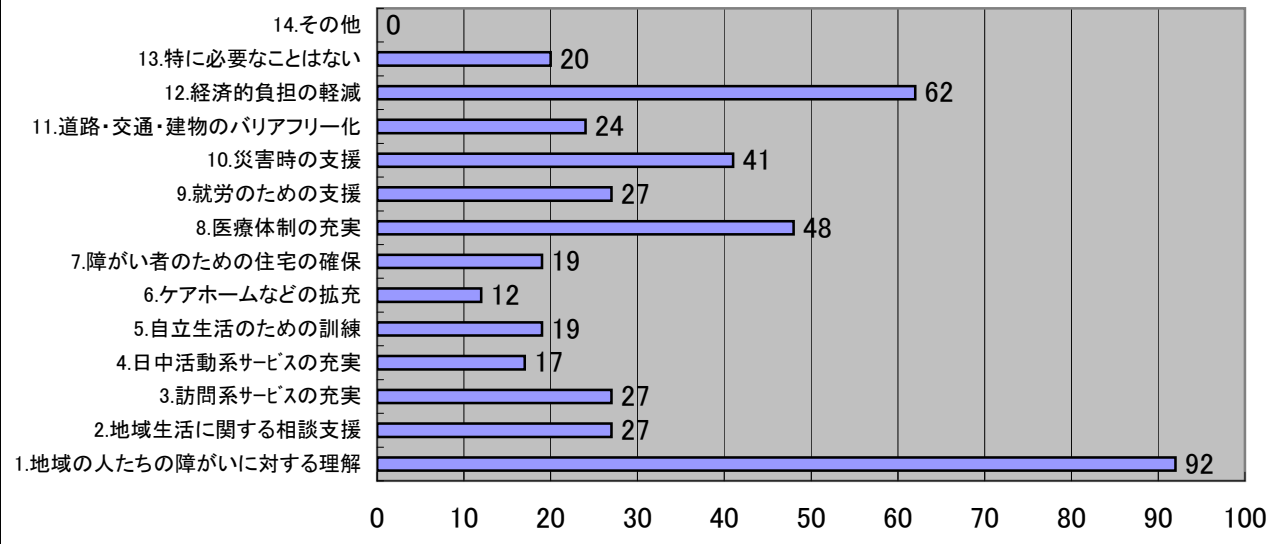


精神



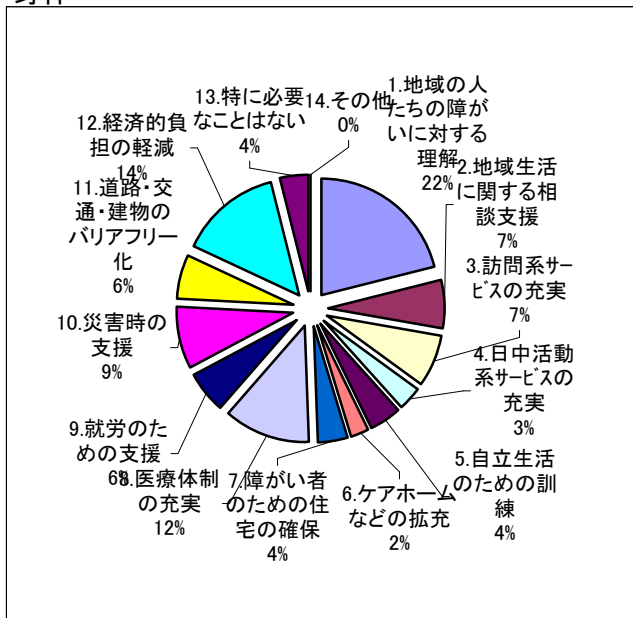
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問31 あなたは、障がいのある人が地域で生活していくためには何が必要だと思いますか。(複数可)

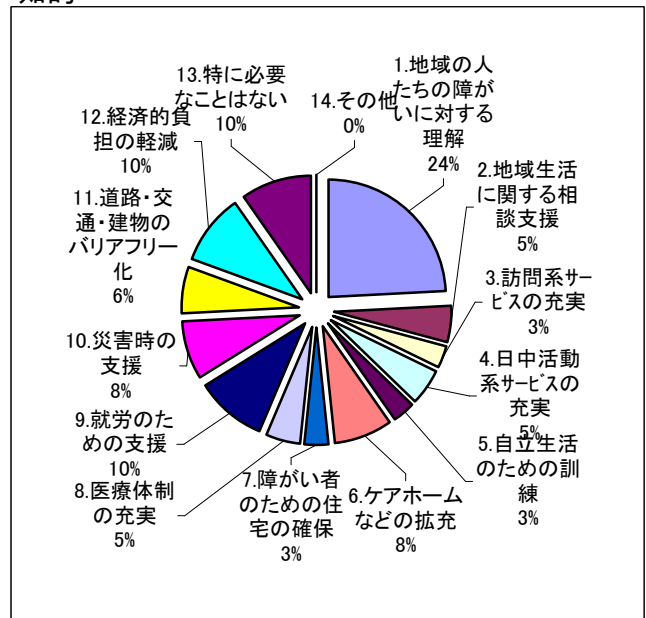


【障がい別】

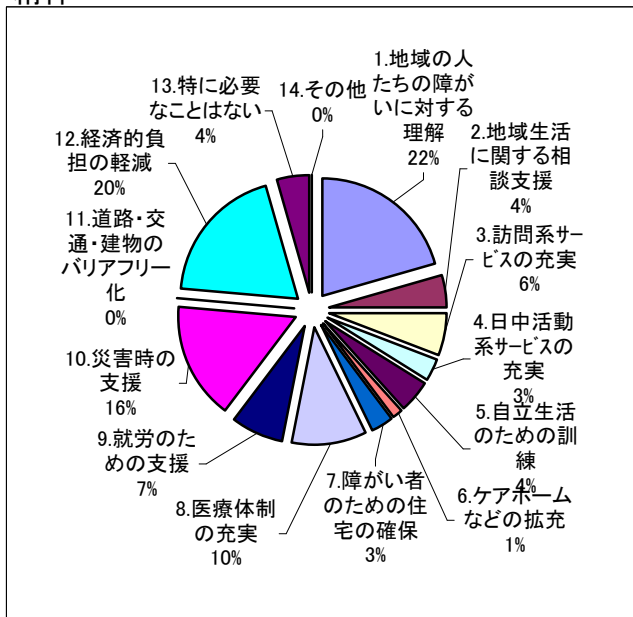
身体



知的

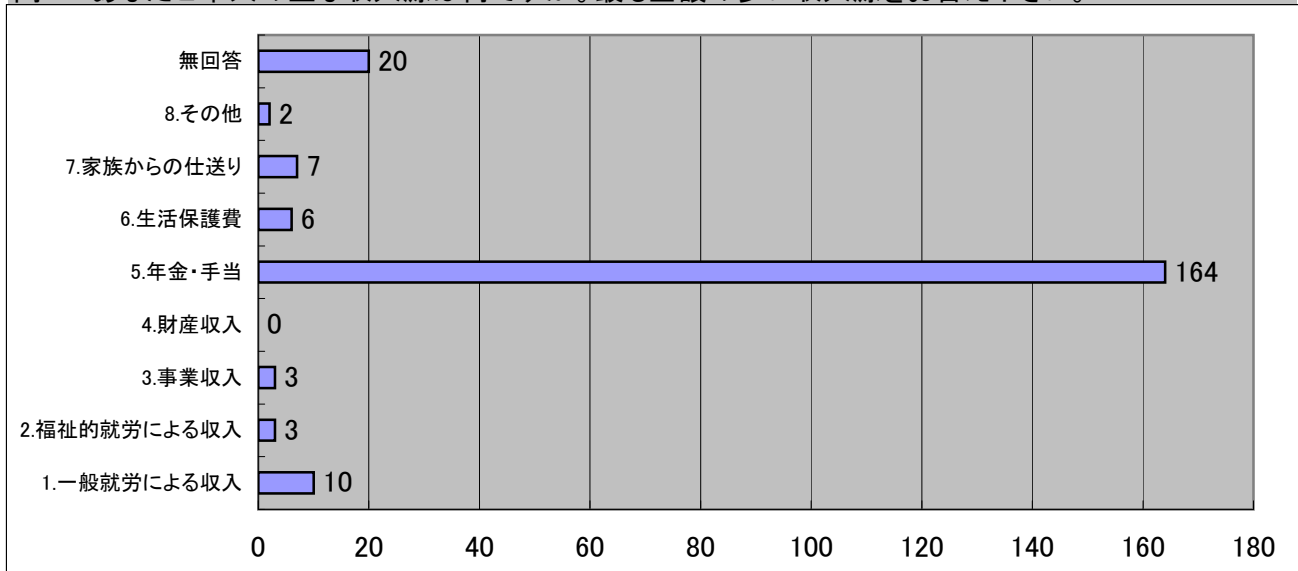


精神

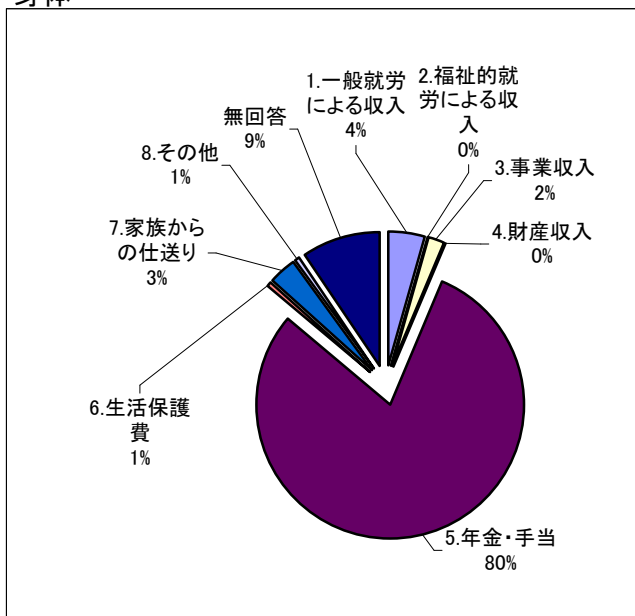


障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

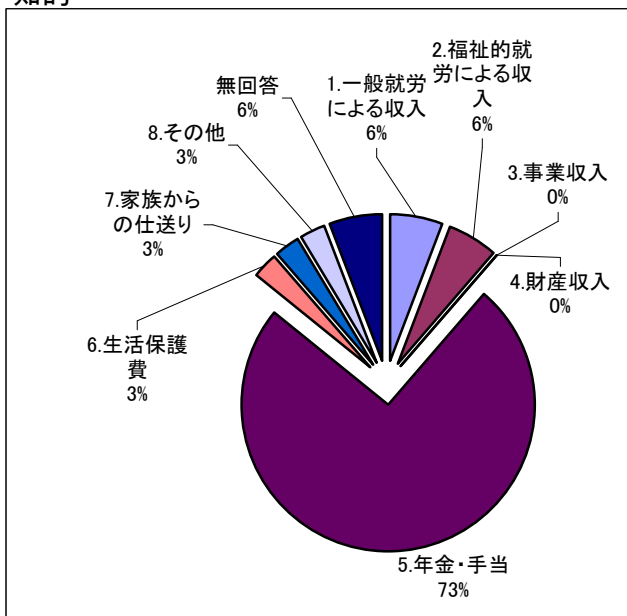
問32 あなたご本人の主な収入源は何ですか。最も金額の多い収入源をお答え下さい。



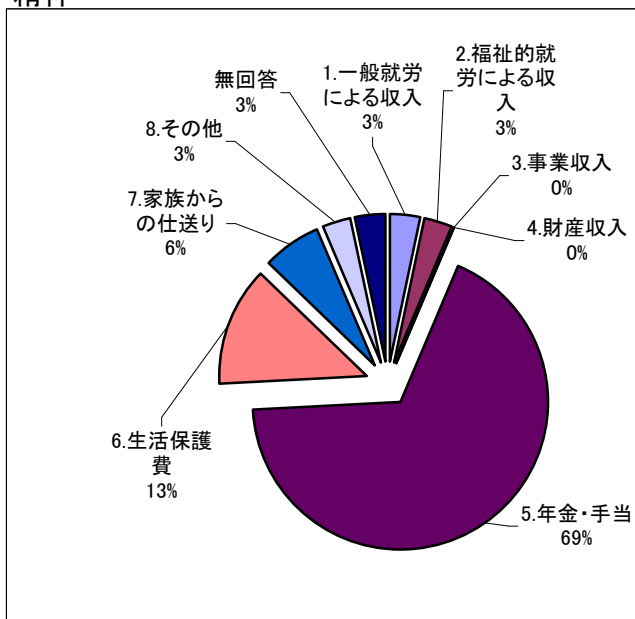
【障がい別】  
身体



知的

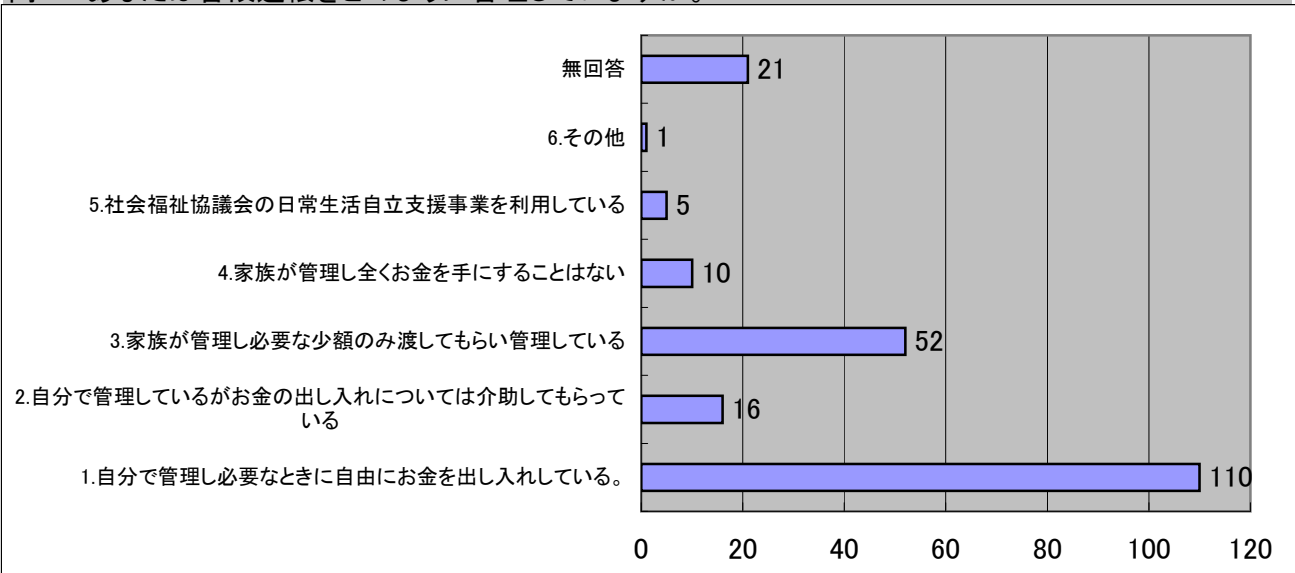


精神



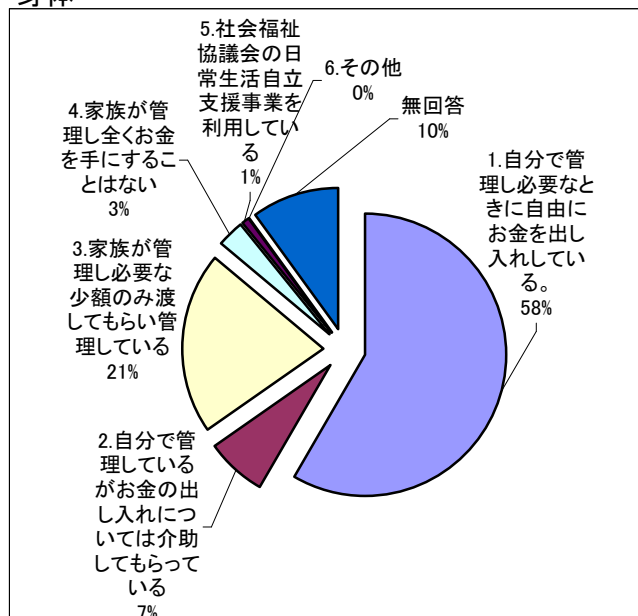
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問33 あなたは普段通帳をどのように管理していますか。

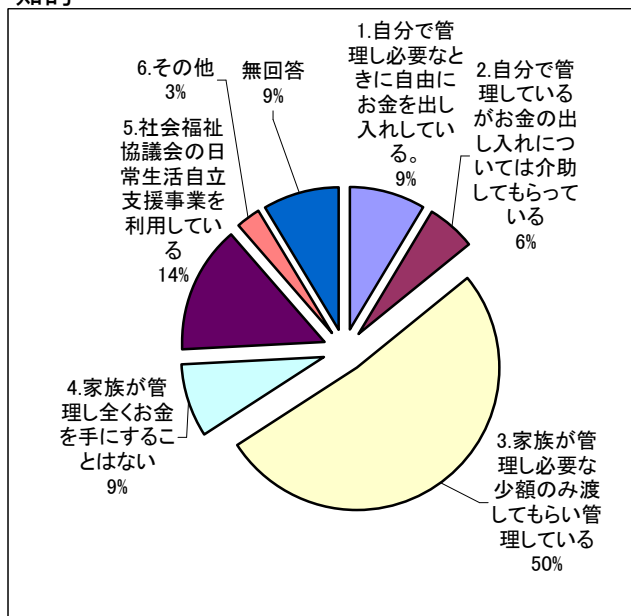


【障がい別】

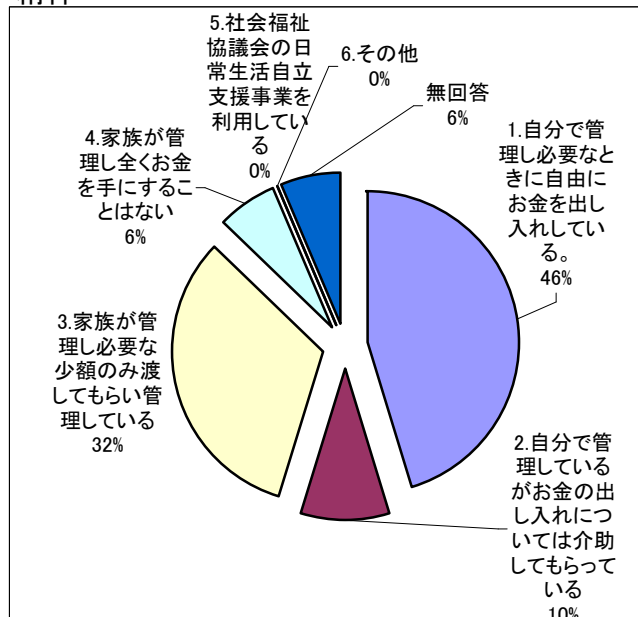
身体



知的

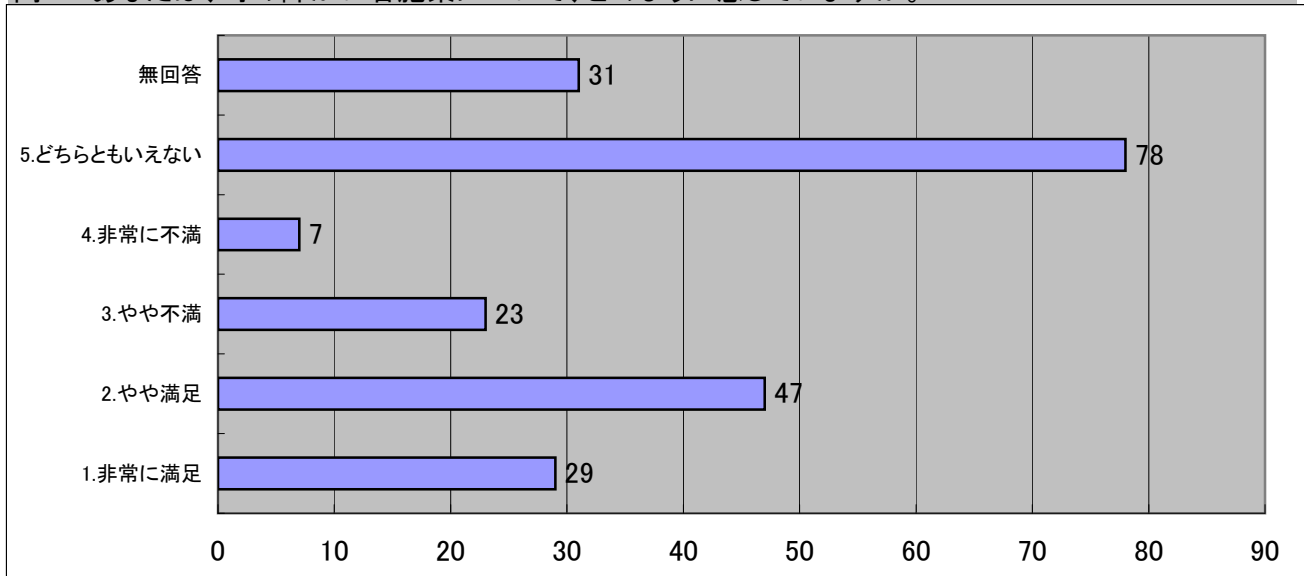


精神



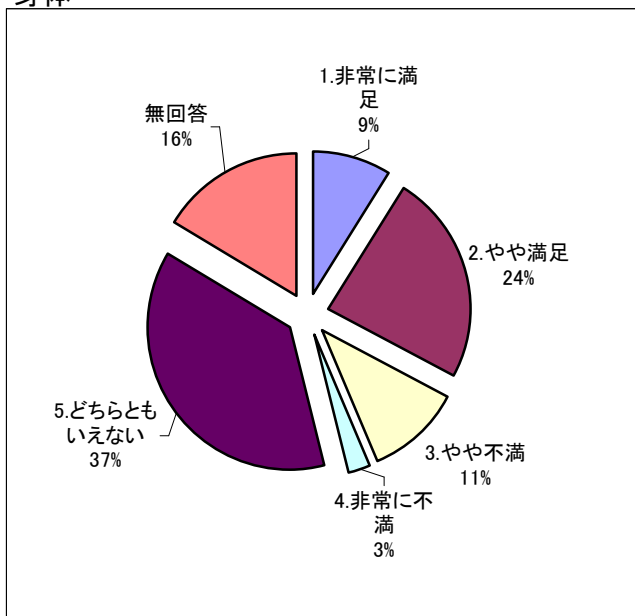
障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

問34 あなたは、町の障がい者施策について、どのように感じていますか。

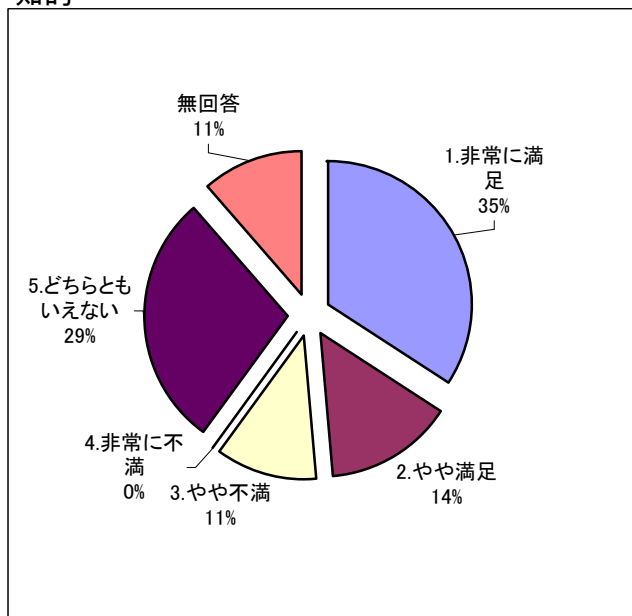


【障がい別】

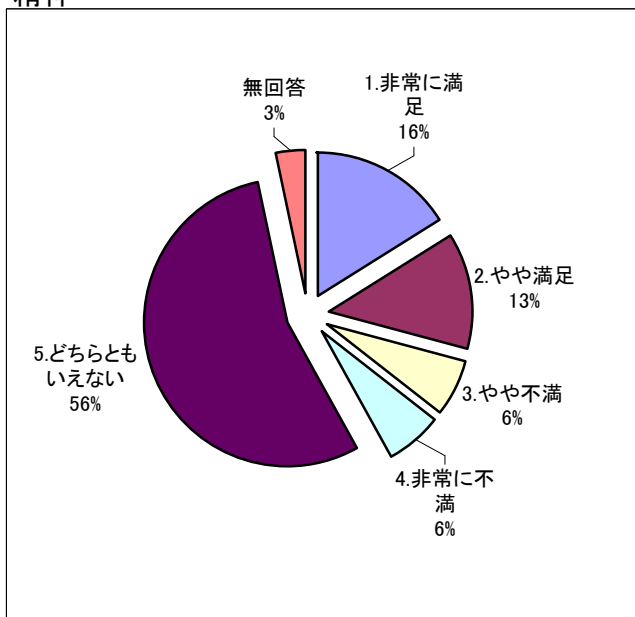
身体



知的



精神





## 障がい福祉に関するアンケート結果(当事者用アンケート)

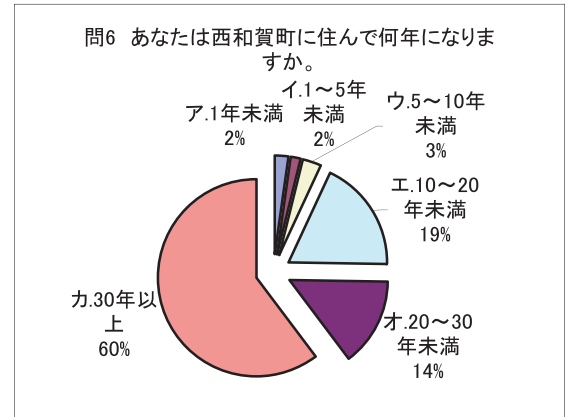
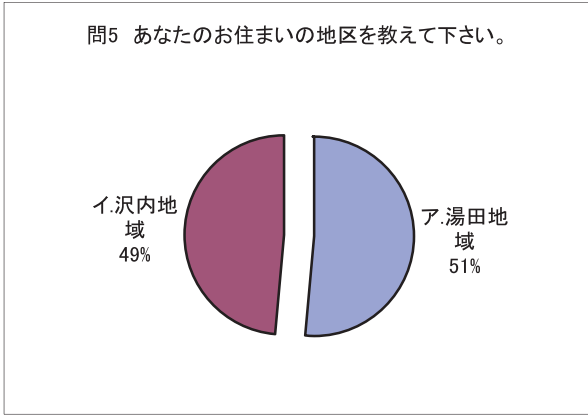
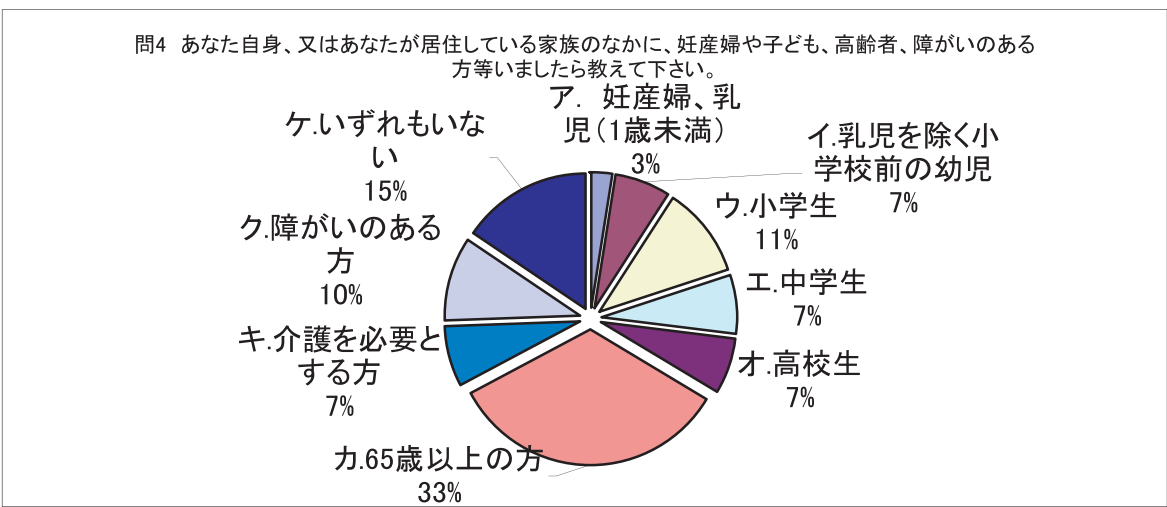
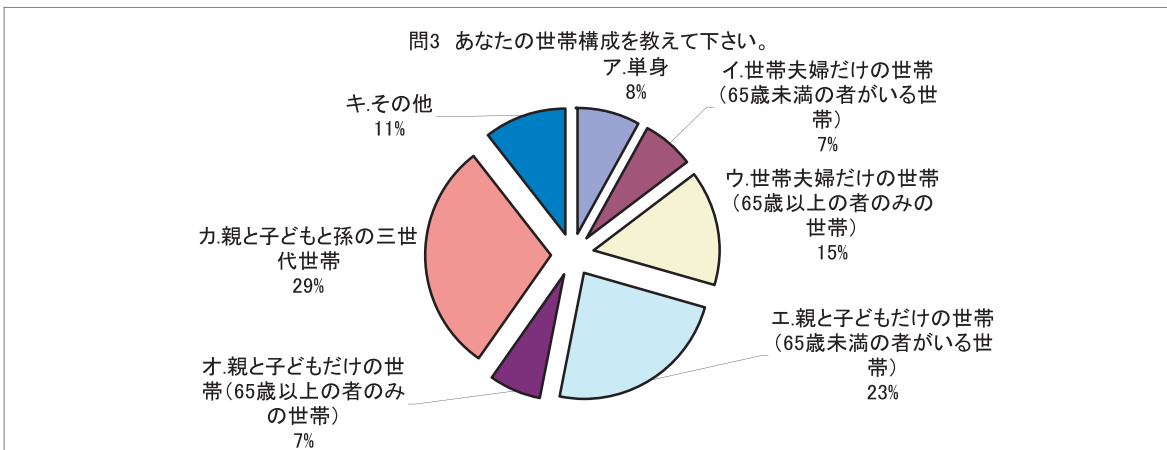
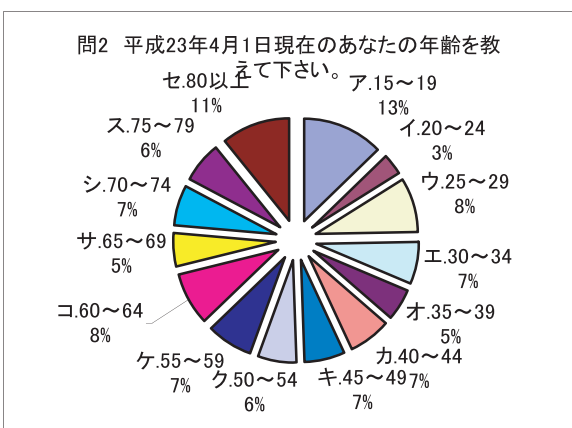
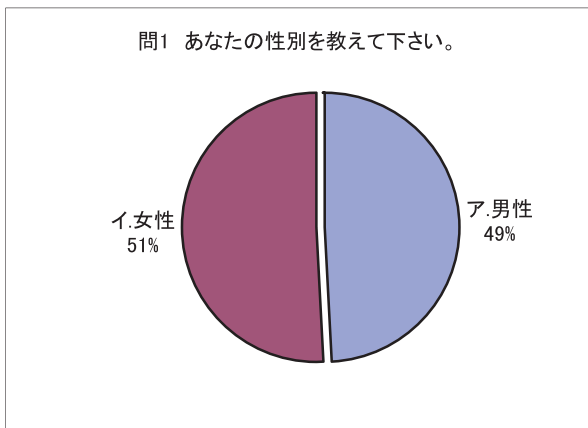
問35 障がい福祉に関するご意見やご要望、今後利用したいサービスなどありましたら、ご自由にお書き下さい(自由記述)

- ・西和賀町の保健福祉、障がい福祉そして医療関係者の方々にはいろいろお世話になっております。これからもよろしくお願いします。(60～64歳:身体:男性)
- ・長く歩くのに不便(75歳以上:身体:女性)
- ・ボランティアでもいいから何か仕事をしたいけど何も見つからない状態(50～59歳:身体:女性)
- ・沢内病院の医師確保、県交通バスの沢内病院玄関口まで運行、タクシー割引の実現(75歳以上:身体:男性)
- ・老人2人のためよろしくお願いします。(75歳以上:身体:女性)
- ・今はいいが、今後足が不自由だから心配です。(75歳以上:女性)
- ・民間施設でまだトイレ等改善されていない。(70～74歳:身体:男性)
- ・何をすることも物事と身障者のことを考えてもらいたい(60～64歳:身体:男性)
- ・障がい福祉に限らず今後高齢者が益々多くなるので入所施設を増やして欲しい。(70～74歳:男性)
- ・仲間の集会がもっとあるといい(75歳以上:身体:女性)
- ・迷うことなく生きていきたい(75歳以上:身体:男性)
- ・低額で利用できるサービス、外出での車確保、冬期の除雪(無料)(75歳以上:身体:女性)
- ・割引サービス等の情報を知らせて欲しい。相談員は何をしていますか。県の福祉大会等への参加はありますか。(65～69歳:身体:女性)
- ・リハビリ施設と併設した温泉プールが欲しい(60～64歳:身体:女性)
- ・リハビリ用の温泉プールが欲しい(50～59歳:身体:女性)
- ・入浴施設の障害者の利用料免除にしてもらいたい(50～59歳:精神:男性)
- ・これから生活していくために早く仕事を見つけてもらいたい(20～29歳:知的:男性)
- ・社会的なサービスの充実と福祉施設に対する支援も充実していただきたい(30～39歳:知的:男性)
- ・免許があるので車を運転したい(30～39歳:身体、知的:女性)
- ・障がい者むけパソコン教室を利用したい(60～64歳:身体:男性)
- ・親が健在で元気なうちはいいが、高齢になったり1人になった時に気軽に相談できるサービスが必要になると思う(0～19歳:知的、精神:男性)
- ・病院の先生方がもっと障がい者の身になって見ていただきたい。本気なのかと思われることが多すぎです。(70～74歳:身体:女性)
- ・理学療法士、作業療法士のそろった施設が町内にあったらいい(50～59歳:身体:男性)
- ・聴覚障害者に対する福祉の充実、社会の理解、社会の対応。障がい者施策を推進し、具現化し、行動していただきたいと切に思う。(50～59歳:身体:男性)
- ・訪問サービスが必要だと思う(75歳以上:身体:女性)
- ・障がい者がどなたかなど、個人情報はありませんが横の繋がりが全くない。また、出来ないのが残念(70～74歳:身体:男性)
- ・老後を考えると不安なことばかりです。(60～64歳:身体:女性)
- ・精神障害者はなぜ交通機関の割引がないのでしょうか?(30～39歳:身体:女性)

## 一般住民向けアンケート調査結果

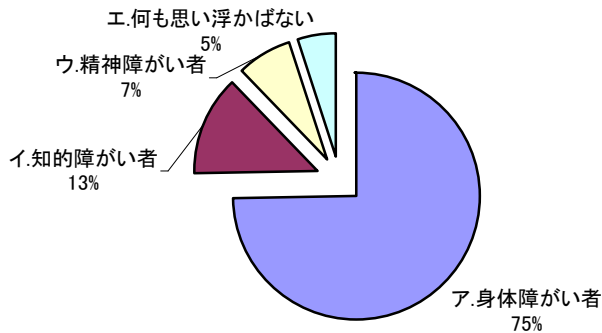
- 1 実施主体  
西和賀町
- 2 アンケートの対象  
平成23年4月1日現在で15歳以上で西和賀町内に住所を有する者
- 3 実施期間  
平成23年7月1日から平成23年7月31日まで
- 4 実施方法  
地域福祉計画のアンケート調査と合同で実施し、512名を無作為抽出し、  
配布・回収は民生委員が行なった
- 5 回収状況  
配布部数 512部  
回収部数 442部  
回答率 86.3%

障がい福祉に関するアンケート結果(一般住民用アンケート)

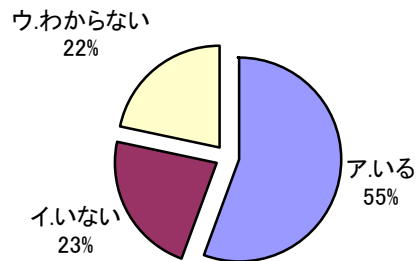


障がい福祉に関するアンケート結果(一般住民用アンケート)

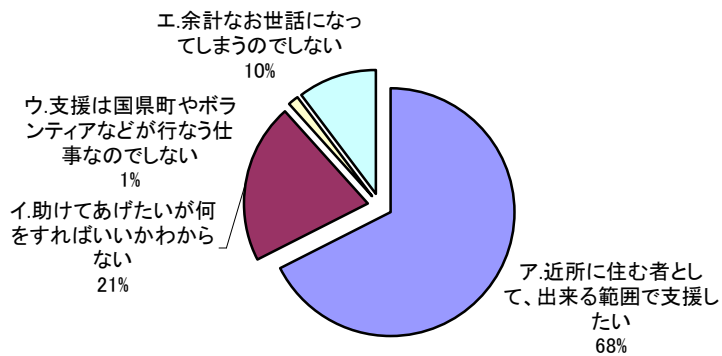
問40 あなたは「障がい者」と聞いて真っ先に何を思い浮かべますか。



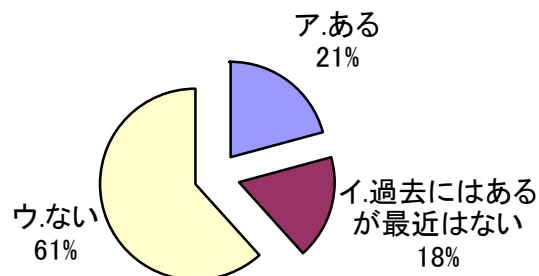
問41 あなたの近所に障がいのある方はいますか。



問42 問41で「ア.いる」と答えた方にお聞きします。その方が困っていたら助けてあげようと思いませんか。

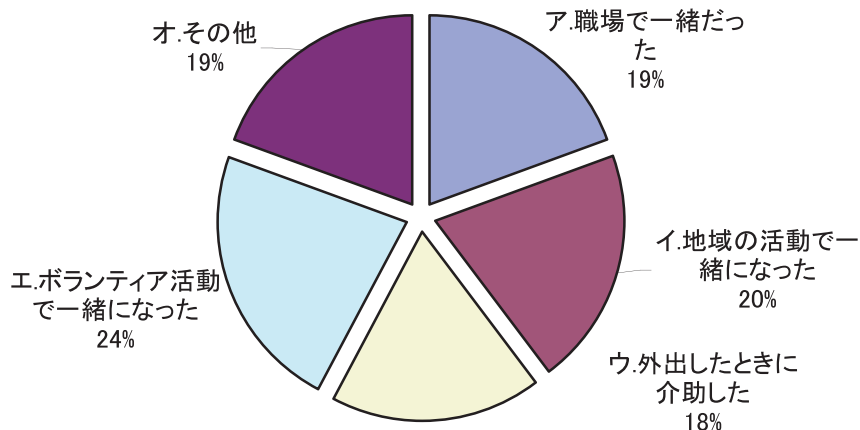


問43 あなたはここ1年間の間に障がいのある方と一緒に何か活動した経験がありますか。



障がい福祉に関するアンケート結果(一般住民用アンケート)

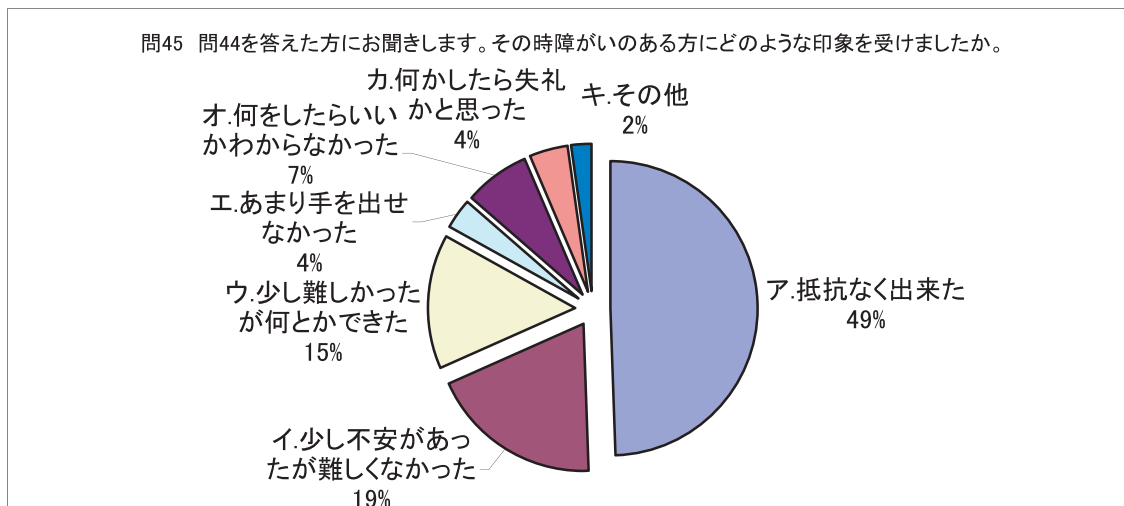
問44 問43で「ア.ある」または「イ.過去にはあるが最近はない」と答えた方にお聞きます。  
どのような活動で一緒に活動しましたか。



【その他】

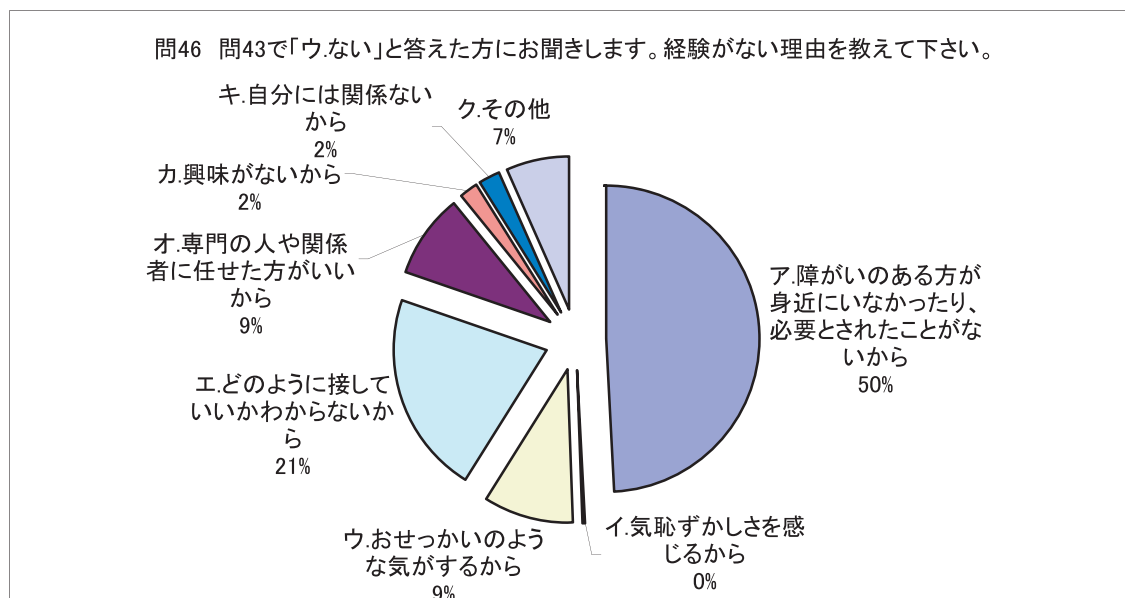
- ・実兄が知的障がい者です(25～29歳女性)
- ・同居しているから(75～79歳男性)
- ・仕事の関係(20～24歳女性)
- ・学校で一緒だった(15～19歳女性)
- ・体が弱ると話すだけでいいんです(75～79歳不明)
- ・職場体験(15～19歳男性)
- ・農作業の手伝いを少し(50～54歳女性)
- ・家族が障害をもっている(40～44歳女性)
- ・近所に住んでいた(25～29歳女性)
- ・保育園で一緒だった。(20～24歳女性)
- ・学校で一緒だった(15～19歳女性)
- ・家族が大変な時に家につれて来て面倒をみた(70～74歳女性)
- ・自宅で(60～64歳女性)
- ・自宅で介助した、6か月前まで(65～69歳女性)
- ・妻が障がい者(65～69歳男性)
- ・職場体験(15～19歳女性)
- ・個人で活動(70～74歳男性)
- ・バレーボールを週1でやっている(30～34歳男性)
- ・職場体験(15～19歳女性)
- ・目立つ事はない(不明)
- ・子どもが施設入所しているため、その施設で一緒に活動した。(50～54歳男性)
- ・勤務先の施設を利用していた(30～34歳男性)
- ・外で眺めているだけか(80歳以上男性)
- ・家族に障がい者がいる(55～59歳女性)
- ・学校での職場体験(15～19歳女性)
- ・家族にいる(25～29歳女性)
- ・教育実習(25～29歳男性)

障がい福祉に関するアンケート結果(一般住民用アンケート)



【その他】

- ・よるこんで帰りました(75~79歳不明)
- ・皆で会ったときに、少し楽しい話をして、これからも楽しくして行きましょうねと云って、にっこりと笑顔で「話ができて楽しかった」と喜んでくれました。私も心がうたれました。(75~79歳女性)
- ・自然体で生活している(65~69歳男性)



【その他】

- ・機会がない(15~19歳男性)
- ・腰椎の手術を受け、2ヵ月後リハビリを終え退院。現在歩行困難な身の為(80歳以上男性)
- ・見かけたらあいさつ程度で、特に接する機会がなかった(30~34歳男性)
- ・たまたま機会がありませんでした。(50~54歳男性)
- ・ころばないように見てあげる程度(60~64歳女性)
- ・機会がない(20~24歳男性)
- ・そのような機会はなかった(15~19歳男性)
- ・機会がなかった(25~29歳男性)
- ・関わる機会がとくにない(15~19歳男性)
- ・自分が障害者である(25~29歳男性)
- ・障がいのある人が活動していないから(70~74歳女性)
- ・一緒に活動をする場に参加する機会がない(30~34歳女性)
- ・そもそも会わないからです。(15~19歳男性)
- ・そういう場面にあれないので(45~49歳女性)

問48 障がいのある方にとって住みやすいまちをつくるためには、どのような活動が必要だと思いますか。

- 1 ・障がいがある人でも、働いて収入を得られるような職場を増やしたほうがいいと思う。
- 2 ・障がい者をもっと理解する会などがあれば、そしてリハビリのある病院などがあればもっと良くなるのではないだろうか
- 3 ・外出時の介助
- 4 ・障がい者についてももう少し理解が必要なのでは…と思います
- 5 ・ボランティア活動
- 6 ・交通手段、通信手段の充実。交流の場の提供。共に仕事の出来る環境や職場。
- 7 ・地域活動、社会に積極的に参加して、触れ合いの場を多く持てたいものだ
- 8 ・段差の無い環境（施設や建物、人と接する時など）
- 9 ・住民の理解が大切だと思います。具体的にどのような活動が必要かは、すぐに思い付きませんが、障がいのある方に差別や偏見がないまちが理想的だと思います。もし、今、差別や偏見があるのなら、その考え方を変える、変わるような活動があるといいです。
- 10 ・連絡が密になればよいかと思えます。
- 11 ・あまり不便のないように住みやすい地域にしていければいいと思う。
- 12 ・食品等のお店が遠いので配慮などが出来たら良いと思います。
- 13 ・社会保障制度を充実させ行政と地域住民が協力しながら頑張っていくべきだと思う
- 14 ・障がい者に対しての正しい理解の啓発
- 15 ・常にコミュニケーションが出来る状態
- 16 ・歩道の整備が必要だと思う
- 17 ・非常に漠然とした設問です。家族との同居が可能な場合、単独世帯の場合、施設（グループホーム等）で生活する場合など、条件により活動内容も異なると思いますですが…。（問47は家族との同居でなければ住みにくい）
- 18 ・障害をもっている方への偏見、まちがった理解を幼い頃からない教育や、大人の方達へも啓蒙する必要があると思います。障害があっても一人の人間であること、人として尊重されること、大雪にされるのが住みやすさの第1だと思います。その上でハード面の充実。どちらもやさしい町づくりが住みやすさにつながると思います。
- 19 ・バリアフリーや、障がいのある方には、いったいどうやって接すればいいのかの指導をしたほうがいいと思う。
- 20 ・障がい者だけでなく、普通の人さえも感じる事ですが、車を運転中で、外灯がなく、歩行者も見えない。歩行者もわかりやすい服装など心がけると共に、運転する人もわかりやすくするなど工夫が必要。
- 21 ・障がい者が自立して生活していける環境作り
- 22 ・住民がそれぞれ自分のことのように考え、障がいある方に特に接したい
- 23 ・バリアフリー化・軽い障がい者にも例えば車イスや、家（バリアフリー化）の工事等にかかる費用等の助けがもつとあると良いと思う。
- 24 1. 集落ごとの話し合いと実態の把握。支援を必要とする対象、内容、方法を調べる。  
2. 実態をもとに互助計画と組織を結成する（互助計画は仮称）。実態調査を基に話し合い、誰が誰をどの方法でどこに支援するか互助計画と向三軒両隣りの支援マップを作り全戸に配布する。  
3. 計画による災害時等の支援を実施する。  
4. 反省、評価。集落住民ニーズの変化に対応した互助計画の修正と展開。  
5. 全町災害対応マップを作り配布。

- 障がい福祉に関するアンケート結果（一般住民、問48・問49自由記述全意見）
- 25 ・福祉関係者が、行政が、訪問し要求に答える。障がいのある方が気軽に相談できるような体制づくり。施設を利用しやすいようにする（バリアフリーなど）。
- 26 ・西和賀町にはワークステーションありますが、そこへ行って何もできないので…と自宅にいる方もいます。その家庭は、デイサービスや必要な時に泊まれるショートステイがあればよいと思っています。
- 27 ・福祉に関係する情報や知識がほとんど無い地域住民の方々が、偏見無く障がいのある方々と付き合っていけるような環境が必要だと思います。（特に精神障害のある方。）・小が奔ある方と地域の方々のパイプ役となれるような存在があれば良いと思います。
- 28 ・障がいのある人が気軽に集まる…お茶会とか、お楽しみ会っていいって誰かの歌？またはCDをかけて聴かせて皆で一緒に歌う？楽しむだけでも気持ちが悪くウキウキになっていいと思います。ストレス解消にもいいと思いますよ。
- 29 ・住民の助け合い・使用しやすい建物
- 30 ・みんながサポートする気持ち
- 31 ・障がいのレベルに合わせた対応。あと、小学生のできれば授業とかで障がい者の方とふれ合うチャンスを作れたら良いと思います。ボランティア募集するだけだと同じ子ばかりか応募しません。動きとかぎこちないけどこわくはないこととか、1人じゃ困難な事もあるから少し手をかすだけですごく喜んでくれる事とか、教えてあげたら良いと思います。これからも頑張ってください。
- 32 ・幼少時から障がいのある方と交流する機会を多くつくる・バリアフリー化の充実・相談窓口の充実・多様なサービスを提供する
- 33 ・具体策の提示、積極的な行政の行動
- 34 ・障がいのある方が相談したい時、なんでも相談にのってくれる相手がいれば一番です。その相手が、相談された時、行動のできる人手あるようになってもらえばいいのですが。
- 35 ・施設のバリアフリー化。障がい者への理解を深める活動
- 36 ・自分の家に障がい者がいる場合は、自らオープンに相談にはなかなかできなと思うので、関係機関で継続的(定期的)訪問だったり、見守っている姿勢で安心を与えてあげる事が必要だと思います。
- 37 ・偏見のない意識でいつでもお互いに助け合えるという環境であれば、健常者も障害者も区別なく生活していけると思います。助け合う事が特別な事として一部の活動(援助)にせず、リーダーは全体的に働きかけるような考え方を持っていくべきである。
- 38 ・地区の交流など
- 39 ・身近に店を作る・議員だけで対策を考えるのではなく、住民の意見も取り入れる
- 40 ①バリアフリー②周囲、地域住民の障害のある方への正しい知識③福祉サービスの充実
- 41 ・障害者の活動できる場
- 42 ・障害があっても卑下することなく堂々といきいきと生活できるよう、家にこもることなくさまざまな年齢層とのかかわりをもてる場が、自ら行きたいと思える所となるような雰囲気、喜んで迎えてくれること、リハビリすることも自ら喜んでもらう指導が望まれるし、職員一人一人の意識も、仕事だからではなく、家族に接するようないいがあればと願う
- 43 ・障害者にもっともっと一般住民の方々が理解を示し、手を差し伸べてくれるような雰囲気してほしいし、障害者の目線で、そしてその立場に立った支援が何よりも大事だと思ふ。
- 44 ・公共施設等のバリアフリーの現状確認。相談や談話が出来る場所作り。
- 45 ・専門的な指導が出来る方と一緒に何か活動(レク等)をして、少しずつ健常者と障がい者が壁をなくす様にしたいと思う。
- 46 ・もっと便利な町が必要だと思う(買い物など)
- 47 ・町の行動
- 48 ・ゴミがない。階段が少ない。筋トレ。柔軟。



- 障がい福祉に関するアンケート結果（一般住民、問48・問49自由記述全意見）
- 49 ・色んな施設の充実・道路の整備・よりよい環境
  - 50 ・本人が支援を希望する場合の伝達法の整備（何をしたいかがわかりづらい）
  - 51 ・難しく、わからない
  - 52 ・障害そのものへの関心を高めてもらう
  - 53 ・住人の心遣い。バリアフリーなどがいっぱいある町
  - 54 ・障がいに対する意識改革。地域の大人達が障がいがあってもなくても、人を受け入れられる心を持っていない。大人が集まって人をいじめているような地域が沢山で心から残念です。小さい頃から障がい、そして他の人に対する考え方の意識形成をありのままの形で行っていくべきだと思います。
  - 55 ・障害をもつ人達にとって住みやすい町とは、障害のある人達もまたこの地域を構成する大切な一人の人間として取り扱われること。そして地域の中で自分も何か地域に貢献できるようになること（つまり地域の中で自分が生かされている実感が持てること）ではないだろうか。よく判らないが、これまでは保護主義のようなものが先に立ち、専門の病院や施設等に依存の姿が目立ったように思う。そしてまた家族も疲弊的になるなど、少なくとも一人の人間としての尊厳を重視した対応とは云い得ない状況だったように思う。
  - 56 ・歩道を広くする
  - 57 ・生活支援（身の回り、買い物の手伝い）・介護、医療の充実（訪問頻度を高める、通院時の足の確保）
  - 58 ・施設の充実
  - 59 ・病院でも設備がととのってないと、横手とか北上、あるいは盛岡方面に行くと思います。やはり設備がととのった病院だと安心して入院出来ると思います。
  - 60 ・障がいがある、無しにかかわらず、なるべく同じように生活する。先入観を与えないようにすることはない。
  - 61 ・専門の病院がないのではないかと思います。横手、北上、盛岡までどうにか自力で動かないとならないのは大変だと思います。自分にあまり障がいのある方への対応、かわり方、知識がないので、その様な方と関わる時の対応など学べる時間、機会がほしい。
  - 62 ・地域の人達はつねに明るい心持ちで、思いやりとやさしさを大切にすることを大事だと思えます。また、自分の立場に考えてやる助け合いの心。やさしい地域のきずなを大事に心にとめて接すること。障がいのある方もよることで、地域の人達と友にはげんで行けますように。
  - 63 ・バリアフリーやユニバーサルデザインをしっかりと行っていく。
  - 64 ●身体…各施設のバリアフリー化、冬期除雪支援強化、働ける場所があること●知的…教育施設、訓練施設の充実●精神…医療面でのサポートの充実
  - 65 ・その人1人1人までとは言いませんが、ちゃんと親身になってくれる人（ちゃんと知識のある方）が、相談相手になって話を聞いたり、頻繁に顔を出してあげたりますことが大事だと思います。
  - 66 ・障がい者が身近にいない、社会福祉・ボランティア活動をしたことがない為、いまいちピンとこないのが正直なところ。町内の公共施設のバリアフリー化は進んでいるのでしょうか？もし、わたしの家族がしょうがいをもった際、どうしていいかわからない為、相談できる窓口が充実していたら有り難い。
  - 67 ・近所に障害をもっている人がいるかいないかハッキリわからなかったのも、もっと地域の人を知れる事ができる交流の場があればよい。
  - 68 ・施設を作り、通いやすくする
  - 69 ・車のない人は交通の便が悪い。店がない。買い物に行くのに不便を感じる。
  - 70 ・訪問介護・バリアフリー
  - 71 ・住みにくい住みやすい人は人は十人十色ですので、個々の障がい者を良く見て地区の活動してもらいたい
  - 72 ・障がい者に対して、地域で育んでささえあえる明るい地域づくりが大事だと考える。そういう指導をもっと行うべきと思う。
  - 73 ・ここにはワークショップがあるから彼等ものびのびと過ごせると思う。内容があまりわかりませんので。
  - 74 ・障がいがある人のためのボランティア活動。
  - 75 ・障がいのある方を家族にもつ方に聞くのが一番いいのでは？

障がい福祉に関するアンケート結果（一般住民、問48・問49自由記述全意見）

- 76 ・どんな時でも力を合わせようにする。
- 77 ・障がい者も気楽に利用できる場所が思う。
- 78 ・施設の充実
- 79 ・今はまだ働く事で精一杯なのであまり考えたことがないが、時間ができたらふれ合う場をもっとみたいと思います。
- 80 ・地域リーダーを中心に、地域住民全員それぞれが役割を担い、地域で年数回の行事的な取り組みとして浸透させていき、その様な活動の意識を高めていくこと。
- 81 ・民生委員などの増員、地域などの見回り
- 82 ・みんなとふれ合うことから活動すればいいと思います。
  - ・祖母が足を悪くして感じたのが、バリアフリーが少ない事でした。また障がいがある人が住みやすくリフォームするための資金の負担などはあるのでしょうか？そういう情報をあまり知らないのですが、行政の手助けがあるといいのではと思います。また障がいとは関係ないのですが、お年寄りと子供達が触れ合うイベントが沢山あればいいなと思います。
- 83 ・「障がいのある方」に「住みやすいまち」って聞くとどんなまち？って聞くのが一番…方法（活動）、そしてそれを実現してあげること
- 84 ・バリアフリーの施設をつくりまくる。
- 85 ・隣近所に行く道路整備してほしい（老人がつかえをついてもつまづかない様な）
- 86 ・隠さず周囲に知ってもらおう事。突然問題が起きてからでは遅い。
- 87 ・若者によるボランティア活動
- 88 ・地域みんなで助け合って生活したいです。
- 89 1. 地域住民がお互いに声をかけ合う。
- 90 1. 施設等に通っていない障害の方が、自由に入り出来て、相談できる場所（常に職員が配置されている事が必要）。
- 91 1. 土、日にオープンして趣味で交流を生かせる場所。
- 92 ・バリアフリーの推進・ワークステーションのような施設の充実（安心した環境下で活動したり、生活を支援できるような）・地域住民の理解を得る
- 93 ・現状維持が良いと思います。
- 94 ・現状のとおり続行
  - ・閉鎖的な地域社会で、身内に障がい者がいる方は肩身のせまい思いをされているのではないかと思います。社協、行政、民生委員などが、第三者的な視点で支える事が必要だと思います。特にプライバシーの扱いは特に注意して頂きたいです。
- 95 ・障害のある方が一般の人達ともっと接する事ができる場、交流できる場があればよいのでは…
- 96 ・障がいのある方が集まり、用法交換ができるような、場所とうががあれば、孤立しないですむと思う。
- 97 ・障がい者の意見をくみとれば良いのではないかと。障がい者が不便と感じる事は健全者にはわからない。問47の設問は、健全者が判断するべきではない。障がい者に対して失礼。
- 98 ・障がいのある人もない人も、すべて平等であって、差別のないまちづくりをすべきである。
- 99 ・いろいろな人とボランティア活動や、一緒に楽しめるイベントに参加すること。
- 100 ・公共の場のバリアフリー化・緊急時の助け合う体制づくり
- 101 ・建物等はバリアフリーなどに変わってきたようですし、遠くまで買物に出なくても、販売車両が出てくる点は良いと思う。でも、家族が居なく、一人住まい等の障害の方もある事を考えると、地域、もしくは福祉協議会の見回りを、もう少し増やして行けば、そういう方との距離も縮み、気軽に声かけも出来るのでは…？今は、壁が出来てしまって、どうしてもお互いに”無視”に近いと思う。

障がい福祉に関するアンケート結果（一般住民、問48・問49自由記述全意見）

- 102 学校教育を通して障害者について学んだり、高齢者など弱者についてもっと学ぶべきだと思うし、ボランティア活動を多く行うことで将来に繋がると思うので、一番学校教育が必要な活動だと思います。
- 103 ・バリアフリー
- 104 ・福祉事業に関する雇用の安定
- 105 ・社会福祉又病院が近くて良かったと思う
- 106 ・障がい者に対しての意識を1人1人が変えた方がいいと思う。もっと若者との交流の場を設けるべきだと思う。
- 107 ・障がいのある方は他の人達と何も変わらない同じ人間だという事を100%理解してもらえ活動が必要だと思う。障がいというだけで差別するような風潮があるとすれば、町や国の発展は期待できないと思う。
- 108 ・もっと障がい者とかかわる行事をつくればいい
- 109 ・近所で助け合う。一人暮らしのお年寄りの家に、たまに顔を出して、話し相手になったりしてあげる。
- 110 ・専門的知識がないので分かりません。上下関係の気持ちをもって活動している限り、何をしても住みやすくはなりません。平等の意識を多くの方が認識するようにする事が先決かと思いますが。
- 111 ・バリアフリー化・子供達へ、障害についての学習の機会をつくること・障害のある方が、社会へどんどん出て来れる環境をつくること
- 112 ・住みやすい町とは、障害者の家庭を第一に思いやりのある町を作る事と思うが、いいかげんの同情は必要ないと考える。
- 113 ・歩道の整備等
- 114 ・障害者ばかりでなく、地域全体そして町全体が豊かになるにはどうしたら良いか。お金を持たない、仕事がなく若者が住まない、こんな状況を町長さんをはじめ議会でもっと考えて行かないと西和賀町が消えそうです。
- 115 ・歩道がほしい
- 116 ・交通の利便性の向上・その人にとって必要となる、施設やサービスの充実
- 117 ・障がいのある方のニーズを把握すること。
- 118 ・障がいのある方の生活を支えるためのボランティア活動や、地域住民の働きかけが必要だと思う。
- 119 ・隣近所仲良くやればいいと思います（私は沢内生まれじゃないので、すごくいやな時もあります）
- 120 ・障害者の気持ちにこたえること
- 121 ・みんなですげ合っって、出来る事を協力し合いながら！！
- 122 ・障害の方の気持ちになり整備する
- 123 ・障がいのある方と交流し、感じていることを聞き、みんなが住みやすいまちをつくらうとするのなら本気になる。
- 124 ・町でもっと力を入れるべき
- 125 ・西和賀町地域福祉計画策定資料のようですが、一般庶民が文書による突然のアンケート事務に困りました。アンケートの結果処理は大事にしていきたい。
- 126 ・障がいに対する知識がない（身体、精神、知的）。どのような活動が必要かはわからない。障がいを理解する事がまず先だと思っている。
- 127 ・安定した生活保障や、バリアフリー化の推進はもとより、何事も充實的楽しい雰囲気を持つ環境づくりは、地域住民一人ひとりと、「特に役場職員の方々若い人達」が、ボランティア精神を身につけ、積極的概念を持って、地域の活動、イベント等には、自主的に参加して協力する体制づくりが必定であると思います。また、行政区の各役員さんをはじめ、住民が一体化となり、互いに声をかけ合う運動の習慣的な体制づくり、特に一人暮らしの方には、一日一度は「電話でのあいさつでも良い」必要性があると思います。
- 128 ・自立心を養えるような教育が必要だと思う
- 129 ・バリアフリーにする（町全体）。道路を整備する。

障がい福祉に関するアンケート結果（一般住民、問48・問49自由記述全意見）

- 130・社会福祉、色々なサービスを利用して、一日一日を不安なく安心して生きてゆける様、まわりが家族と共に動き、障がい者、老人を見守ってあげたい。
- 131・地域住民たちとの交流
- 132・支援やサービスの情報が手に入れやすくなる様な活動。・身体に障がいのある人の移動（買い物等）がしやすくなるサービスの提供。
- 133・バリアフリーを増やす。
- 134・交通サービスの充実（福祉バス、タクシ―）・宅配サービスの充実（食事）
- 135・深く考えたことがないのでわからない
- 136・助け合い
- 137・バリアフリー化・移動手段の確保（バスが通っていない）
- 138・もつと身近に施設を作ったりすることが、住みやすい町をつくる第一歩だと思うし、必要だと思う。
- 139・雇用と居住できる場を増やす
- 140・周りの人達の理解・差別や偏見をせず接すること
  - ・障がいといってもいろいろな障がいがあります。障がいに関わせた活動が必要だと思われます。障がいのある方と普通の方が一緒にスポーツを行ったり、物作りなどする活動などがあつたらいいのではないか。
- 142・何でも気楽に相談できる場の提供・緊急時や災害時における支援体制
- 143・どこに行ってもバリアフリーであること

問49 その他、障がい福祉に関する意見・要望などありましたら教えてください。

- 1 ・障がい福祉などの映画を皆さんに見て頂く事で少しは皆さんも理解し興味を持って頂けるのではないのでしょうか（例えば各地区の公民館などで上映するとか）無理かな？
- 2 ・健常者と障がい者が一緒に住むためには差別してはならないし、また差別された人のことを考えて欲しいと思います。
- 3 ・障がいのある方は、障がいのない方よりできることが少ないかもしれませんが、障がいがあるなしに関わらず、互いの個性を理解し認め合い共に向上していける地域社会であればよいなあ…と思います。
- 4 ・障がい等の詳しいデーター（申請等）もっと知りたいです。
- 5 ・子供の知的・精神的障がいに対しては、家族の正しい理解と自覚、専門家の継続的な確かなアドバイスが必要だと思ふ。
- 6 ・この町の方達は、言葉は乱暴に聞こえても、障害をもった方達を心の中で支えている。おらほの共に生きる住民として支えようとする力がある町だと思ふます。基本は歴史の中から作り上げられています。国の方針や個々の問題等対応する事は多々あると思いますが、何が起ころうと、時代が変わろうと、西和賀が大切に思ってきた理論にのっとって進んでいってほしいと思ふます。
- 7 ・高齢世帯、独居高齢者にとって、交通、買物難民の現状の解決。ボランティア保険をかけたの、ボランティア活動をすの人のいないのは何故か？
- 8 ・家庭内暴力を繰り返す若者があります。定職にも就けずイライラし、精神障がいまで行かなくても、かなり不安定な方だと思ふます。高齢者等を守るのはもちろんですが、暴力をふるう方へも支援が必要と思ふます。安定した生活が送れるように。
- 9 ・母ですけど、福祉の方に話がありまして、個人的にその係りの人に電話したら、気になるらんぼうな言葉にっかりりました（名前は言いかねます）。それは22年度去年の事です。今年が良いです。
- 10 ・私の子供も今、発達遅れる病気で盛岡で一人で毎日泊まって頑張っています。昨年の5月10日から行っています。初めはたのむのをまよいましたが、やっぱりたのんで良かったと思っています。全然一人で立って歩けなかったのが、今では片手の手をつないであげると一人でがんばって歩きます。
- 11 ・障がい者の必要とする器具が近くにあれば良い
- 12 ・そもそもこのようなアンケート自体が障がい福祉対策の遅れを示している。アンケートの結果によらず、現状の把握と対策をもっと考えるべきである。アンケート結果を開示するだけでは全く無意味。そこから何が得られ、どう行動するか考えるべき。
- 13 ・障がい者向けの雇用の拡大をしてほしい
- 14 ・西和賀町が住みやすい町づくりを目指すならば、これ以上人口を減少しない工夫をし、仕事の出来る職場があることが大切だと思ふ。若い人たちが定着しない町で、福祉の向上や助け合いは難しい。学校教育、社会教育での充実はもちろんであるが、地域住民へも！仕事がないのであれば、盛岡、北上、横手へ1時間以内での通勤範囲なのだから、サポーター地域として、居住しやすい環境整備といやしの古里。
- 15 ・福祉関係の任命を受けている地域の委員に対して、その役割や知識、活動内容の情報交換、時には指導などを定期的におこなうことにより、福祉に関する意識がより高まり、地域への働きかけへの活動内容の充実が向上できると思ふます。人選についても有識者など、充分な検討をおこなって選出するなどし、誰もが楽しく生活していけるような町づくりを期待しています。
- 16 ・いろいろな活動、又、どのようにするべきかなどたくさんの方の考えはあると思ふますが、それと同時に、障害のある人も共に過ごして行くわけで、障害者としての自覚と、又、障害者でもやらなければならないこと、役割などの指導なども必要かと考える。
- 17 ・長期療養型入院施設があればいい
- 18 ・高齢者福祉でバリアフリーがあたりまえのように言われるが、至れり尽くせりが福祉ではないと思ふ。手を出さないこと、オムツをしないで済むようにトイレに行つて用をたすようにすることの方がその人のためになると思ふ。障害があるとうと、いかに自立し、健常者と同じ意識を持つか、もち続けるか、その人らしさを重要視すべきだと思ふ。
- 19 ・町の行動

障がい福祉に関するアンケート結果（一般住民、問48・問49自由記述全意見）

- 20 ・社協等の団体が、本人の家族と連絡が取れているのが疑問がある。雪払い程度なら子供たちで出来る筈です。独居老人、老々世帯だからといって簡単にスノーバスターズを派遣している様に見える。家族の依頼を受けてから出勤すべきではないのか。活動ありきの団体になっていないか、一考する時期だと思う。
- 21 ・障がい者と聞いて偏見を持っている人も中には少なくないと思うので、一人ひとりと、障がい者の方や家族の気持ちになって、互いに助け合っていきたいです。
- 22 ・人口自体が少ないため、障がい者も少ないだろうが、町全体の障がい者に対する認識、理解が少なく思っています。例えばイベントに参加しても、歩けない子はだめと言われ、嫌な思いをし、現在は保育園に通園しているが、入園する前は園の対応が悪く、障害児は普通の保育園には入所してはいけないと言う感じを受けました。入園してからも「療育センターとは違いますから」と言われ本当に嫌な思いをしました。担当の保健婦さん達が一生懸命に色々してくれるのが救いです。
- 23 ・もともと優しい人が多い地域なので、そんなにむずかしくなく思っています。
- 24 ・私はこの町が好きです。障がい者はこの町が好きだと思いますか？何ののための福祉か、何ののためのシステムか、今一度住民一人ひとりが認識を改めていく必要があると思いますので、私もその一人として出来る事をしていきたいと思っております。お仕事ご苦労様です。ありがとうございます。住民のための計画が出来るのを楽しみにしています。
- 25 ・地域の人々もやがて地域の中に障害をもつ方が居ることさえ忘れられてしまうようなことがあったように思うし、一人の人間の尊厳に係わる重要な問題だとどの認識もあまり持たれたとは云い得ないように思う。・かわいそうな人を助けてあげるとか、何かお手伝いをしてあげるとか、発想的発想に基づく対応策なら、今までと多分あまり変わらないように思う。大変なことではあるが、一地域、一行政等に任せきりの形をとらず、関係機関、団体が一体的に取り組む（それこそ組織的に）ことこそ障害のある方達にとって本当の意味での住みよいくつくりと云えるのではないだろうか。
- 26 ・災害ボランティアへの定期的な募集や、個人ではどうしたらいいのかなどの情報が欲しい。
- 27 ・専門的知識を有した人材育成に努めてほしい
- 28 ・障がい福祉と聞いても、何をしているのかが分からない。実体がよく分からないので、もっと地域住民にも分かりやすくしてほしいです。
- 29 ・私達バリアサン達にとっては、町の患者バスは大切なバスです。感謝しております。末永くよろしくお願ひいたします。
- 30 ・人間だれしも健康である事を願っていると思えますので、障がい者を長い時間をかけても良いから、障がい者に出来る事を教えておぼえてもらって、少しの事でも楽しい気持ちにしてください
- 31 ・ケアプランにシワが(予防)に行っております
- 32 ・西和賀でも精神障がい者が増えてきていると思う。その人達への対応、例えば、病院に行き、症状をおさええるなどして欲しい。精神だけでなく、身体、知的に障がいがある方々。今は親が見ているという人が多いと思う。しかし、この高齢社会、親が見れなくなると、その後の生活について考えてあげ、そんな事が必要ではないのか？親や配偶者がいなくなると突然施設に入れられるのは、施設側としては迷惑なので。施設で働く人間も、1人の人間ですよ！
- 33 ・私は西和賀のゲートボールに行っております。ドームに1週間8回行きます。健康のためですのがんばってます。私は沢内で一番年上です。私は兄弟も子供もおりませんので、年をとること寂しいと思えます。野菜作り家の事ぜんぶやってます。自分で思いのまま書きました。相談お願いします。
- 34 ・今の所自分で自らの事が出来るけど80歳過ぎてからが心配である。
- 35 ・障がい者の親も高齢化となっているので、家族だけでなく、いかに地域住民が声をかけてやるか、必要となって来る。  
・ 広報活動も必要ですが、どの地域に、どの様な障がい者がいるか、今一度把握する必要があると思う。
- 36 ・このアンケートはわかりづらい・そもそもこれを見て何を説明が足りない
- 37 ・自分も高齢者になり足腰が不自由になり、障がいのある方に手助けが出来ないのが申し訳なく思っております。
- 38 ・町内に障がい者（自分では何もできない寝たつきりとか）の入所施設を作ってほしい
- 39 ・障害者に対する一般住民のやさしい助け合いの気持ちを持ちてもらいたい。福祉という行政機関だけでは限界があると思う。

障がい福祉に関するアンケート結果（一般住民、問48・問49自由記述全意見）

- ・自立支援医療の手続きの際、書類がそろわず「後で持って来る」と言い、その後忙しさから忘れてしまいました。2ヶ月ほどそのままにしてしまい期限が切れてしまいました。その間、担当の方から電話が1本あったらなんと、自分が忘れた事に気づいてあげてそう思いました。2年に一回で良いはずの病院の証明も次の年も行うはめになってしまいました。そういう場合「どうしましたか？」の電話一本いただけ事ではできないでしょうか。
- ・昔は食べることが主にてお金のかからない日々でした。今は食べることより暮して行けないものです。昔のゆいっこの時代は苦しみながらも楽しい時もあったと思います。しかし今はぜんぜん違います。こんな西和賀で楽しんでいけるでしょうか。文句ばかりすみません。
- 42 ・ニーズに行政がどれだけの確に対応できるかだと思います。
- ・今はいろいろな障がい者がいるので、専門の人を雇うべきでは？顔見知りの役場職員では、知識がつけやき刃みたいで信頼度が薄いです。昔は障がいの窓口が北上だったのが今は市町村。近くなのはいいが、相談しづらいです。
- 44 ・住民懇談会をしっかりと行って、意見を直接聞き、計画に反映していくことが重要、アンケートなどで計画を立てることは「絵に書いた餅」になるので、ごまかさずしっかりと福祉関係者がチームを組んで、是非地域のみなさんの声を聞いてほしい。
- 45 ・社会福祉協議会と利用者に距離感が有る様な気がします。
- 46 ・介護認定されない程度の障がいのある人を、一時でもあずかってくれようような施設があると良いと思います。（2、3日の期間で）
- 47 ・誰でも気軽にボランティアなどをできるようにして、あまりわからない人でもわかりやすくしてほしい
- 48 ・行政だけで解決しないので地域住民をまきこむことが重要であると思う。

## 障がい者雇用に係るアンケート調査結果

- 1 実施主体  
西和賀町  
西和賀町障害者自立支援協議会就労支援部会
- 2 アンケートの対象  
西和賀町内に住所を有する企業
- 3 実施期間  
平成23年10月19日から平成23年11月19日まで
- 4 実施方法  
郵送による回答
- 5 回収状況  
配布部数 67部  
回収部数 46部  
回答率 68.7%



## 障がい者雇用に関するアンケート結果

西和賀町就労支援部会

問1 従業員数は

1.1～10人	21
2.11～20人	9
3.21～50人	9
4.50人以上	6

問2 主な業種は

1.農林業	0
2.建設業	9
3.製造業	9
4.電気・ガス業	2
5.運輸・情報通信業	0
6.卸売り・小売業	3
7.金融・保険業	0
8.不動産業	0
9.サービス業	13
10.その他	10

【その他内容】

医療福祉8、商工団体1、廃棄物収集運搬1

問3 現在障がい者を雇用していますか

1.雇用している	3
2.職場実習を受け入れている	0
3.職場適応訓練を受け入れている	0
4.過去に雇用していたことがあるが現在は雇用していない	2
5.雇用していない	40

【内訳】

雇用している(身体2人、知的2人、精神1人)

過去にある(身体3人)

問4 障がいのある方が担当している業務は

1.営業・接客	1
2.一般事務	0
3.清掃・軽作業	0
4.単純作業	0
5.専門作業	0
6.その他	2

【その他内容】

介護(サービス業)、調理業務(医療、福祉)

問5 障がいのある方の勤務時間は

1.1日8時間以上で週30時間以上	3
2.1日8時間未満で週30時間以上	1
3.週20～30時間	0
4.週20時間未満	0

問6 障がいのある方を雇用するきっかけは

1.障がい者からの応募があった	0
2.ハローワークに障がい者雇用の求人登録を行なった	0
3.特別支援学校から働きかけ、紹介	1
4.障がい者就労支援機関等からの働きかけ、紹介	1
5.ボランティア・知人からの紹介	1
6.元々従業員であった方が障がい者になった	1
7.その他	0

問7 障がいのある方を雇用してよかったことは

1.会社の社会的責任を果たせた	2
2.経営面の改善につながった	0
3.職場の雰囲気よくなった	0
4.従業員の障がいへの理解が深まった	2
5.障がい者の勤務態度は健常者と変わらないことがわかった	2
6.特になし	1
7.その他	0

問8 障がいのある方を雇用して困ったことは

1.要求する業務に対応できない	0
2.情報伝達が難しい	2
3.体調等により勤務時間が不安定	0
4.職場での人間関係	0
5.障がい者をサポートするスタッフの負担が大きい	1
6.事故・危険性を伴うので常時注意が必要	2
7.その他	1

【その他内容】

病欠が多い、体調管理が難しい(サービス業)

問9 その他、障がい者を雇用していく上で課題等は(自由記述)

・先日、県特別支援学校の就労担当の方が2名来社し、視察されました。その際に会社に対してお褒めのお言葉を頂戴しましたが、今現在3人の障害の人を雇用して、3人に共通していることを1つ挙げると、殆ど会社を休まないで働いていただいております。(仕事をしている上で、一番大切なことの一つ)

本当に当社として助かっています。生活面においても、良し悪しはあると思いますが口うるさいくらいにサポートしているつもりです。今後、障がい者を雇用していく上で、万が一会社がなくなっても、どこにでも対応できる様に仕事面及び生活面でも向上できるように日々教えていきたい所存です。(製造業)

・現在雇用している職員は、重度の難聴であるが、調理師の資格を専門学校で取得し頑張って勤めている。業務技術には問題はないが、情報伝達に少々難があり、他の職員が工夫している。介護業務は、身体的、精神的、コミュニケーションが重要なため軽度作業の洗濯や掃除等が今後雇用する上で該当になると思われます。(対象となる本人の障がいの度合いにもよりますが…)(医療福祉)

問10 障がい者を雇用していない理由は

1.雇用義務がないため	1
2.雇用したい気持ちはあるが、担当させる業務が思い当たらないため	22
3.雇用したい気持ちはあるが、今まで雇用した経験がないため不安である	5
4.雇用したい気持ちはあるが、施設・設備面で課題がある	5
5.雇用したい気持ちはあるが、助成制度がよくわからない	2
6.雇用したいとは思わない	3
7.その他	4

【その他内容】

応募がない(サービス業)、健常者でも雇用は難しい(製造業)、間に合っている(建設業)

問11 どのような課題が解決されれば障がい者を雇用してもよいとお考えですか

1.担当させる業務が発生したとき	27
2.専門のコーディネーター等の指導により不安が払拭されたとき	9
3.雇用後のフォローアップが充実したとき	12
4.施設・設備面の助成制度があるとき	6
5.雇用したい気持ちはあるが、各種助成制度がよくわからない	5
6.雇用したいとは思わない	2
7.その他	2

【その他内容】

景気回復による雇用拡大(サービス業)、今の所無理(製造業)

問12 雇用する障がい者に求めたいスキルは

1.パソコンが出来る	9
2.資格・免許を持っている	8
3.他の従業員とのコミュニケーションが円滑に出来る	23
4.お客様とのコミュニケーションが円滑に出来る	13
5.職場において求められる基本的マナー	22
6.当初は処理能力が低くても、徐々に従業員と同レベルの仕事がこなせる	8
7.当初は処理能力が低くても、最終的に従業員の5割程度の仕事がこなせればよい	5
8.特にない	5
9.その他	3

【その他内容】

電話対応(建設業)、要相談(製造業)

サービス提供が主な仕事なので迅速な対応(サービス業)

問13 障がい者を雇用する場合、就業時間は

1.原則として、正社員と同じ勤務条件が必要(フルタイム雇用)	9
2.正社員と同じ勤務時間が必要だが、残業まではしなくてもよい	6
3.半日程度の勤務時間でもよい(パートタイム雇用)	20
4.その他	1
5.わからない	7

問14 ①障がい者を雇用した場合、助成金等が受けられる制度があること知っているか

1.制度を知っている	20
2.制度を知らない	19

②実際に助成金を受けたことがあるか

1.実際に助成金を受けた	2
2.助成金を受けたことはない	21

問15 障がい者を雇用する上で必要な支援は何だと思うか

1.政策・制度上、雇用主・事業者への財政支援	22
2.専門指導員の配置	18
3.適正を見定めることの出来る職場実習制度	19
4.障がい者本人の生活面を支えるサポート	11
5.障がい者就労支援関係機関の訪問	4
6.特にない	2
7.その他	0

問16 障がい者雇用に関する研修会、勉強会があったら参加しますか

1.参加したい	3
2.参加してもよい	17
3.参加したくない	1
4.わからない	19

問17 どのような研修会・勉強会に興味があるか

1.障がい者雇用について法律・制度の概要説明	13
2.障がい者を雇用した場合の助成金等の説明	6
3.障がい者を雇用する場合に受けられる支援の説明	9
4.実際に障がい者雇用している企業等の事例報告	13
5.その他	0

問18 その他、障がい者雇用に対する意見・要望等

・特別支援学校から何年かぶりで会社訪問に来ましたが(15年以上同じ職場で働いているという事で)、就職難の時代ではありますがやはり休み(夏冬等)を上手に利用しながらでも、卒業生が入社した企業にたまには訪問してみるとか、入れっぱなしは次に繋がらないような気がします。そして、雇用する側の研修会のお知らせ等もありませんので、是非そういった場があれば日程等あれば参加してみたいと思います。(製造業)

・介護施設の場合、障がい者を受け入れる場合の業務内容の面などを考えていくと大変難しい面が多いと思う

・小規模施設の場合、職員配置もギリギリの人数でいっているのでサポート面でも厳しい面があると思う。(医療福祉)

・雇用主はもちろん障がい者と同僚になる従業員の理解や協力の支援が必要不可欠である。そのためには、3世代、4世代の大家族への支援を検討してもよいと思います。体の不自由な高齢者を大切にする人徳教育を推進する。

職場への認知、理解を深めるには幼年時、児童教育から取り組む必要がある。(商工団体)

・以前、若年性認知症の方をボランティアとして受け入れたことがありました。「家に閉じこもり、外に出ようとしないう、苛立ちから母親(85歳)に辛く当たる等」で依頼有り。好きな時間帯を選んでもらい、午後2~4時まで月曜と木曜に職員と一緒に掃除の手伝いなど、はじめの1ヶ月は「ここはおもしろい」と来ていましたが、その後プツリと来なくなりました。家を訪問したことがあります。「オラ役に立たない」とそれっきりとなりました。

母親は「世話になりながら申し訳ない」と繰り返す、こちらは「気にしないで下さい、いつでも遊びに来て下さい」と繰り返す状態。よい状態になれなかった事に気まずい思いをお互いにしてしまったのではないかと思います。(医療福祉)

・試しの期間が必要。現場で組み立てを教えていく、実行していかなければ策はでてこない。(サービス業)

・以前、障がい者を雇用していたことはありましたが、1人作業が出来ず指示を出しながらの作業でした。今は労働者を多く雇用し、維持することが厳しい状態です。1人の作業員で色々な職種(資格が必要になります)をこなしてもらっているのが今の現状です。単純作業等がなくなっていることから当社の仕事の内容からしても障がいのある方を雇用するのは困難に思われます。(現場での作業)(建設業)

・重機や車両が出入りしている状況、危険が伴う場合があるので、雇用は難しいというところが、今の現実です。(製造業)

・当社は、配管工事業が主としていますが、配管工は、第1級危険作業に指定され、大変危険と学習が伴う仕事となります。

雇用すると致しますと、事務職しかないと思われそうですが、今の所不足がございませんので、雇用に関しましてはお力になれないかと思われそうです。申し訳ございませんが、今後ともよろしく願いいたします。(建設業)

・障がいの部位、程度によっては適正かどうかがあると思います。

当法人のように介護職が主である場合、難しいと最初から思ってしまいます。事例等あれば教えていただきたいと思います。(医療福祉)

平成24年3月発行

---

発行 西和賀町  
編集 西和賀町保健福祉課  
住所 〒029-5692 西和賀町沢内字太田2地割81番地1  
電話 0197-85-3412 (直通) FAX 0197-85-2119

表紙の作品

犬の絵…田村豊実さん、木…高橋トシ子さん、紙毬…村上幸代さん、俵…鈴木啓子さん